

第二次あきる野市環境基本計画

歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野



平成28年3月

東京都あきる野市

＜法令、計画等の名称の標記について＞

第二次あきる野市環境基本計画では、その性格上、本文中に多数の法令、計画等の名称を使用しています。法令、計画等の名称は、原則としてかぎ括弧（「」）を付けています。

＜用語等について＞

第二次あきる野市環境基本計画では、その性格上、専門的な用語を使用している場合があります。本文中にはじめて登場した語句で、語句の後ろに「*」があるものは、資料編において用語の解説を掲載しています。（図中にのみ登場する語句は、図中の語句に「*」をつけています。）

＜図、写真、グラフについて＞

第二次あきる野市環境基本計画では、多くの図や写真、グラフを掲載しています。このうち、本文に必要となるものは、「図（番号）（タイトル）」を表示しています。また、本文の内容を補足するイメージ図などは、必要に応じて「タイトル」を表示しています。

～「歩きたくなるまち 住みたくなるまち」を目指して～



あきる野市は、「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げ、市民の皆様、事業者の皆様との協働のもと、様々な取組を進めてきました。

かつて環境への取組は、人々の健康や生活を守る公害対策が中心でした。しかし、今日では、環境という概念の拡大に伴い、人々の暮らしの基盤である生物多様性の保全や地球規模の環境問題である地球温暖化への対策など、新たな取組が求められています。このように環境への取組の需要が高まる中、地方公共団体においても、地域特性に応じた取組を行うことが責務と

なりました。

本市では、平成18年3月に策定した「あきる野市環境基本計画」をきっかけに、環境の保全、回復及び創造に向けた取組に着手しました。これまでに「あきる野市郷土の恵みの森構想」「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」といった環境分野の個別計画を策定するとともに、これらに基づき様々な取組を推進してきました。その結果、地域の皆様との協働による森づくりや森林レンジャーあきる野の発足など、全国的にみても先駆的な施策の実施に至っています。これらは、市民の皆様、事業者の皆様のご尽力と市の取組が結びついた成果であります。

このたび策定した「第二次あきる野市環境基本計画」は、本市の環境行政の羅針盤として、環境分野の個別計画を体系付け、施策の方向性を示すものです。本計画に掲げる望ましい環境像「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」を実現し、未来を託す「あきる野っ子」に、魅力あふれる自然と安心安全な生活空間を引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの心がけと取組の積み重ねが非常に重要となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画が環境行政の基本計画としてふさわしいものとなるよう、熱心にご審議、ご議論をいただいたあきる野市環境審議会及び市民検討委員会の皆様、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、事業者の皆様、そして、「あきる野市環境基本計画」の着実な推進に向け、環境白書の作成などにご尽力いただいているあきる野市環境委員会の皆様に心から御礼申し上げます。

平成28年（2016年）3月

あきる野市長 澤井敏和

目 次

第1章 基本的事項	1
1 策定の背景	1
2 基本理念	2
3 目的及び位置付け	3
4 基本方針と推進主体	4
5 計画期間	5
6 対象とする環境の範囲	5
7 進行管理の考え方	6
第2章 第一次計画の評価と望ましい環境像	7
1 本市の社会特性	7
2 本市の環境に関する取組の経過	11
3 第一次計画の評価	16
4 望ましい環境像と分野別の方針	22
5 施策の体系	24
第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組	27
1 施策の基本的な考え方	27
2 重点施策	27
3 自然環境分野	28
4 生活環境分野	37
5 エネルギー環境分野	45
6 人の活動分野	53
7 分野別の取組	59
第4章 推進体制と進行管理	107
1 推進体制	107
2 進行管理	109
資料編	113

第1章 基本的事項

第1章では、「第二次あきる野市環境基本計画」の目的や位置付け、基本方針、推進主体、計画期間など、本計画の基本となる事項についてまとめています。

1 策定の背景

■ 地球規模の環境問題に対応していくために

わが国で「環境」という概念が注目されるようになったのは、1950年代～1960年代の高度経済成長期に、自動車や工場などによる大気汚染*、生活排水による河川等の水質汚濁*などの公害が深刻化したことがきっかけです。現在に至るまでの間、私たちは環境の保全や回復、創造に向け、様々な努力を重ねてきました。この結果、大気質や水質などは大幅に改善されましたが、公害や資源利用、開発などによる負の影響は一層深刻さを増し、生物多様性*の低下や地球温暖化などの地球規模の環境問題が注目されるようになりました。



これらの問題に対処するため、生物多様性条約締約国会議*（COP-CBD）や気候変動枠組条約締約国会議*（COP-FCCC）が開催され、国の枠を越えた話し合いが進み、各国が対策に取り組んでいます。わが国においても、「生物多様性基本法」（平成20年（2008年））が制定されるなど、先進国としての役割を果たすため、様々な取組が進められています。

■ 「東日本大震災」を経て

地球温暖化対策をはじめとする様々な環境施策が展開される中、平成23年（2011年）3月11日に東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所事故が起こりました。この事故をきっかけに、原子力発電やエネルギーなどへの国民の関心が急速に高まり、地球温暖化対策においては、再生可能エネルギー*の積極的導入などが進められるようになりました。

また、多くの尊い命や故郷の情景を奪った震災は、他者との関係性や地域とのつながりを再認識するきっかけともなり、生命や環境への関心も高まっています。

■ 「持続的発展が可能な社会」づくり

生物多様性の低下や地球温暖化などの環境問題は、人口や食糧、経済などの社会の様々な状況と複雑に影響し合っています。このため、環境への取組は、あらゆる人の認識を共にし、様々な観点から実施すべきものでなければなりません。その一方で、人間社会の更なる発展も求められています。

環境問題の解決と人間社会の発展を同時に進めていくためには、環境・経済・社会が相互にバランス良く作用し、好循環を生み出す「持続的発展が可能な社会」の構築が必要です。

- 未来の子ども達に向けて私たちができること
わが国では、平成5年（1993年）に「環境基本法」が制定されて以来、地方公共団体においても、良好な環境の保全及び創造、さらに持続的発展が可能な社会の実現に向けて、区域の特性に応じた環境に関する取組を行うことが責務となりました。



環境問題は、どれも他人事ではありません。環境問題の解決には、私たち一人ひとりが問題に対して自覚を持ち、自ら取り組んでいこうとする意識と行動が必要です。この行動の積み重ねが環境の保全や回復、創造へとつながり、未来の子ども達に向けた大きな「贈り物」を生み出すこととなります。

- 更なる環境施策の進展のために

市では、平成16年（2004年）3月に、環境の保全、回復及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。その後、平成18年（2006年）3月には、「あきる野市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、環境に関する取組を本格的に開始しました。

第一次計画が策定されてからの10年間で、「あきる野市郷土の恵みの森構想」（以下「郷土の恵みの森構想」という。）や「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地球温暖化対策地域推進計画」という。）、「生物多様性あきる野戦略」（以下「あきる野戦略」という。）などを策定し、多様な主体との連携のもと、様々な取組を進めてきました。第一次計画の計画期間が平成27年度（2015年度）で満了することに伴い策定する「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、これまで取組に携わってきた方々の決意と期待を受け継ぎ、市が進める環境施策を体系付けるものとなります。

2 基本理念

本計画の基本理念は、環境基本条例の基本理念に基づき、次のとおりとします。

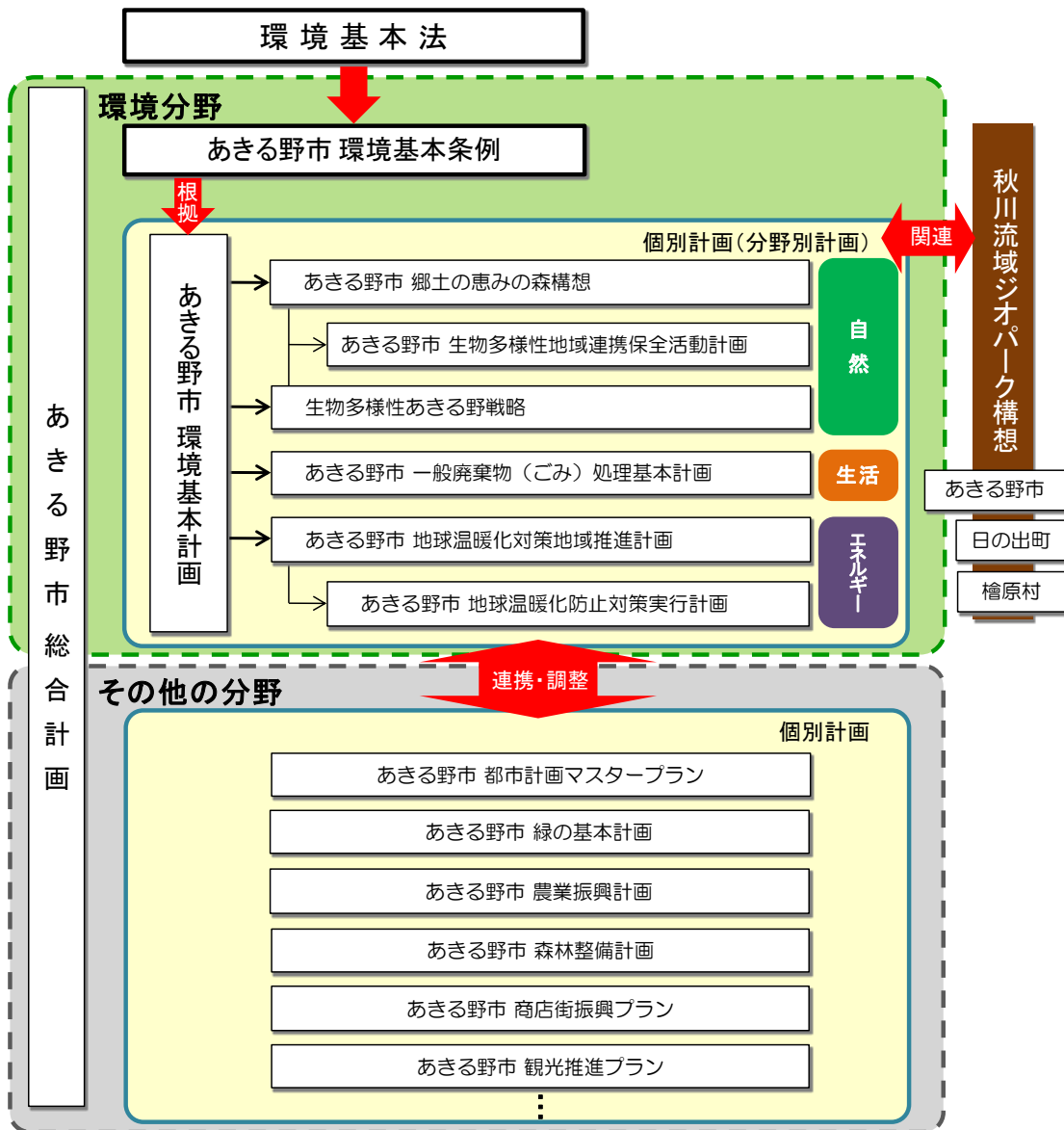
- (1) 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- (2) 環境の保全等は、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 目的及び位置付け

本計画は、環境基本条例第8条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、本計画は、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。また、「あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等（以下「分野別計画」という。）の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています（図1）。

推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携して、調整を図っていくこととなります。



この図では、計画等は正式名称を用いています。

「あきる野市郷土の恵みの森構想」や「生物多様性あきる野戦略」は、様々な個別計画と横断に関わるものと位置付けていますが、「あきる野市環境基本計画」の体系を分かりやすく示すため、他の個別計画との関連性を省略しています。

図1 環境基本計画の位置付け

4 基本方針と推進主体

本計画の基本方針は、基本理念に基づき、第一次計画と同様に「市民・事業者・市の協働（連携・協力）によって、豊かな自然と人々が共生できる持続的発展が可能な社会を実現する」とします。

したがって、本計画の推進主体は、第一次計画に引き続き、市民・事業者・市の三者になります（図2）。ただし、国や東京都、近隣市町村との緊密な連携が必要となる施策や本市を訪れる観光客の協力が必要となる施策などについては、内容に応じて、推進主体に国や東京都、観光客などを加え、連携を図ることとします。

また、本計画の推進は、一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、各主体の役割や特性を活かして、協働しながら取り組んでいくものとします。

【基本方針】

**市民・事業者・市の協働によって、豊かな自然と人々が共生できる
持続的発展が可能な社会を実現する**

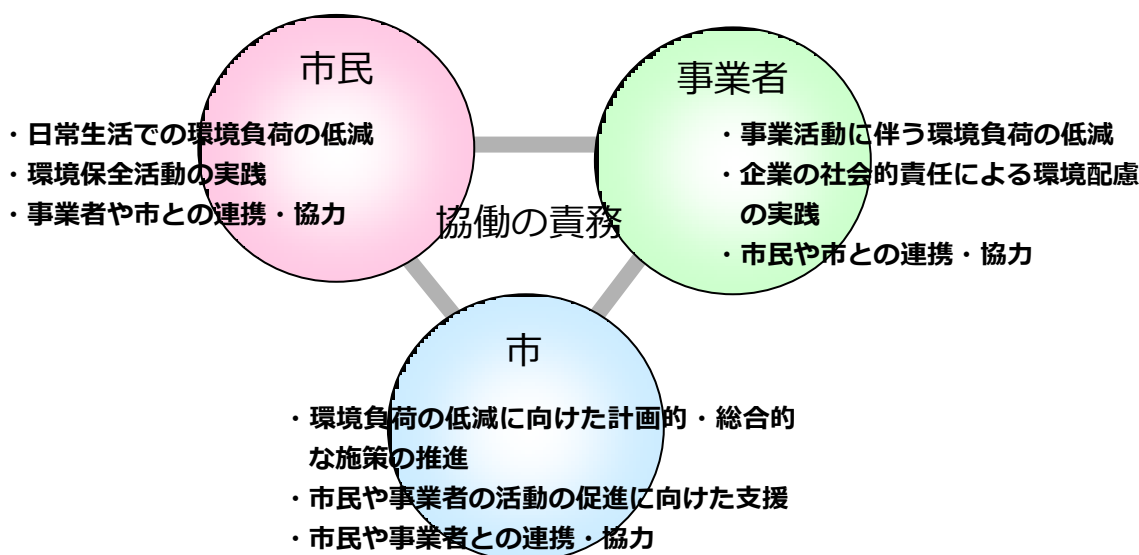


図2 各推進主体の役割

5 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）までの10年間とします（図3）。

ただし、平成32年度（2020年度）に上位計画である「あきる野市総合計画」の見直しが行われることを考慮し、計画期間の折り返し時期である平成32年度（2020年度）に必要な見直しを行います。

また、社会情勢に大きな変化があった場合などは、上記に関わらず、見直しの必要性等を検討します。

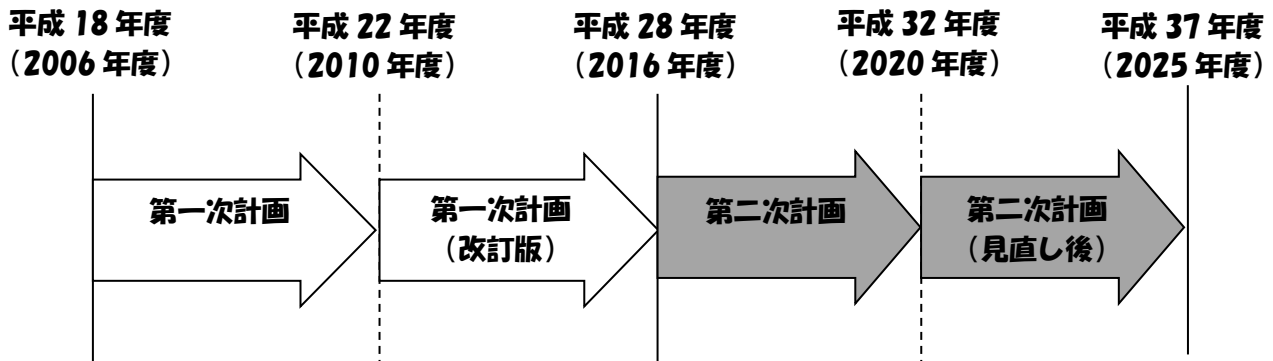


図3 計画期間

6 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」といった地域及び地球規模の環境と、これらから恩恵を受けている、又は影響を及ぼしている人間の活動や地域社会、まちづくりなどを含めた「人の活動」とします（図4）。

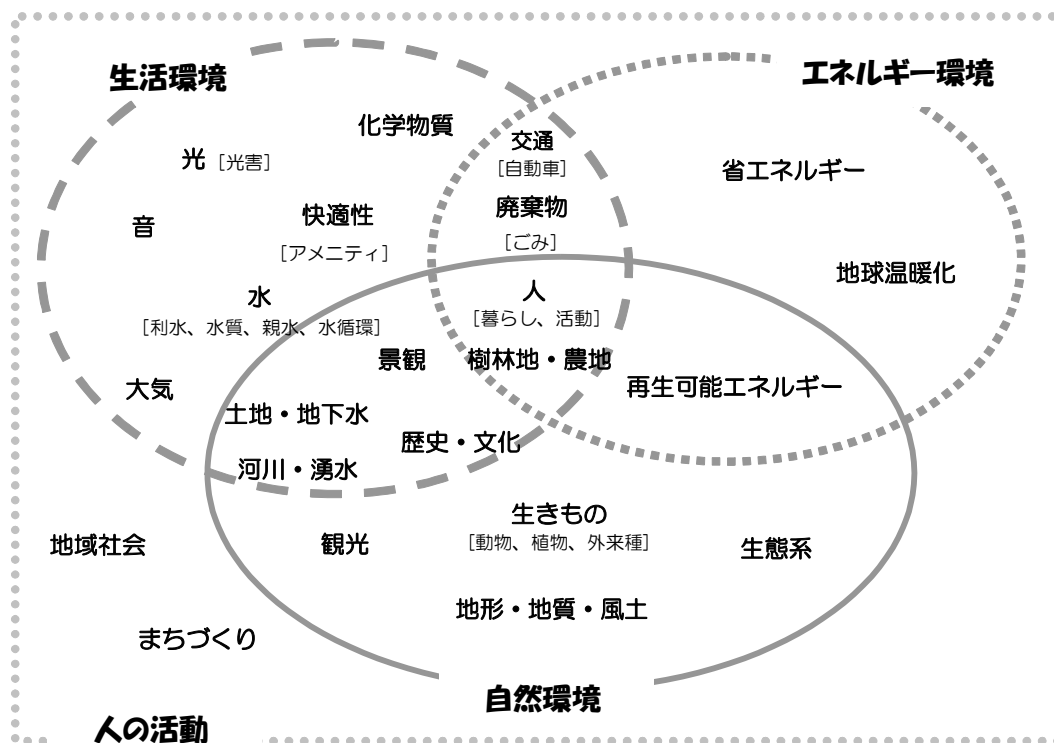


図4 対象とする環境の範囲

7 進行管理の考え方

本計画は、第一次計画と同様、計画に位置付けられた施策が着実に推進されているかなどについて、市民・事業者・市の三者が協働して、点検・評価を行います（第4章参照）。

また、本計画は、「あきる野戦略」や「地球温暖化対策地域推進計画」といった分野別計画を包含するものであるため、これらの分野別計画の進行管理についても、本計画の進行管理と併せて行うものとします。

点検・評価に当たっては、施策の進捗状況のほか、関連指標の達成状況、環境に対する満足度、環境保全活動の実施状況を基礎資料とします。

さらに、点検・評価の結果や、社会情勢の変化、市内外での環境の変化等をみながら、必要に応じて、点検・評価の方法や関連指標の見直し、計画の見直し等を行うこととします。

第2章 第一次計画の評価と望ましい環境像

第2章では、本市の社会特性や環境に関する取組の経過、第一次計画の評価をまとめるとともに、望ましい環境像、施策推進に向けた方針、施策の体系を示しています。

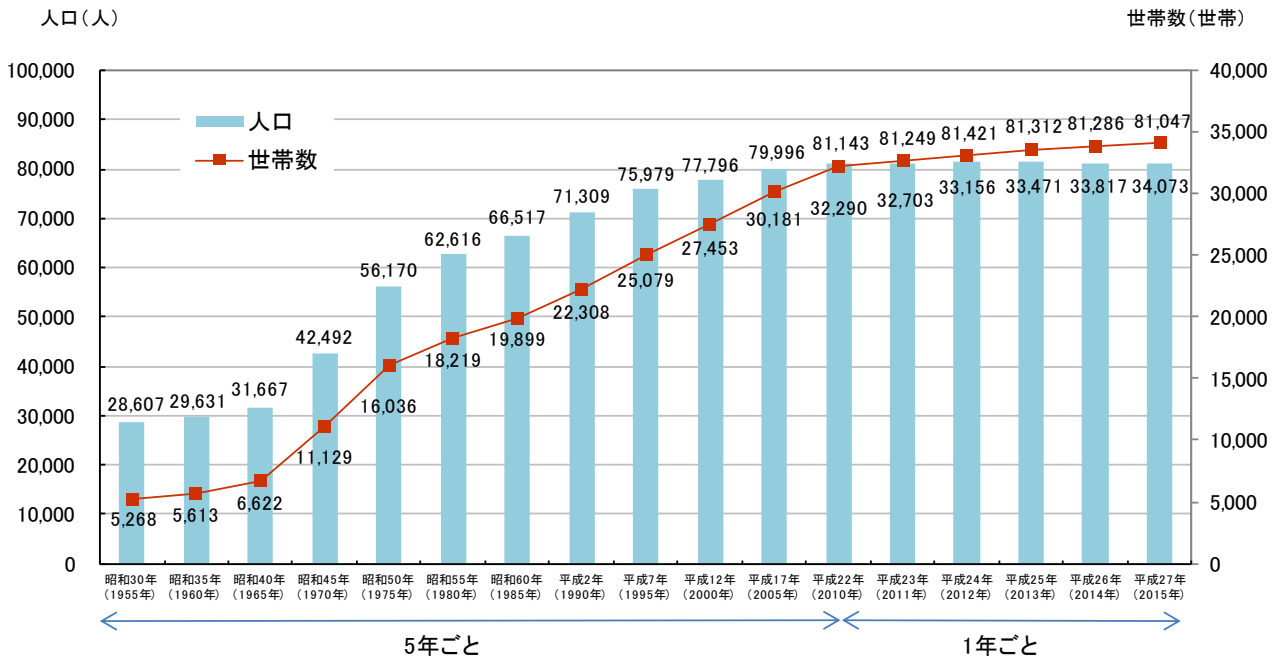
1 本市の社会特性

(1) 人口の推移

本市の人口は、増加傾向でしたが、平成24年（2012年）以降はほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化の進行に伴い、今後は減少傾向になると推計されています。

人口の推移は地域ごとに傾向が異なり、市街化が進んでいる地域では人口が増えているのに対して、山間部等では人口が減っています。

一方、核家族化や高齢者のみの世帯の増加を背景に、世帯数は増加していますが、一世帯当たりの人口が減少しています（図5）。



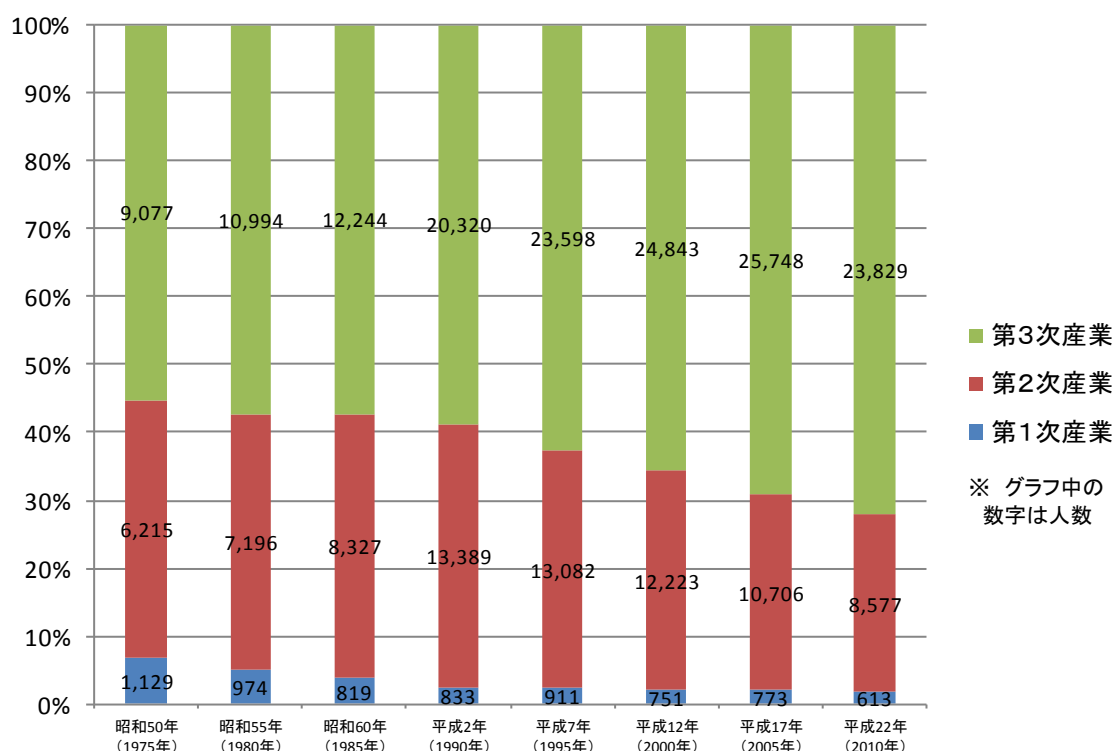
(出典：住民基本台帳等から作成)

図5 人口と世帯数の推移

(2) 産業構造の変化

本市の産業別就業者は、第3次産業（卸売・小売業、サービス業など）が中心となっています。第1次産業（農林水産業）の従事者は非常に少なく、小規模経営がほとんどです。

就業者数の産業別割合の推移をみると、第1次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向であり、第2次産業（製造業、建設業など）は平成2年（1990年）以降、増加傾向から減少傾向に転じています（図6）。



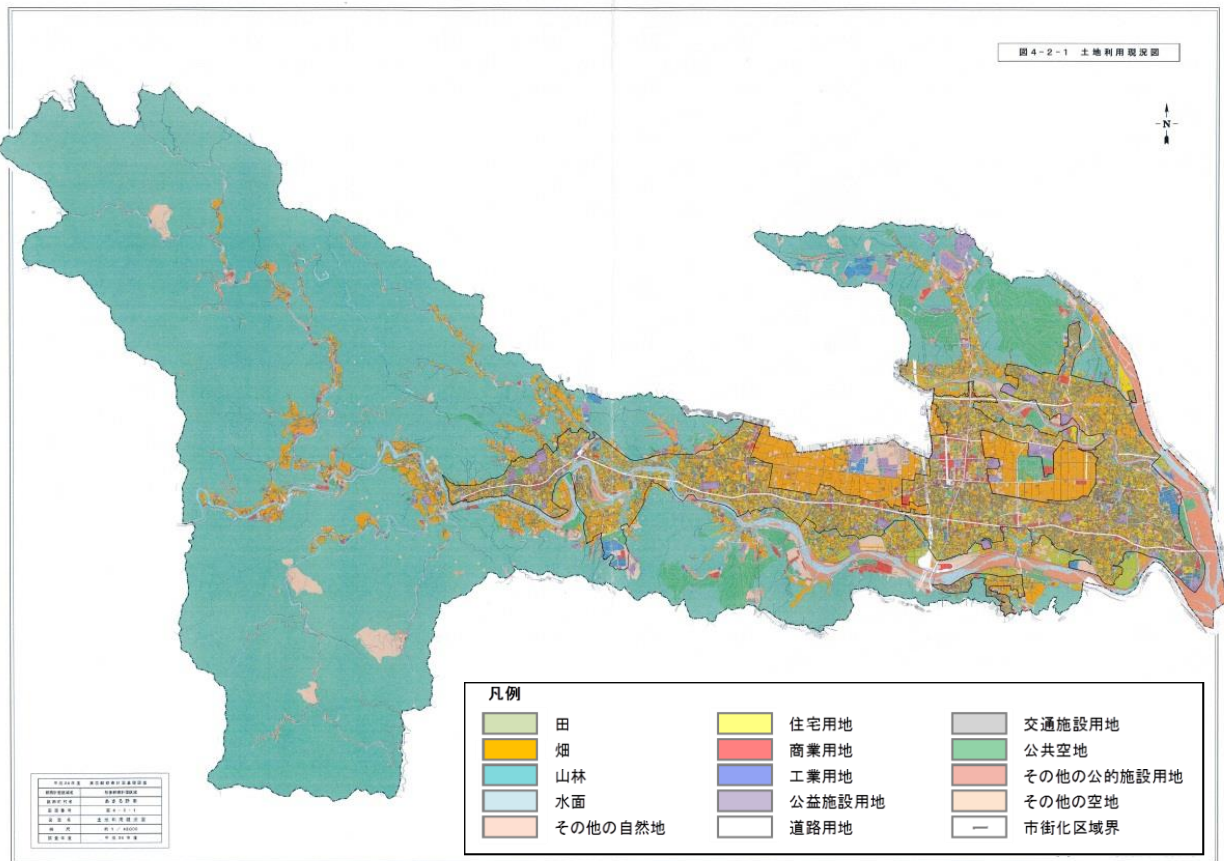
(出典：あきる野統計等から作成)

図6 就業者の産業別割合と人数

(3) 土地利用及び道路整備の状況

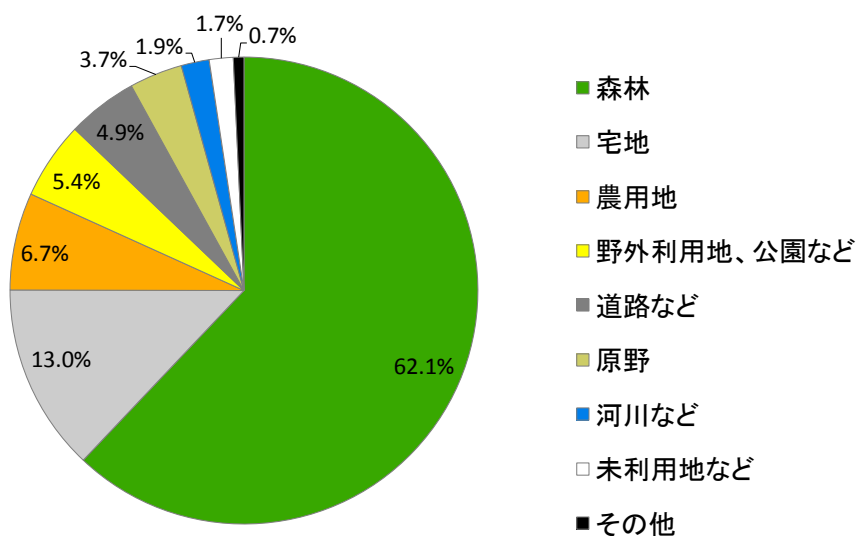
土地利用の状況は、緑豊かな本市の特徴として、森林が市域の6割となっています。森林の面積にあまり変化はみられませんが、樹種構成は、戦後の拡大造林*により、主に広葉樹からなる天然林が減り、スギ・ヒノキ人工林が大幅に増えました。また、市街地は、東部の台地部を中心に広がっています（図7）。課税上の地目*などから土地利用の変遷をみると、市街化が進んでいることがわかります。

土地利用の割合は、自然的土地利用（森林、原野、河川など）が約70%、都市的土地利用（宅地、道路など、未利用地など、その他）が約20%となっています（図8）。



(出典：平成24年度(2012年度)土地利用現況調査)

図7 土地利用状況

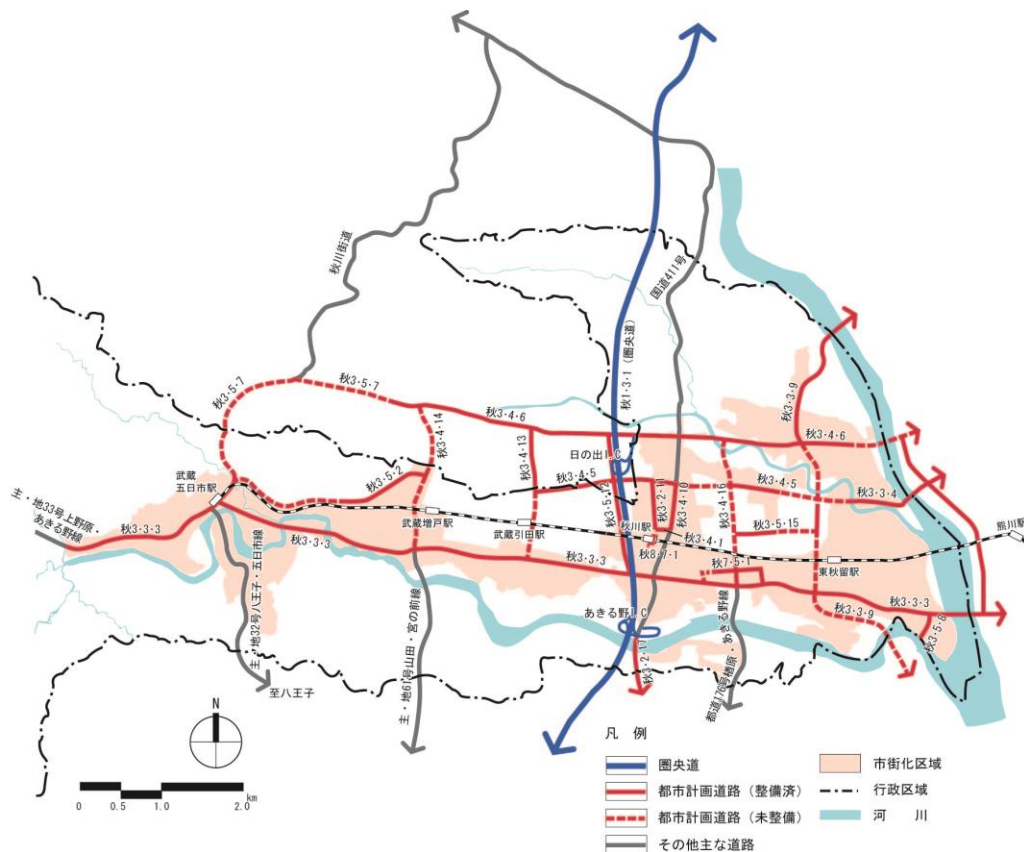


(出典：平成24年度(2012年度)土地利用現況調査から作成)

図8 土地利用割合

本市の幹線道路網を構成する都市計画道路は21路線であり、総延長は約39,050mになります。整備状況は、平成27年（2015年）6月30日現在で68.96%となっています。

また、段階的に整備されている圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、関越自動車道や中央自動車道、東名高速道路、東北自動車道に接続され、本市から各方面へのアクセス性が飛躍的に向上するなど、道路交通における利便性が増しています（図9）。

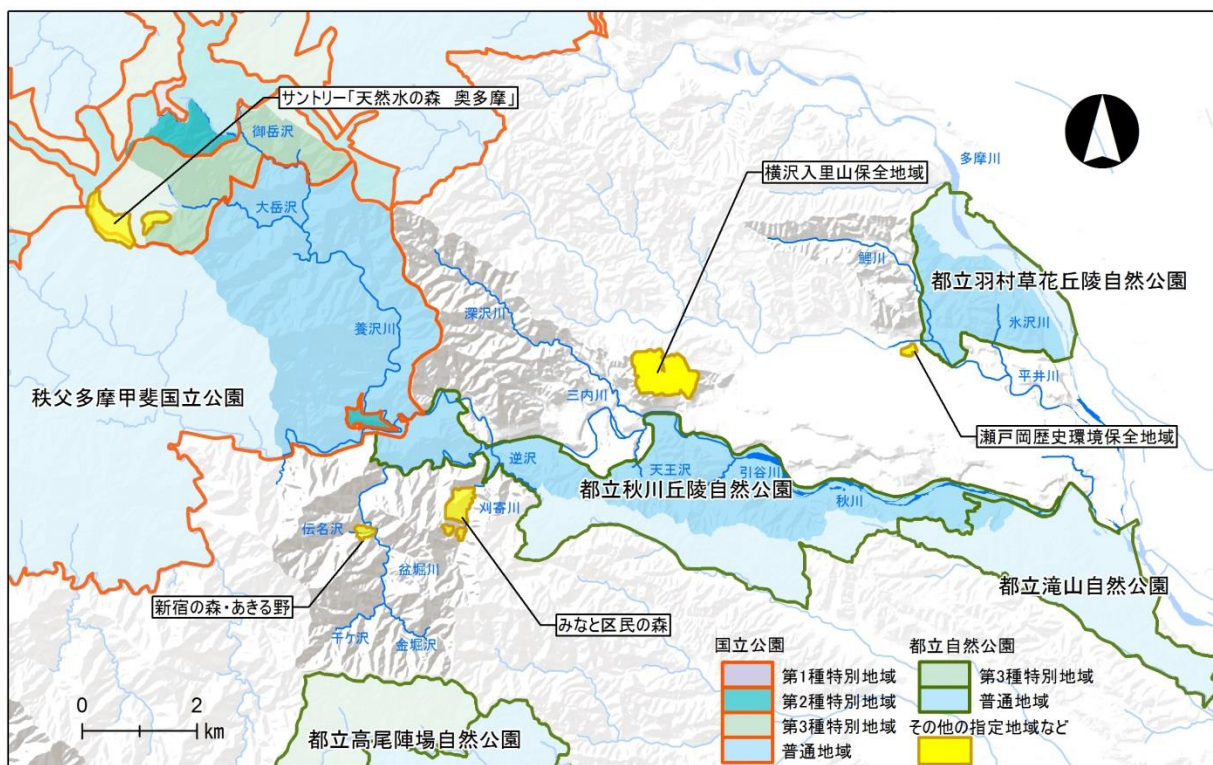


（出典：平成23年（2011年）あきる野市都市計画マスタープラン）

図9 都市計画道路等整備現況図

（4）自然公園の指定状況等

本市の自然公園などの区域指定に関するものとして、「自然公園法」や「自然環境保全法」「森林法」「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」「東京における自然の保護と回復に関する条例」「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」（以下「緑地保全条例」という。）といった法令などがあります。これらを根拠に、北西部の森林や北部・南部の丘陵が国立公園や東京都の自然公園に指定されているほか、東京都による保全地域、地方公共団体（港区、新宿区）や企業との連携による森林の保全等が行われている地域があります（図10）。



※ サントリー「天然水の森 奥多摩」*は市域外の市有林です。

図10 自然公園等指定地域図

2 本市の環境に関する取組の経過

「人と緑の新創造都市」を掲げる本市では、環境行政の推進のため、平成16年（2004年）に環境基本条例を制定し、平成18年（2006年）には、第一次計画を策定しました。第一次計画は、自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野から構成されています。各分野における取組の経過は次のとおりです。また、取組の経過を15頁に年表としてまとめました（図11）。

(1) 自然環境分野

第一次計画では、「豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ」という分野別目標のもと、本市の自然環境を把握するため、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3年間を調査期間とする自然環境調査を進めました。この時に中心となったのは、市内の自然環境の調査研究に様々な場で携わってきた市民で構成する自然環境調査部会です。

調査結果は、本市の自然環境に親しみを持つ機会となるように、「知って守ろうあきる野の自然（リーフレット）」の発行に結びつくとともに、「あきる野市自然環境調査報告書（平成21年度～23年度）」（以下「自然環境調査報告書」という。）にまとめ、公開しました。



自然環境調査部会による調査
（オオムラサキ調査）

また、市域の6割におよぶ森林について、社会情勢の変化に伴う林業の衰退などにより、森林の健全性の低下が懸念されることから、平成22年（2010年）に「人と森との新たな共生の姿の創出」を目指す「郷土の恵みの森構想」を策定しました。翌年には、同構想の具体的な実施方針を示した「あきる野市郷土の恵みの森づくり基本計画」（以下「郷土の恵みの森づくり基本計画」という。）を策定し、「郷土の恵みの森づくり事業」に着手しました。「郷土の恵みの森づくり事業」では、地域との協働による昔道及び尾根道の補修事業や景観整備事業（地域との協働による森づくり事業）、生物調査、野生動物の保護活動、自然環境を活かした環境教育などの様々な取組を進めています。

「郷土の恵みの森構想」の推進役として、市町村レベルでの設置は全国初となる「森林レンジャーあきる野」（以下「森林レンジャー」という。）が発足しました。森の専門家である森林レンジャーは、「地域との協働による森づくり事業」に参画するとともに、森のパトロールや生物調査、子ども達を対象とした環境教育などに取り組んでいます。



森林レンジャーあきる野

これらの取組により、本市の豊かな生物多様性が明らかにされるとともに、市全域における生物多様性の保全などが求められるようになり、平成26年（2014年）に「あきる野戦略」を策定しました。「あきる野戦略」は、本市の生物多様性の現状のほか、目標とする望ましい姿や、本市が生物多様性の取組を本格的に進めていく姿勢を示すものとなりました。さらに、平成28年（2016年）には、「あきる野戦略」の実施計画として、計画期間が満了となる「郷土の恵みの森づくり基本計画」を発展的に改定し、「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定しました。

このほか、あきる野市、日の出町、檜原村の秋川流域の3市町村では、平成24年（2012年）から、「秋川流域ジオパーク構想」の取組に着手し、秋川流域の地形・地質の保全などを進めています。

（2）生活環境分野

第一次計画では、「公害のない、魅力あふれる循環型のまちとする」という分野別目標のもと、公害や廃棄物への対策のほか、魅力あるまちづくりなどの様々な取組を進めてきました。

生活環境の状況を把握するため、大気や水質などの環境調査を継続するとともに、法令に基づく公害対策に取り組みました。

また、廃棄物対策としては、平成16年（2004年）から実施したごみの戸別収集・有料化のほか、一斉清掃、資源集団回収、ペットボトル等拠点回収などを行い、資源循環型社会の構築を進めてきました。

本市や近隣町村のごみ処理を担う西秋川



新しいごみ処理施設

衛生組合では、ごみ処理施設の老朽化が進んでいる、焼却灰を埋める最終処分場がいずれ満杯になるなどの課題を抱えていました。これらの課題を解決し、循環型社会*の形成を更に推進するため、新たなごみ処理施設の整備が進められ、平成26年（2014年）4月から新炉が稼働しました。新炉では、処理できるごみの対象が拡大するとともに、処理に伴い発生する熱エネルギーを回収して発電し、施設内の空調設備などの電力として利用することができます。また、最終処分場から掘り起こした埋立物を再融解し、スラグ*化して容積を小さくすることで、最終処分場の延命にも貢献しています。

自然環境分野で様々な施策が開始される中、本分野では廃棄物対策が大きく進展しました。

（3）エネルギー環境分野

第一次計画では、「わがまちから地球温暖化に対応する」という分野別目標のもと、様々な地球温暖化対策の取組を進めてきました。

本市では、平成10年（1998年）に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業について、率先して地球温暖化対策に取り組むこととし、平成13年（2001年）に「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」（以下「地球温暖化防止対策実行計画」という。）を策定しました。

平成14年（2002年）に取得認証した環境マネジメントシステム*の国際規格である「ISO14001*」や「地球温暖化防止対策実行計画」に基づく取組により、職員の環境に対する一定の知識やスキルが備わったことから、平成21年（2009年）には、市独自の環境マネジメントシステムとなる「あきる野市公共施設におけるエコ活動」（以下「エコ活動」という。）を定め、環境活動の指針として取組を進めています。さらに「地球温暖化防止対策実行計画」については、第三次計画の策定に至っています。



また、本市全体を対象とする地球温暖化対策を推進するため、平成26年（2014年）に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、家庭や事業所による地球温暖化対策の推進のほか、市の支援策・誘導策などを示しました。

（4）人の活動分野

第一次計画では、「市民・事業者・市が協働して行動していく」という分野別目標のもと、市民・事業者・市による新たな協働組織の設置や環境に関する情報共有、環境教育の充実などを進めてきました。

市民・事業者・市の協働組織として、平成19年（2007年）に発足した「あきる野市環境委員会」（以下「環境委員会」という。）は、第一次計画の施策進捗状況調査の確認を行うとともに、グリーンカーテンコンテストなどの取組を企画・推進してい



環境委員会の活動の様子

ます。

また、情報共有の取組としては、平成21年（2009年）から、施策進捗状況調査の結果などをまとめた「あきる野市環境白書」（以下「環境白書」という。）を毎年度作成し、公表しています。

環境教育においては、体験学習施設である「小宮ふるさと自然体験学校」の運営や、公募した小学生が森林レンジャーとともに森づくりを行う「森の子コレンジャー活動」の開始など、各種施策の進展に伴う新たな取組を行っています。

また、「郷土の恵みの森づくり事業」において、森づくり事業を支援するボランティア組織「森林サポートレンジャーあきる野」（以下「森林サポートレンジャー」という。）を発足するなど、様々な主体が協働する機会の創出も進めています。



森の子コレンジャー活動の様子

年	自然環境分野	生活環境分野	エネルギー環境分野	人の活動分野
平成16(2004)	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本条例制定 			
		<ul style="list-style-type: none"> ごみの戸別収集開始 市指定ごみ袋の有料化 		
平成17(2005)				
平成18(2006)	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（第一次計画）策定 			
平成19(2007)				<ul style="list-style-type: none"> 第1期環境委員会発足
平成20(2008)			<ul style="list-style-type: none"> 第二次地球温暖化防止対策実行計画策定 	
平成21(2009)	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境調査部会による調査開始 		<ul style="list-style-type: none"> エコ活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> 環境白書作成開始（以降毎年度作成・公表）
平成22(2010)	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の恵みの森構想策定 森林レンジャー発足 			<ul style="list-style-type: none"> 第2期環境委員会発足 森林サポートレンジャー発足
平成23(2011)	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画（第一次計画）改訂 			
	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の恵みの森づくり基本計画策定 			<ul style="list-style-type: none"> 森の子コレンジャー活動開始
平成24(2012)	<ul style="list-style-type: none"> 「知って守ろうあきる野の自然」発行 秋川流域ジオパーク構想取組開始 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 		<ul style="list-style-type: none"> 小宮ふるさと自然体験学校開校
平成25(2013)	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境調査報告書」発行 		<ul style="list-style-type: none"> 第三次地球温暖化防止対策実行計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期環境委員会発足
平成26(2014)	<ul style="list-style-type: none"> あきる野戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなごみ処理施設稼働 ごみの分別方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策地域推進計画策定 	
平成27(2015)	<ul style="list-style-type: none"> （・第二次計画策定に着手） 			
平成28(2016)	<ul style="list-style-type: none"> 第二次計画策定 			
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性地域連携保全活動計画策定 			

図11 本市の環境に関する取組の経過（年表）

3 第一次計画の評価

(1) 第一次計画の目標

平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする第一次計画は、計画全体の目標として、望ましい環境像を定めるとともに、分野別の目標を設定しました（図12）。

本計画の策定には、第一次計画を評価し、課題等を抽出することが必要です。

分野	目標（望ましい環境像）
全体	歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野
自然環境	豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ
生活環境	公害のない、魅力あふれる循環型のまちとする
エネルギー環境	わがまちから地球温暖化に対応する
人の活動	市民・事業者・市が協働して行動していく

図12 第一次計画の目標

(2) 評価方法

① 評価対象の設定

評価は、第一次計画に沿って、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野のほか、4分野の評価を統合した「全体」の5つを対象としています。

② 評価指標の設定と評定の算出

評価指標は、「施策進捗状況」「関連指標及び目標達成のめやすの達成状況」「環境に対する市民満足度」「環境保全活動の実施状況」の4つとします。評価指標の評価は、「平成25年度 あきる野市環境白書」や、本計画の策定に伴い、平成26年度（2014年度）に実施した市民・事業者を対象とする「環境に関するアンケート調査」の結果などから行います。

また、それぞれの評価指標について行われた評価を5点満点で点数化し、さらに「評定」として、評価対象ごとに平均点を算出します。評定が高いほど、望ましい環境像の実現に近づいていることとなります。

なお、評価指標や評定の算出方法の詳細、「環境に関するアンケート調査」は、資料編に掲載しています。

(3) 評価結果（各分野、全体）

「(2) 評価方法」に基づき、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の各分野について、「施策進捗状況」「関連指標及び目標達成のめやすの達成状況」「環境に対する市民満足度」「環境保全活動の実施状況」のそれぞれに対する評定を算出し、その結果をグラフにしたものから評価を行います。

また、「全体」については、分野ごとに全評価指標の評定の平均値をグラフにしたものと評価指標ごとに全分野の評定の平均値をグラフにしたものから評価を行います。

ア 自然環境分野(図13)

(ア) 施策進捗状況

「モデル地区での水質浄化活動」など、実施に至らなかった施策もありますが、「郷土の恵みの森構想」の策定・推進や「あきる野戦略」の策定などにより、**4.34**という高い評価となりました。

特に、本市の特徴である森林を対象とした「郷土の恵みの森づくり事業」において、森林が有する様々な価値が再認識されるとともに、「地域との協働による森づくり事業」などの各種事業が進められたことが、本分野の施策を後押ししました。

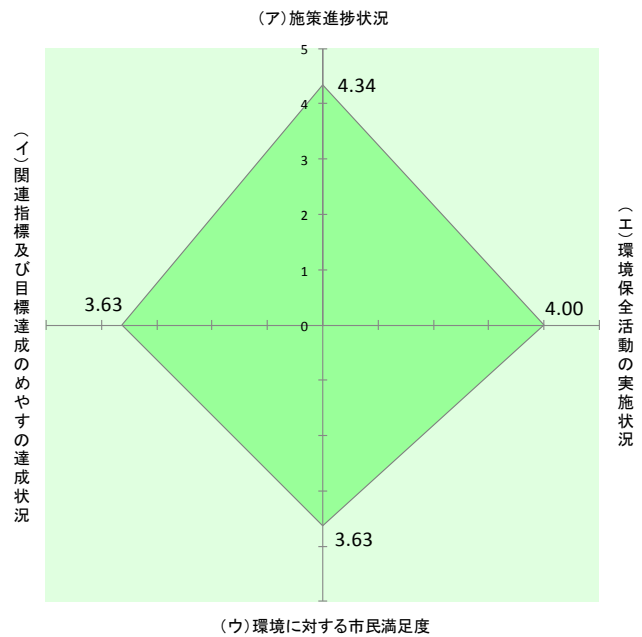


図13 自然環境分野の評価

(イ) 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

『あきる野百景』の認知度」など、高い評価を得た項目もありますが、「あきる野版RD(レッド・データ)種の認知度」など、施策自体が実施に至っていないことや、実績を把握できないことにより評価できない項目などがあったため、評価は**3.63**となりました。

(ウ) 環境に対する市民満足度

多くの項目が、やや高い評価ですが、「野生動物による生活への影響」「観光などによる自然環境への影響」などの項目がやや低く評価されたため、評価は**3.63**となりました。

(エ) 環境保全活動の実施状況

市民の取組(山地や丘陵地、市街地の緑を保全する活動や河川の清掃活動)の実施率は低いものの、事業者の取組(農業における農薬や化学肥料の使用抑制など)の実施率が高いため、評価は**4.00**となりました。今後は、市民による保全活動が更に行われるよう、活動促進に向けた取組が必要です。

(オ) まとめ

本分野は、すべての評価指標において高い評価となりましたが、(エ)で示すとおり、市民の環境保全活動の実施率の向上を図る必要があります。今後の施策展開においては、多様な主体の保全活動への参画を促す工夫が必要です。

イ 生活環境分野(図14)

(ア) 施策進捗状況

「電線の地中化」や「散策路・遊歩道の整備」など、実施に至らなかった施策もありますが、その他のほとんどの施策が推進されたことにより、4.47という高い評定となりました。

この背景には、廃棄物関連施策の推進や環境に対する関心度の向上による施策の進展（地元野菜の普及など）があります。

(イ) 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

廃棄物関連施策の推進に伴い、「市民一人一日当たりのごみ排出量」や「ごみの資源化率」「一斉清掃の参加者数」など、高い評価を得た項目もありますが、「『歩きたくなる』みちの箇所数」や「市民や来訪者の『歩きたくなる』度」など、実績を把握できないことにより評価できない項目があったため、評定は3.06となりました。

(ウ) 環境に対する市民満足度

多くの項目が中程度の評価のため、評定は3.00となりました。「公園の緑などが街づくりに活かされている」「景観が美しい」など、本市の豊かな自然環境につながる項目が高く評価された一方で、「管理されていない空き地や空き家が多い」「不法投棄が多い」などの項目は低く評価されています。社会的背景から、今後も空き地や空き家は増加すると予想され、そうした状況を見据えた施策の実施・推進が必要です。

(エ) 環境保全活動の実施状況

「生ごみの堆肥化や水切りによるごみの減量」など、市民による取組の実施率が非常に高い一方で、「トレイなどの店頭回収を行う」など事業所による取組の実施率が低いため、評定は3.06となりました。この背景には、全事業所の大半を中小規模の事業所が占めている本市の状況があり、「トレイなどの店頭回収を行う」などの規模の大きな事業所向きの取組が実施しにくいことなどが推察されます。今後は、中小規模事業所を対象とした環境保全活動の促進に向けた施策が必要です。

(オ) まとめ

本分野は、「(ア) 施策進捗状況」が高い評定となったものの、その他の評価指標では、ほぼ中程度の評定となっています。市の施策の進捗によってより良い生活環境が創出されるよう、更なる工夫が必要です。また、空き地や空き家の問題など、明白な課題については、将来を見据えた対策の実施が求められます。

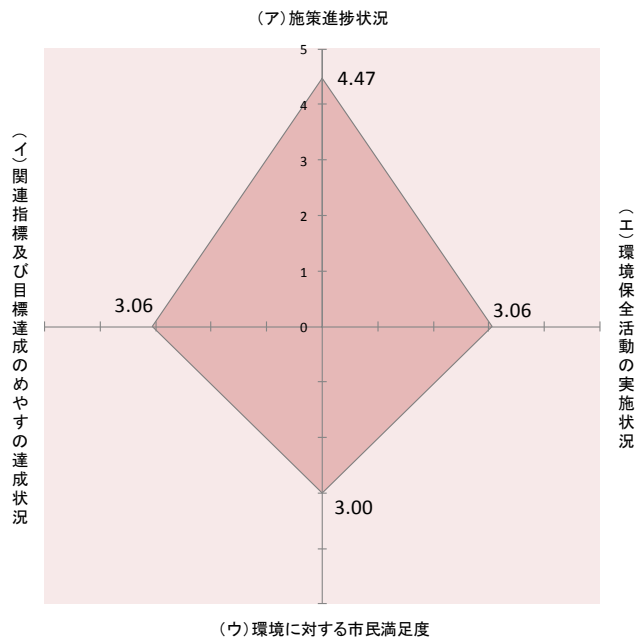


図14 生活環境分野の評価

ウ エネルギー環境分野(図15)

(ア) 施策進捗状況

「『車に乗らない日』の普及・啓発」や「自転車専用のインフラ整備」など、研究・検討の結果、実施が困難な施策もありますが、その他のほとんどの施策が推進されたことにより、4.32という高い評価となりました。

この背景には、地球温暖化対策に比較的早く取り組み始めたことや、本市の特性であり、二酸化炭素の吸収・固定機能を有する森林に着目した施策を実施したことがあります。

(イ) 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

「地球温暖化に関する環境教育実施校数」や「エコドライブ実施状況」など、非常に高い評価を得た項目もありますが、「家庭での電力使用量」や「住宅用太陽光発電導入累計件数」など、実績を把握できないことにより評価できない項目があったため、評価は3.17となりました。

(ウ) 環境に対する市民満足度

該当する項目が「太陽光発電などの導入が進んでいる」のみであり、市民の実施状況が低かったため、評価は非常に低い水準である1.00となりました。

(エ) 環境保全活動の実施状況

地球温暖化や光熱水費に対する意識の高まり、東日本大震災に伴う節電の定着などの要因から、省エネの取組の実施率は非常に高くなっています。しかし、「低燃費車や低公害車の導入」「太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器等の導入」などの取組の実施率は低く、評価は3.26となりました。この結果には、各種取組の実施に伴う難易度の高さ（資金が必要、手間がかかるなど）が大きく影響していると考えられます。

(オ) まとめ

本分野は、評価資料が不足している「(ウ) 環境に対する市民満足度」を除いた3つの評価指標で、ほぼ中程度の評価となりました。しかし、各評価指標の中では、項目などによって点数にバラつきがみられます。今後は、様々な取組がまんべんなく行われるように、身近な取組から難易度の高い取組へ導引できる施策が求められます。

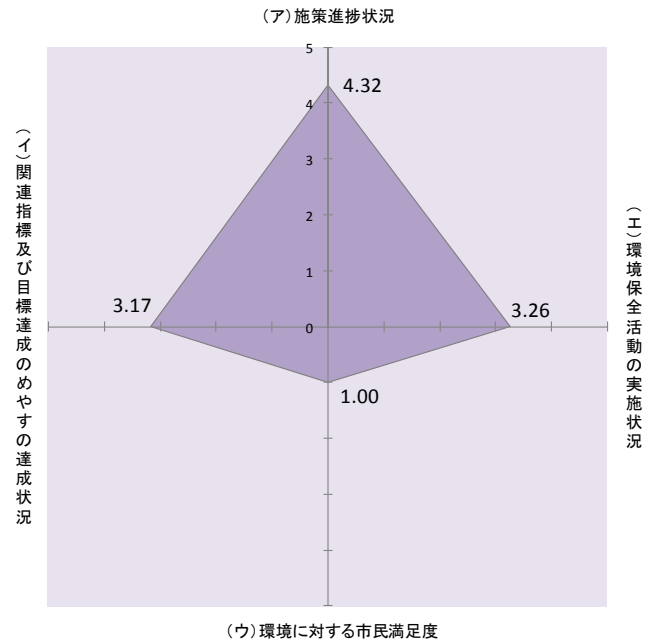


図15 エネルギー環境分野の評価

エ 人の活動分野(図16)

(ア) 施策進捗状況

『環境白書』の作成・公表」や「環境教育の場の充実」「郷土の恵みの森づくり事業」など、推進された施策もありますが、「研究・活動実績等の場づくり」や「協働・団体等のネットワーク化」などの実施に至らなかった施策があることにより、評価は3.38となりました。

今後は、環境保全活動を行う市民団体と市の結びつきだけでなく、こうした団体同士の結びつきを強化する施策が必要です。

(イ) 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況

『環境白書』の作成・公表をはじめ、すべての項目が満点の評価であったため、評価は5.00となりました。

(ウ) 環境に対する市民満足度

「(イ) 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況」が満点である一方で、「(ウ) 環境に対する市民満足度」の評価は低い水準である2.00となりました。

「学校や地域で環境教育が進んでいる」「市民や市民団体による環境保全活動などが活発である」の2項目が、共にやや低いと評価されたことで、実際に環境教育や環境保全活動が広がりつつあることが、市民に認知されていないという状況が明らかとなりました。

このため、市の施策や取組、市民団体の活動などを更に周知する施策が必要です。

(エ) 環境保全活動の実施状況

本分野の環境保全活動は、すべて事業者が主体であり、「地域住民等との連携による河川の清掃活動を実施する」などが高い評価である一方、その他の項目では低い評価が多く、評価は2.27となりました。

この背景には、市民による環境保全活動の実施状況が把握できていないことや、中小規模の事業所が環境保全活動に着手しにくいことが考えられます。

(オ) まとめ

本分野は、「(イ) 関連指標及び目標達成のめやすの達成状況」が極めて高い評価となったものの、その他の評価指標では、中程度又はやや低い評価となっています。また、「(ア) 施策進捗状況」においては、施策間の進捗の差が顕著になっています。

今後は、現在進捗が図られていない施策のあり方を検討するとともに、施策がより多くの市民に認知されるよう、情報発信を進めていく必要があります。

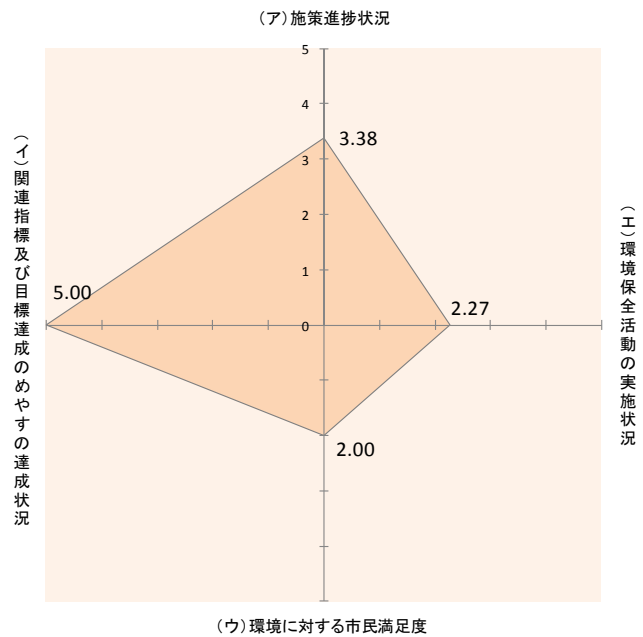


図16 人の活動分野の評価

オ 全体(図17)

(ア) 分野ごと

全体的に、中程度からやや高い評価となりました。このことから、第一次計画によって、本市の環境施策が進展し、各分野において、環境の改善が図られたといえます。

評価が最も高い分野は、自然環境分野です。この背景には、「郷土の恵みの森づくり事業」などによる自然環境分野の各種施策の進展が考えられます。自然環境分野については、今後も「あきる野戦略」に基づく施策を推進していきます。

また、生活環境分野においても、廃棄物関連施策の推進などにより、一定の成果が得られている状況です。

一方、エネルギー環境分野は、「環境に対する市民満足度」の資料が少ないため低い評価となっていますが、「地球温暖化対策地域推進計画」の推進などにより、今後向上が見込まれます。

人の活動分野においては、進捗が図られている施策を継続しながら、対応できていない課題に対する施策展開を図る必要があります。

(イ) 評価指標ごと(図18)

「施策進捗状況」「関連指標及び目標達成のめやすの達成状況」は高い評価となったものの、「環境に対する市民満足度」「環境保全活動の実施状況」は、やや低い評価となりました。

今後は、市の施策が、市民や事業者による環境保全活動への参加や実施のきっかけとなるような工夫が必要です。また、市民が環境保全活動に参加することで、環境の改善が図られ、市民満足度が向上することも期待されます。

第一次計画によって、施策の推進が着実に図られ一定の成果が出ていることから、本計画では、その成果をいかに拡大していくかが求められます。

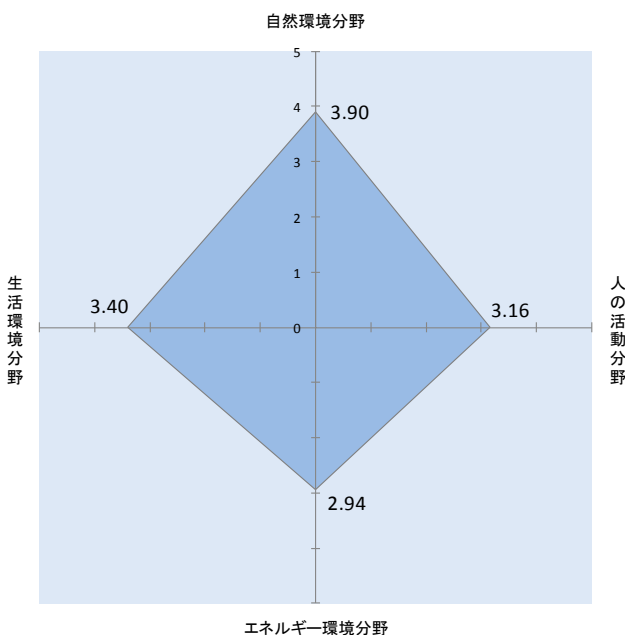


図17 全体の評価 (分野ごと)

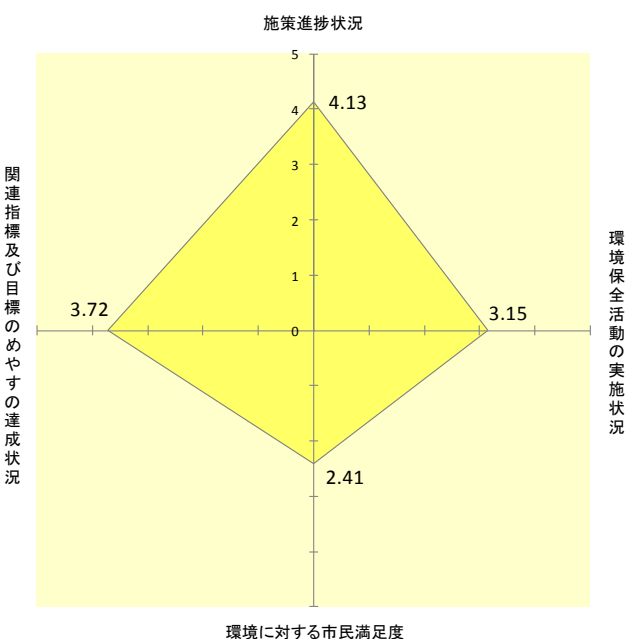


図18 全体の評価 (評価指標ごと)

4 望ましい環境像と分野別の方針

本市の環境の特性と課題を考慮し、将来を見据えた望ましい環境像は、第一次計画に引き続き、次のとおりとします。

【望ましい環境像】

歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野

(1) 望ましい環境像の考え方

本市は、東京都内にありながら、豊かな自然が残り、様々な生きものが暮らすまちです。本計画の策定に伴い、平成26年(2014年)に実施した「環境に関するアンケート調査」においても、多くの市民が本市の魅力として「山々や丘陵などにみられる緑が豊かなところ」「河川が多いところ」「田園風景があるところ」「森林や里山*などに色々な生きものがみられるところ」と答えています(図19)。

しかし、これらの豊かな自然環境は、都市化や社会環境の変化による適正管理の不足などにより、質や量の低下がみられ、身近な生きもの達も少しずつ姿を消しています。

緑豊かな本市の環境は、市民・事業者・市の共通の財産です。これを未来の子ども達に引き継いでいくためには、各主体の協働により、生物多様性の保全をはじめ、廃棄物の減量や安全なまちづくり、地球温暖化対策など、持続的発展が可能な社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

より良い環境を未来へと守り残していくことは、現代に生きる私たちの責務なのです。

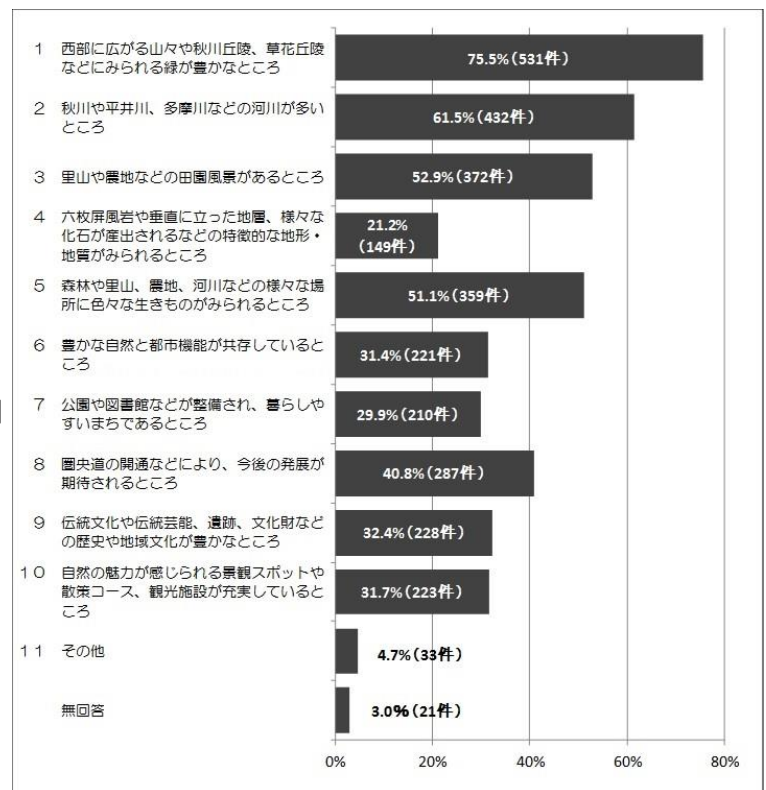


図19 環境に関するアンケート調査結果(市民編)
～問1 あきる野市の魅力について

(2) 望ましい環境像のイメージ

望ましい環境像のイメージは、第一次計画を概ね継続します。

奥多摩へ連なる山々から東へ目を移すと、五日市地区の森林や秋川丘陵・草花丘陵の里山、秋留台地に広がる畑と河川沿いに並ぶ水田が懐かしい風景を紡ぎ、きらきらと光をたたえた秋川や平井川のせせらぎが聞こえてきます。私たちが目指すのは、豊かで美しい自然に抱かれて遊ぶ子ども達の姿を眺めながら、誰もがつい歩きたくなってしまふようなまちです。

鳥や昆虫、動物、植物など、市内のどこを見ても、様々な生きものが互いに良好な関係を保ちながら生き生きと暮らしています。清潔で、魅力あふれる街並みの中で、自由に行われる活動と快適で安心な人々の暮らしが成り立っている、誰もがあきる野に住みたい、ずっと住み続けたいと思うようなまちを目指します。

(3) 分野別の方針

望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の実現に向け、第一次計画と同様に、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野により施策を進めていきます。

【自然環境分野】

豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

自然環境分野では、本市の自然環境の基盤である生物多様性について、自然環境調査の継続等により現状を把握するとともに、保全と活用により、生物多様性の維持・向上と地域の活性化の両立を図り、豊かな緑と水に育まれた様々な恵みを次世代に引き継いでいきます。

【生活環境分野】

快適で緑あふれる循環型のまちの創出

生活環境分野では、大気汚染や水質汚濁、騒音*、振動*などの公害がなく、市街地に緑があふれ、誰もが快適に暮らせる、環境への負荷の少ない循環型のまちの創出を進めていきます。

【エネルギー環境分野】

市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

エネルギー環境分野では、地球温暖化対策の更なる推進に向け、市民・事業者・市が一体となり、日常生活や事業活動において省エネやエコドライブ等に取り組むとともに、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有する豊かな緑の保全等に取り組んでいきます。

【人の活動分野】

将来に向かって市民・事業者・市が協働する

各分野に示された施策を進めていくためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれの日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を継続するとともに、互いに連携・協力することが必要です。

人の活動分野では、三者の情報共有を図るほか、取組の継続に向け、将来を担う子ども達や取組の担い手、後継者の育成を進めるとともに、三者が協働できる体制の構築や機会の創出を進めていきます。

5 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けた施策の体系を次頁に示します。

【望ましい環境像】

【分野別方針】

【施策の柱】

【施策】（下線は重点施策）

【11の重点施策】

歩きたくなるまち
住みたくなるまち
あきる野

自然環境分野

豊かな緑と水に育まれた
恵みを次世代に引き継ぐ

自-1 基礎情報の調査・収集

- ① 生物多様性の把握・モニタリングの継続
- ② 保全・再生・活用すべき場所の抽出
- ③ 生物多様性に関する情報の共有化

自-2 生物多様性の保全

- ① 生物多様性を保全する仕組みづくり
- ② 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
- ③ 生態系の保全に向けた取組の推進

自-3 生物多様性の創出

- ① 恵み豊かな緑と水の創出
- ② 市街地における緑の保全・創出

自-4 生物多様性の活用

- ① 地産地消の推進
- ② 生物多様性を活かした商品等の開発
- ③ 生物多様性を活かした観光振興

【重点施策Ⅰ】
自-1② 保全・再生・活用すべき場所の抽出
・市内各所の評価の実施
・保全等すべき場所の抽出

【重点施策Ⅱ】
自-2① 生物多様性を保全する仕組みづくり
・区域指定などの仕組みづくり
・区域の指定など
・基金の運用など

【重点施策Ⅲ】
自-3① 恵み豊かな緑と水の創出
・森林に関する取組
・魅力あふれる川づくりに関する取組

【重点施策Ⅳ】
自-4③ 生物多様性を活かした観光振興
・秋川流域ジオパーク構想の推進
・観光拠点の運営・整備
・観光ルートの設定など
・溪流を活かした取組

生活環境分野

快適で緑あふれる
循環型のまちの創出

生-1 公害対策の推進

- ① 公害の防止
- ② 自動車による環境負荷の低減

生-2 資源循環型社会の構築

- ① ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）
- ② 資源循環型社会に向けたシステムづくり
- ③ 環境に配慮した収集・処理の推進

生-3 緑あふれる快適なまちづくりの推進

- ① 市街地における緑の保全・創出【再掲】
- ② 清潔なまちづくり
- ③ 快適で魅力あふれるまちづくり

【重点施策Ⅴ】
生-1② 自動車による環境負荷の低減
・自動車の燃料使用量の節減
・公共交通機関の利用促進

【重点施策Ⅵ】
生-2① ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）

エネルギー環境分野

市民・事業者・市が一体と
なった地球温暖化対策の推進

エネ-1 省エネの推進

- ① 家庭生活や事業活動における省エネの推進
- ② 建物・設備における省エネの推進

エネ-2 移動手段における
地球温暖化対策の推進

- ① 自動車の燃料使用量の節減
- ② 移動手段の転換等

エネ-3 資源循環型社会の構築【再掲】

- ① ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）【再掲】
- ② 資源循環型社会に向けたシステムづくり【再掲】
- ③ 環境に配慮した収集・処理の推進【再掲】

エネ-4 緑の活用

- ① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
- ② 市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進
- ③ 地球温暖化対策につながる地産地消の推進

【重点施策Ⅶ】
エネ-1① 家庭生活や事業活動における省エネの推進
・省エネ型活動の推進
・環境に配慮した消費行動の実践・奨励
・市の事務事業における省エネの取組

【重点施策Ⅷ】
エネ-2① 自動車の燃料使用量の節減
・エコドライブの推進
・次世代自動車等の普及促進
・公用車における燃料使用量の節減

【重点施策Ⅸ】
エネ-4① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
・森林の保全
・森林の活用

人の活動分野

将来に向かって市民・
事業者・市が協働する

人-1 情報の共有

- ① 環境に関する情報収集や情報提供
- ② 情報等を共有する機会の創出

人-2 人材の育成

- ① 次世代を担う子ども達の育成
- ② 後継者等の育成
- ③ 普及啓発の実施（イベントなど）

人-3 協働体制の構築

- ① 協働体制の整備
- ② 協働の機会の創出

【重点施策Ⅹ】
人-2① 次世代を担う子ども達の育成
・小中学校における環境教育の継続
・様々な場面や場所における環境教育の継続・充実

【重点施策ⅩⅠ】
人-3① 協働体制の整備
・各種委員会等の運営
・活動団体への支援

第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組

第3章では、本市の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」(第2章参照)の実現に向けて、進めていくべき施策と施策体系について、分野別にまとめています。

1 施策の基本的な考え方

第2章の「2 本市の環境に関する取組の経過」で示したとおり、第一次計画策定後、自然環境分野では「あきる野戦略」を、エネルギー環境分野では「地球温暖化対策地域推進計画」及び「第三次地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、第一次計画以前から策定・改定してきた「あきる野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「ごみ処理基本計画」という。)と併せ、第一次計画の下に分野別計画の充実が図られました。

このため、本計画では、分野別計画に沿った施策の方向性を示すことに主眼を置いており、各分野における取組の詳細は分野別計画に委ねています(図20)。

なお、各分野における取組とその概要は、対応する分野別計画の掲載頁とともに、本章の「7 分野別の取組」にまとめています。

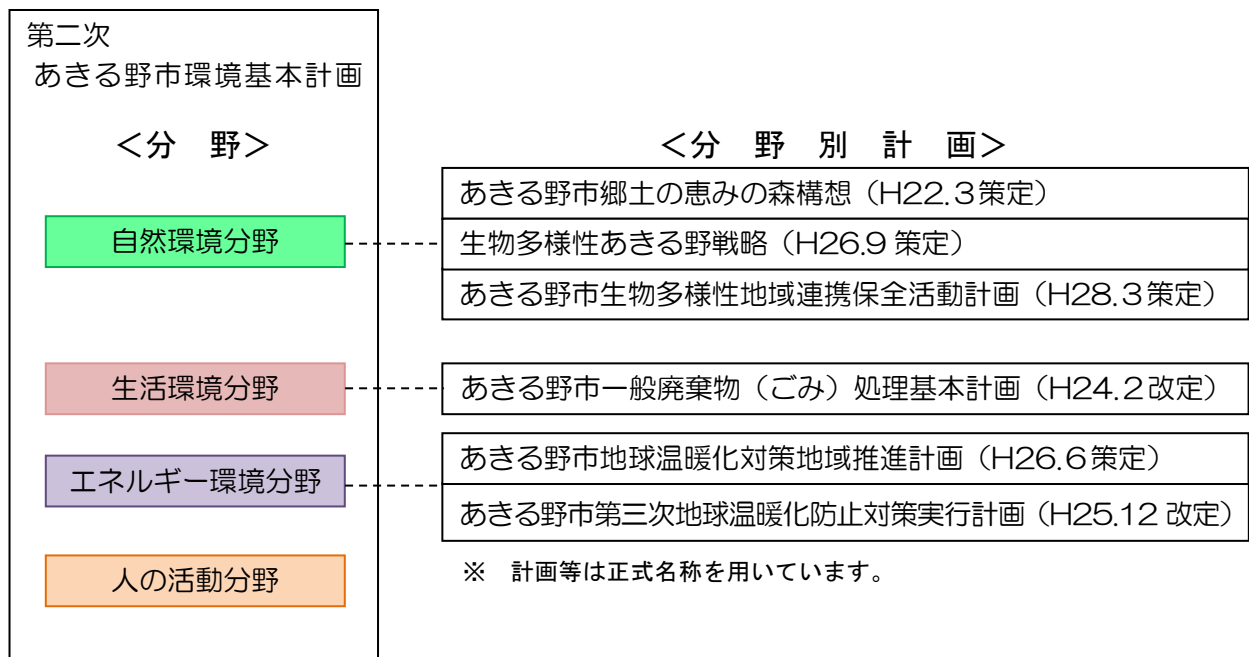


図20 本計画の各分野と分野別計画の体系図

2 重点施策

各分野における施策のうち、分野別計画で「重点的に取り組むべきもの」として位置付けられているもの、特に市民・事業者・市の協働が必要であるもの、早急に取り組むべき必要があるものについては、重点施策に位置付けています。重点施策には、施策名の横に【重点】と記載しています。

なお、施策の番号は、25頁の施策体系図と一致させています。

3 自然環境分野

(方針) 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

本市の多様な自然環境とそこで育まれた生物多様性を次世代に引き継いでいくためには、市民や事業者に加え、本市の生物多様性の恵みを享受する都民や観光客、さらに国や東京都、近隣自治体との連携のもと、様々な取組を進めていくことが必要です。

まずは、基礎情報となる生物多様性の現状の把握や「(仮称)生物多様性保全条例」の制定などの保全につながる仕組みづくりを進めます。

また、森林や河川、里山、農地などの様々な生態系*の保全に向け、具体的な取組を継続・実施するとともに、喪失した生態系の回復などにも取り組んでいかなければなりません。

さらに、本市の豊かな生物多様性は、地域資源の一つでもあることから、これを活用し、地域活性化を進めていくことも非常に重要です。

望ましい環境像の実現に向け、自然環境分野では、実効性のある取組を着実に進めるとともに、確かな方向性を保つため、枠組みを整えることが必要となります。

なお、自然環境分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」を主軸とした施策を構築しています。

(1) 現状と課題

① 観光資源でもある豊かな自然環境

本市は、山地や丘陵地、台地、河川などの多様な自然環境が存在するまちです。西部を中心に広がる森林は、市域の6割におよぶほか、秋川渓谷などの景勝地*も数多くみられます。

様々な自然環境が織り成す四季折々の装いは、豊かな生物多様性を基盤とし、本市の特長として市内外の人々を魅了しています。

こうした自然環境を次世代に継承していく取組を実施することは、環境保全だけでなく、地域活性化の面からもとても重要です。

② 自然環境の状況

本市は、様々な地形・地質を基盤に多様な植生*が成立しているとともに、様々な動物や昆虫、魚などが生息できる環境が整っています。「自然環境調査報告書」によると、本市で確認された動物は、特定外来生物*や外来種を除くと、哺乳類23種、鳥類101種、爬虫類(ヘビ類)8種、両生類14種、昆虫類129種、魚類17種とされて

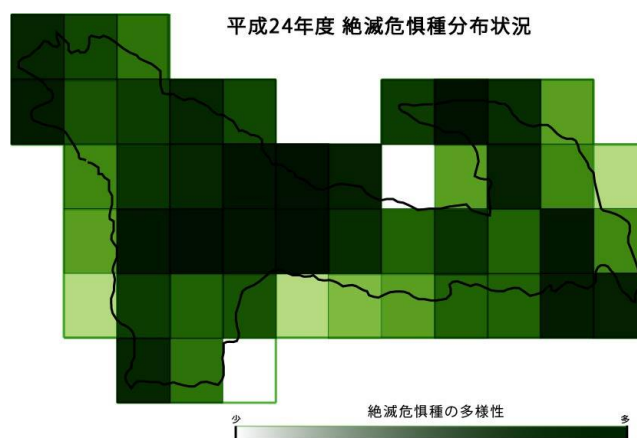


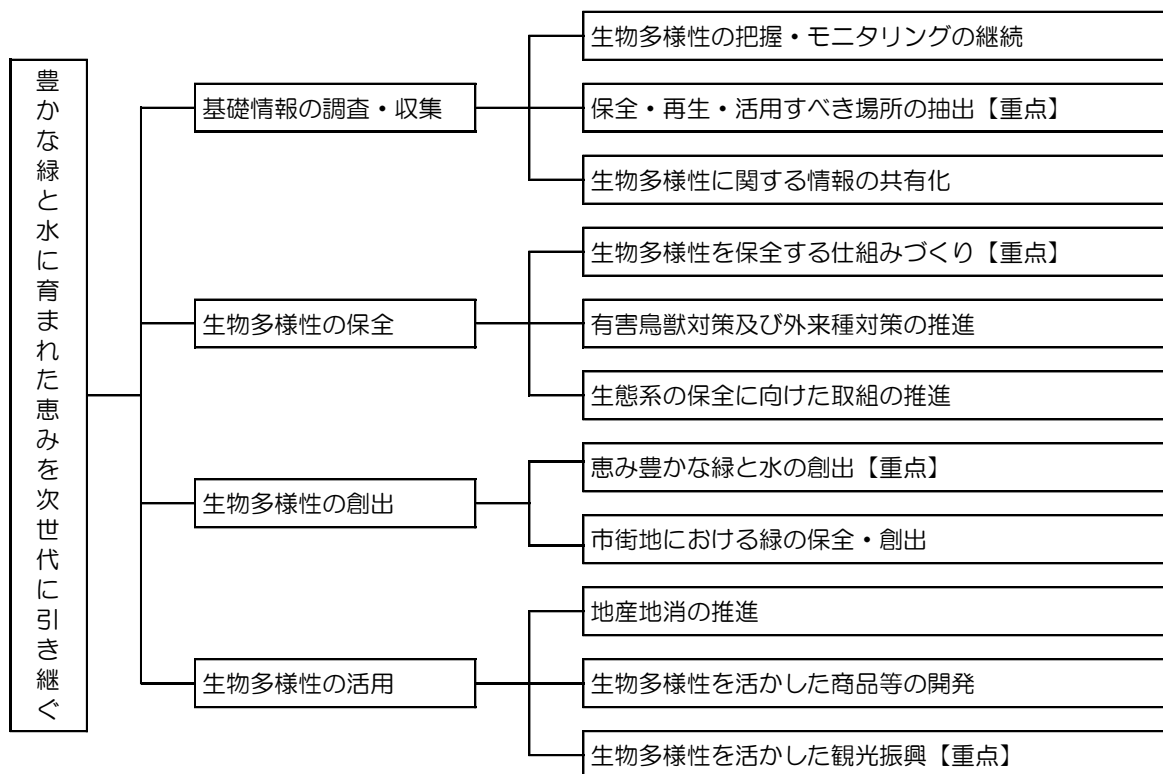
図2-1 絶滅危惧種*分布状況

います。

この中には、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版*」に指定されている種も多く確認されており（図21）、「あきる野戦略」の策定を経て、更なる生物多様性の保全に向けた取組が求められている状況です。

また、本市の自然環境をより良い状態で保全していくには、人の手の介入が必要であることから、「郷土の恵みの森づくり事業」など、人間が積極的に自然環境の保全に関わるような取組を継続する必要があります。

（2）施策体系



（3）施策の推進方策

自-1 基礎情報の調査・収集

【目標】

- 生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- 生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- 生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

【施策の進め方】

本市の豊かな生物多様性の保全や活用を図るためには、自然環境調査などを通じて、市内の生きものの状況などの生物多様性の現状等を把握することが重要です。

これらの調査結果等を基に、保全や再生が必要な場所、地域活性化に向けて活用できる場所等を選定し、保全や活用の取組に向けた基礎資料とします。

さらに、こうした情報を推進主体間で共有できるよう、様々な手法を講じます。

① 生物多様性の把握・モニタリングの継続

i) 各種調査の継続・実施

自然環境調査や森林レンジャーによる活動、河川の水質調査などの各種環境調査を通じて、本市の生物多様性の現状等を把握するとともに、モニタリング*を継続します。また、更に高度な調査の実施に向け、専門機関等との連携について検討します。



自然環境調査部会による調査
(巣箱調査)

ii) 調査結果の収集

市内で独自に生物の調査などを行っている個人や団体が存在することから、こうした個人や団体と連携し、調査結果の収集を進め、生物多様性に関する情報の充実を図ります。

iii) 情報の集約

各種調査の実施や調査結果の収集により得られた情報は、整理・集約するとともに、本市の生物目録*の作成や更新に活かしていきます。また、有益な情報の集約に向け、生物種の生活史*や生態学*的な情報収集の調査研究を支援する仕組みづくりを検討します。

② 保全・再生・活用すべき場所の抽出【重点】

i) 市内各所の評価の実施

「① 生物多様性の把握・モニタリングの継続」によって得られた情報を地図に示し、視覚的に把握するとともに、生物多様性の観点から各所の評価を行います。

ii) 保全等すべき場所の抽出

i) の評価結果から、生物多様性の保全を図るべき場所、再生を図るべき場所、活用を図るべき場所などの抽出を行います。

③ 生物多様性に関する情報の共有化

i) 様々な方策による情報発信

「① 生物多様性の把握・モニタリングの継続」により得た情報や「② 保全・再生・活用すべき場所の抽出」による地図情報などは、リーフレットの作成や講演会の実施などの様々な手法により発信します。

また、生物多様性に関する情報発信ページの整備など、インターネットを通じた情報公開も実施します。

ii) 情報発信する内容の工夫

情報の発信や公開に当たっては、森の魅力やみどりの大切さ、農地の環境面の機能など、本市の自然環境の特性に即した内容になるよう工夫します。また、生物多様性の概念が分かりにくいことなどから、生物多様性そのものや生物多様性の恵み（生態系サービス*）の重要性などの情報も発信します。

自-2 生物多様性の保全

【目標】

- ・「(仮称)生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- ・有害鳥獣対策*や外来種対策が継続・拡大している。
- ・個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

【施策の進め方】

本市で確認されている様々な希少生物を保全するためには、守るべき希少種の指定や希少種の生息・生育に必要な区域の保全などに向けた仕組みづくりが必要です。そのため、これらの内容を盛り込んだ「(仮称)生物多様性保全条例」の制定などを進めます。

また、希少生物の保全や人間と自然との共存に向け、有害鳥獣対策や外来種対策を継続・拡大します。

さらに、本市には、森や里山、農地、河川などの様々な生態系が存在していることから、これらを保全するための取組を進めます。

① 生物多様性を保全する仕組みづくり【重点】

i) 区域指定などの仕組みづくり

本市に生息・生育が確認されている希少種の保全に向け、希少種の指定や保全区域の指定などの仕組みを含む「(仮称)生物多様性保全条例」を制定します。また、観光客等を対象とした生物多様性保全のためのルール(カントリコード*)を定め、周知を図ります。

保全の対象とする希少種については、国や東京都の動向に準じるとともに、本市独自の「あきる野市版レッドリスト」を作成します。

ii) 区域の指定など

希少種の保全については、種そのものの保全とともに、種の生息・生育に必要な区域を守ることが重要です。このため、i)に示す「(仮称)生物多様性保全条例」に基づき、保全区域の指定を進めます。

また、生物多様性保全上重要な地域については、公有地化を検討するとともに、保存緑地*の指定、文化財の指定などの既存の制度も活用し、保全を図ります。

iii) 基金の運用など

希少種の保全や保全区域の指定に伴い、保全策の実施に伴う経費や保全区域の管理費など、財源の拠出が必要な場合が想定されます。このため、「あきる野市郷土の恵みの森づくり事業基金」を運用して、必要な財源を確保するとともに、「あきる野市ふるさとの緑地保全基金」を基とする「生物多様性保全基金」の創出について検討します。



希少種であるトウキョウサンショウウオ

また、市域の6割が森林であることに着目し、地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度*の導入も検討します。

② 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

i) 有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化

現在のところ、事業の目的から、有害鳥獣対策の所管課は農林課、外来種対策の所管課は環境政策課としています。しかしながら、捕獲の手法などは共通であるため、両事業を効率的かつ効果的に進めるための手法について、検討・実施します。

ii) 有害鳥獣対策の継続・拡大

本市では、市域の中央に広がる台地部を中心に地産地消*型農業が推進されていますが、イノシシなどによる農作物被害が続いていることから、引き続き有害鳥獣対策を進め、必要に応じて更に取組を拡大します。

iii) 外来種対策の継続・拡大

明治時代以降に日本に持ち込まれた外来種の中には、地域の生態系などに被害を及ぼすものが存在しています。市では、このような外来種であるアライグマやハクビシンの対策を既に実施しているため、これを継続するとともに、取組の拡大・強化に向けた検討を進めます。



特定外来生物のアライグマ

また、外来種のうち、特に被害が深刻であるとして特定外来生物に指定されているものについては、本市の状況に応じて、優先的な対策を講じていきます。

これらの取組を進める際には、必要に応じて、東京都のほか、近隣市町村とも連携を図ります。

③ 生態系の保全に向けた取組の推進

i) 総合的な緑地の保全や緑化の推進に関する取組

本市における緑地の保全や緑化の推進に関する方向性を示す「あきる野市緑の基本計画」の改定に向け、検討を進めます。

ii) 森林に関する取組

市域の6割におよぶ森林の保全や多面的機能*の向上に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」や「あきる野市森林整備計画」（以下「森林整備計画」という。）に基づく森林保全・林業振興策等の推進を図ります。また、こうした取組を進めるために必要となる林道整備などを進めます。

iii) 里山に関する取組

産学公が連携した「あきる野菅生の森づくり協議会」による菅生地区の森づくりなど、モデルとなる取組を進めるとともに、このような取組を参考として里山の保全策の検討を進めます。

iv) 農地に関する取組

本市の中央部に広がる農地は、農作物を生産するだけでなく、生物多様性保全上、重要な役割を果たしているため、生産緑地*制度の推進や遊休農地*の利用により、適正管理と活用を進めます。

v) 河川に関する取組

本市の象徴の一つである河川の保全等を図るため、東京都が策定した「秋川流域河川整備計画」などの既存計画と整合を保ちながら、河川整備の際に、生物多様性に配慮した工法の選択などを要請・実施するとともに、河川環境の保全を進めます。

また、清流保全協力員*の活動を通じて河川の状況の把握に努めるとともに、事業所排水対策や生活排水対策を継続し、水質の維持・向上を図ります。

vi) 地下水・湧水に関する取組

地下水や湧水は、本市の豊かな水環境の形成に重要な役割を果たすことから、揚水規制などを通じた地下水保全対策を継続するとともに、雨水の地下浸透の促進などを通じて、湧水の保全を図ります。

vii) 崖線緑地に関する取組

市街地と近接した秋川の段丘崖*は、樹林帯が広がり、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。このため、保存緑地の指定などを継続し、崖線緑地*の保全を図ります。

自-3 生物多様性の創出

【目標】

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- ・秋川の河川環境が向上し、「江戸前アユ*」の復活やヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- ・公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

【施策の進め方】

本市には現在も豊かな自然環境が残っていますが、時代の流れに伴い、自然環境が劣化又は喪失している場所もみられます。特に、本市の魅力を生み出す森林や河川については、多面的機能の低下や河川環境の単一化などが懸念されており、森林の健全性の回復や様々な魚類が棲む秋川の再生が求められている状況です。

また、望ましい環境像の実現に向け、推進主体と連携して取組を進めていくためには、生物多様性の恵みが感じられるまちづくりが必要です。このため、保全から一歩進んだ取組として、公共施設や公園、住宅地、崖線などの緑の充実や拡大、回復を進め、緑の連続性の確保による生態系ネットワーク*の形成・充実を図ります。



清流 秋川

① 恵み豊かな緑と水の創出【重点】

i) 森林に関する取組

「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等を推進します。また、人と野生動物の共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」や菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」など、地域の特性に応じた取組も進めます。

さらに、市有林を中心に、広葉樹林帯を拡大し、色彩豊かな森の魅力を発信します。

ii) 魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、景観などに優れるだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどに訪れる人も多く、非常に高い親水性^{*}を有しています。

一方、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」に沿い、東京都や秋川漁業協同組合と連携して河川環境の維持・向上を図るとともに、魚道の整備や稚魚の放流により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図ります。

また、更なる河川環境の向上につながる方策の検討を進めます。

② 市街地における緑の保全・創出

i) 公共施設などの緑の充実・拡大

公共施設や公園の緑、街路樹などは、市街地における生態系ネットワークの形成に重要な役割を担うため、適正管理などを行い、緑の充実・拡大を図ります。

ii) 市街地の緑化の推進

「工場立地法」や「緑地保全条例」などに基づき、一定規模を超える建設計画や開発計画があった場合に緑化の指導を行います。また、住宅地における緑化を推進するため、苗木配布やグリーンカーテンコンテストなどの取組を継続します。

さらに、農地や緑地の多面的機能について、情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

iii) 崖線の緑の回復・充実

市街地と近接した秋川の段丘崖には、樹林帯が広がり、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。これらの場所が市街地の緑とつながることにより、生態系ネットワークが広がり、更なる生物多様性の向上が期待されます。このため、住民生活の安全を確保しながら、崖線の緑の回復・充実に向けた方策の検討を進めます。

自-4 生物多様性の活用

【目標】

- ・生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- ・豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- ・豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

【施策の進め方】

地域から産出された農畜産物や木材などをその地域で消費する「地産地消」を通じて、生物多様性の恵みを実感するとともに、身近な活用を進めます。

また、本市の豊かな生物多様性を地域の特長の一つとして捉え、「秋川渓谷物語*」ブランドに認定される商品の開発や、「秋川渓谷」としての地域のブランド化に活用し、地域活性化を図ります。さらに、本市が基準産地*であるトウキョウサンショウウオをモチーフとしたイメージキャラクター「森っこサンちゃん」を使用した商品開発等の支援も継続します。

景勝地などの観光スポットは、本市の豊かな生物多様性を基盤としており、地域資源として活用すべき財産です。このため、更なる周知や観光ルートの設定、釣りやバーベキューといったレジャーへの活用を進めます。また、平成28年（2016年）4月に開設予定の「秋川渓谷戸倉体験研修センター」では、こうした地域資源の活用を特色の一つとします。

さらに、秋川流域の特徴的な地形・地質に着目し、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村で進めている「秋川流域ジオパーク構想」の取組についても、生物多様性を活用するものとして推進します。

① 地産地消の推進

i) 農畜産物における取組

生物多様性の恵みを身近に感じられる取組として、地産地消を進めるとともに、農業振興の一環として、地産地消型農業を推進します。

ii) 地元産材における取組

地元産材などの森林資源の地産地消を促進するため、公共施設において、地元産材を建築資材として活用するとともに、間伐材の積極的利用を図ります。また、木質バイオマスエネルギー*としての利用など、新たな価値の付与を検討します。

② 生物多様性を活かした商品等の開発

i) 地域ブランドの普及拡大など

あきる野商工会では、本市と檜原村で生産された良質な食品等を地域ブランドである「秋川渓谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。また、市においても、「東京のふるさと あきる野」の実現に向け、「秋川渓谷」という地域のブランド化を進めています。生物多様性を活かす取組として、これらの普及拡大や推進を図ります。

さらに、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」について、キャラクターのデザインを商品等の開発に利用できる取組を継続し、事業者による商品開発等の支援を進めます。



③ 生物多様性を活かした観光振興【重点】

i) 秋川流域ジオパーク構想の推進

秋川流域の特徴的な地形・地質に着目した「秋川流域ジオパーク構想」では、生物多様性の基盤である大地の保全、その価値を学ぶ教育体制の整備などによって、地域全体を活用する仕組みづくりを行います。

このため、地域活性化の取組として、日の出町、檜原村との連携のもと、同構想に関する取組を推進します。



ii) 観光拠点の運営・整備

旧戸倉小学校施設を活用し、秋川渓谷戸倉体験研修センターを開設・運営します。この施設は、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を活かした滞在型観光拠点であり、企業や学校等へ研修の場を提供することで地域活性化を図ります。

また、武蔵五日市駅前市有地についても、駅前という立地や豊かな生物多様性を活かした様々な機能を有する観光拠点化するため、施設整備等に向けた方策の検討を進めます。

iii) 観光ルートの設定など

本市の豊かな自然環境が創り出す美しい景観を求め、市内外の人々が山林や里山の散策に訪れています。こうしたハイキングなどの観光も生物多様性を活かす方策の一つと捉え、観光スポットの周知・活用のほか、観光ルートの設定・整備や各種マップの作成、案内人となる観光ボランティアガイド*の育成などを進めます。

iv) 渓流を活かした取組

本市の象徴の一つである清流や溪流*は、釣りやバーベキューなどのレジャーに利用され、地域活性化の一役を担っています。

このため、レジャーへの利用を継続すると同時に、遊魚券の発行やバーベキュー場の維持管理を通じて、観光振興と生物多様性保全の両立を図ります。



4 生活環境分野

(方針) 快適で緑あふれる循環型のまちの創出

このまちで暮らす市民や事業者が健康で快適に生活ができる緑あふれる循環型のまちをつくるためには、公害のない環境を維持するとともに、市民・事業者・市の三者の連携・協力のもと、廃棄物の抑制や限りある資源の持続的利用に取り組む「循環型社会」を構築することが必要です。

また、本市の特長である豊かな自然環境と調和がとれたまちをつくるため、公共施設や公園、街路樹を中心に、市街地において緑の保全と創出を進めていかなければなりません。さらに、地域住民の協力により、清潔な環境を実現し、誰もが思わず歩きたくなる魅力的なまちづくりを進めます。

なお、生活環境分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」「ごみ処理基本計画」「地球温暖化対策地域推進計画」を主軸とした施策を構築しています。

(1) 現状と課題

① 河川や大気状況

市民や事業者の協力により、本市の河川の水質や大気状況は概ね環境基準*を満たしており、比較的良好な状態です。この環境を今後も維持していくために、公害対策を継続するとともに、環境基準を超過している一部の項目について、推移を注視していく必要があります。

② ごみ・リサイクル

本市のごみ総排出量は、下のグラフが示すとおり、第一次計画策定時（平成17年度（2005年度））から減少傾向が続いていました。しかしながら、平成26年度（2014年度）では、ごみ排出量が増加しており、今後の推移が注目されます（図22）。

ごみ総排出量の削減など、循環型社会の実現に向け、更に取り組を進めていくことが必要です。

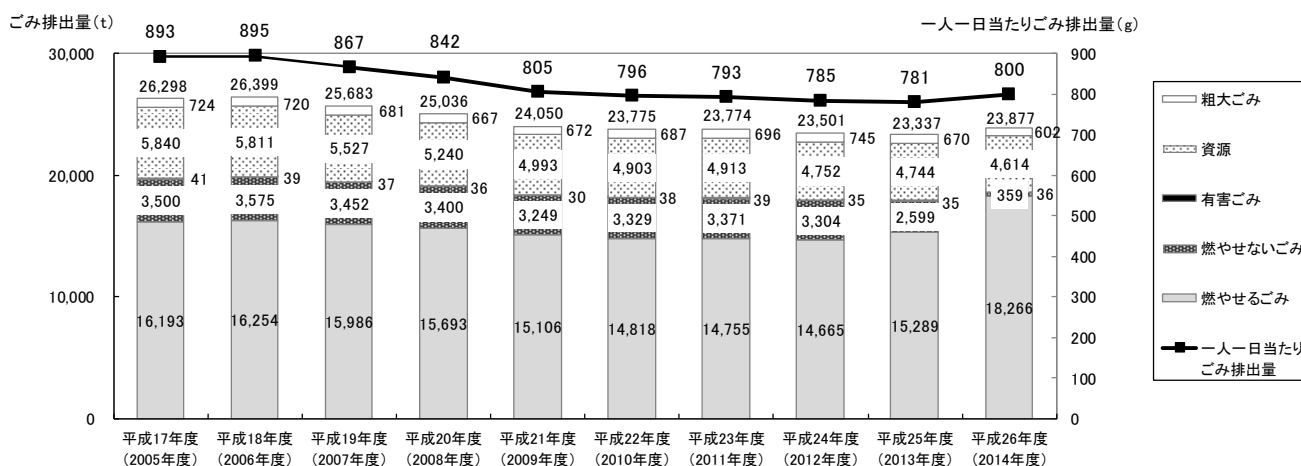


図22 ごみ総排出量などの推移

③ まちづくり

本市は、自然環境と都市環境が共存するまちです。この特性を活かし、快適な街並みを実現するためには、公共施設や公園、街路樹を中心に、市街地において緑の保全や創出を図る必要があります。

また、市民にとって快適な街並みを実現するため、清掃活動の推進などによる清潔な環境の創出も欠かせません。

「環境に関するアンケート調査」において、清潔なまちの保持などに関する満足度が比較的低かったことから、取組の更なる推進が求められています（図23）。

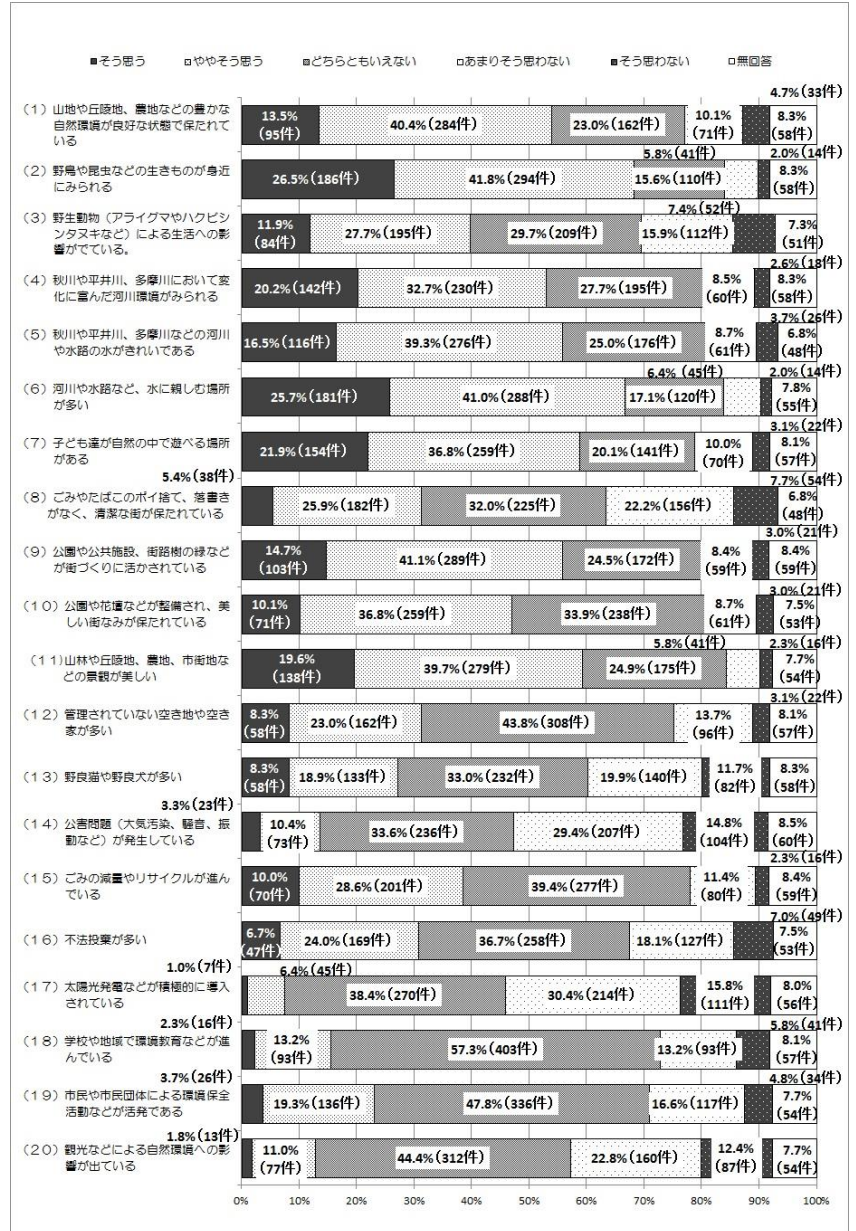
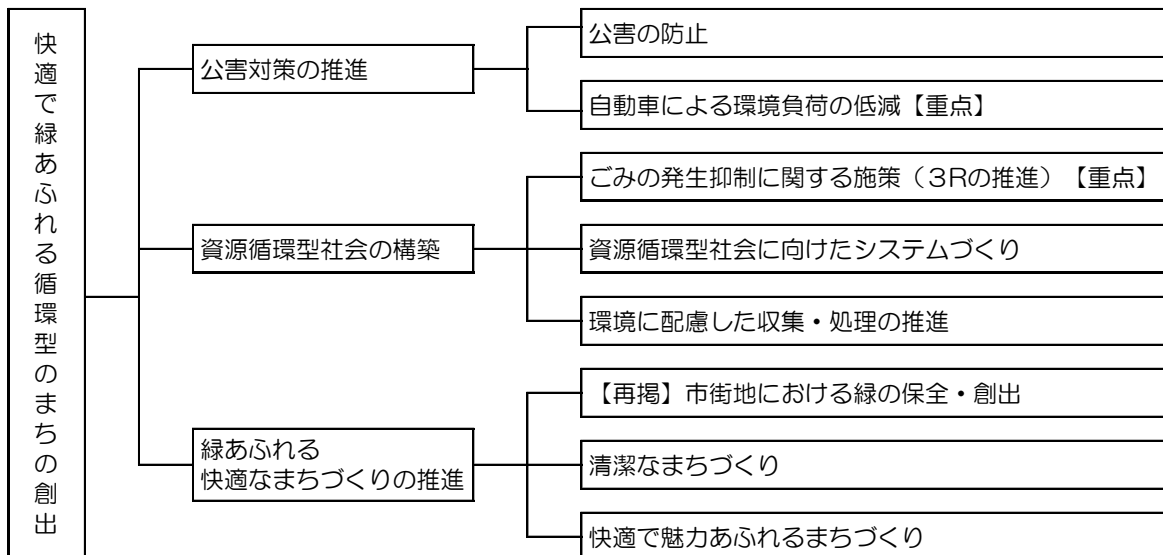


図23 環境に関するアンケート調査結果（市民編）
～問5あきる野市の環境の評価（市全域）

(2) 施策体系



(3) 施策の推進方策

生-1 公害対策の推進

【目標】

- ・大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- ・大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。
- ・エコドライブの実施や移動手段の転換により、自動車による環境負荷の低減が図られている。

【施策の進め方】

市民や事業者が安心して暮らせるように、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などに関する環境調査を継続し、結果を公表します。また、これらの環境調査結果などに基づく公害対策を継続し、環境の維持・向上を図ります。

公害に留まらず、生活環境の保全につながる情報については、収集に努めるとともに、必要に応じて提供を行います。

さらに、本市の地域特性上、自動車の利用が多いため、自動車による環境負荷の低減に向けて、エコドライブの推進や移動手段の転換を促進します。

① 公害の防止

i) 環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開

市内の大気や水質などに関する環境調査を継続し、公害に関する現状を把握します。また、必要に応じて調査の項目や方法の見直し、拡充を検討します。さらに、公害に限らず、生活環境に影響を及ぼす事柄について、情報収集に努めます。

これらの調査結果や情報は、広報やホームページ、環境白書などを通じて公開します。

ii) 大気汚染対策・悪臭対策の充実

事業に伴う粉じん*や悪臭*、焼却行為に伴う煙害などについて、必要な指導等を継続します。

iii) 水質汚濁対策の充実

水質汚濁の主な原因である家庭や事業所からの排水対策を継続します。

家庭排水対策として、「あきる野市清流保全条例」に基づき、洗剤の適正使用や廃油の適正処理などの普及啓発を図ります。また、下水道の整備を進め、早期接続を促進します。一方、下水道が未整備の地域などでは、合併処理浄化槽*の設置を促進するとともに、共同で使用できる汚水処理施設の設置を検討します。



清流保全啓発用看板

事業所排水対策として、環境調査に基づき、環境基準を満たしていない事業所に

対して指導を行います。

河川については、清流保全協力員などの協力のもと、油流出などの異常があった場合に、必要に応じて関係機関と連携し、対策を講じます。

iv) 騒音防止対策の充実

事業による騒音や近隣騒音*に対して、苦情に伴う指導を継続します。

市が管理する道路以外での道路交通騒音について、東京都などの道路管理者との連携により、対策を進めます。また、航空機騒音については、関係機関に必要な要請を行います。

v) 有害化学物質対策の充実

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)や東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)に基づき、事業者による有害化学物質*に関する届出について指導等を行い、適正管理を促進します。

vi) その他の公害対策・生活環境保全策の充実

振動や土壌汚染*について、関係法令に基づく指導を継続します。

また、家畜のふん尿等の臭気対策として、巡回指導や衛生管理を継続し、必要に応じて排せつ物処理施設の整備を検討します。

さらに、地下水の保全のため、「東京都環境確保条例」に基づき、井戸の設置者に対して揚水量の報告を求めるとともに、揚水施設の設置に伴う指導を行います。

現在のところ、特に規制がない光害*についても、環境省による「光害対策ガイドライン」などの情報収集に努め、対策の研究を進めます。

② 自動車による環境負荷の低減【重点】

i) 自動車の燃料使用量の節減

自動車による環境負荷の低減に向け、エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を通じ、燃料使用量を節減するエコドライブの普及拡大を進めます。また、環境負荷の少ない次世代自動車等の情報を収集し、情報提供や普及啓発を図るとともに、開発動向に応じて、導入支援や必要な施設の整備などの実施を検討します。

特に、公用車については、市民や事業者の模範となるよう、燃費管理やエコドライブを実施するとともに、計画的に次世代自動車等の導入を進めます。

ii) 公共交通機関の利用促進

自動車による環境負荷の低減に向け、公共交通機関や自転車、徒歩などで移動した場合に、自動車を使う場合より二酸化炭素排出量がどの程度削減されるかなどの情報提供を行います。これにより、移動手段の転換を促進します。



るのバス

生-2 資源循環型社会の構築

【目標】

- ・資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成22年度（2010年度）に対し約9%（56g/人・日）削減する。
- ・平成22年度（2010年度）に約27%だったリサイクル率*について、約35%まで増加させる。
- ・ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

【施策の進め方】

持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めます。

具体的には、「あきる野市廃棄物減量等推進員*」（あきる野ごみ会議）（以下「ごみ会議」という。）の活動などを通じて、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3R*の取組を推進するとともに、意識啓発を図ります。

また、環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、効率的な収集ルートを選定や収集車への低公害車の導入推奨、清掃工場の適正管理などを継続します。

① ごみの発生抑制に関する施策(3Rの推進)【重点】

ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、リサイクルフェアの実施などを通じて、ごみ減量やリサイクル意識の啓発を図ります。

ごみ減量を促進するため、市民の家庭を対象に、生ごみ堆肥化容器購入費補助などの支援措置の推進のほか、生ごみの水切り徹底の啓発、落ち葉の堆肥化、廃食油の有効利用（石けん化）の促進などを行います。

また、限りある資源を有効活用するため、買い物へのマイバッグの持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え商品の購入など、環境に配慮した消費行動を啓発し、環境に優しい物品の購入（グリーン購入*）を推進します。

事業所においては、ごみ減量啓発に向け、「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出指導を継続するとともに、中小規模事業所への啓発を推進します。



ごみ情報誌「へらすぞう」

② 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を目的に、ごみの戸別収集・有料化を継続します。また、リサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を継続します。

小型家電に含まれるレアメタル*の再資源化を継続するとともに、現在、資源として収集している金属・びん類、紙類、布類、ペットボトルに加え、新たに白色トレイを

資源化することで、資源回収の充実を図ります。これらにより、資源循環を更に進めます。

また、最終処分場の掘り起こし再生を行い、最終処分場の延命を図るとともに、埋立物を再融解した後、スラグとして有効利用します。

③ 環境に配慮した収集・処理の推進

溶融処理によるごみ発電*を行うため、白色トレイを除くプラスチック類の可燃ごみとしての収集を継続します。また、在宅医療廃棄物*の適正処理について検討します。

ごみ排出の利便性向上と適正処理の推進に向け、直接搬入ごみの受け入れを行います。ごみ収集に当たっては、環境負荷の低減に向け、効率的な収集ルートを選定とごみ収集車の低公害化を推奨します。

さらに、より一層の環境負荷の低減を図るため、定期的な清掃など、ごみ処理施設の適正な管理を実施します。

生-3 緑あふれる快適なまちづくりの推進

【目標】

- ・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- ・誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

【施策の進め方】

本市には、公園や住宅地など、市街地にも多くの緑が存在しています。これらの緑は、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生態系ネットワークの形成にも大きな役割を果たします。このため、市街地における緑の保全や創出を継続します。

また、誰もが愛着の持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、不適正な屋外広告物の撤去や空き地の適正管理に向けた指導、ごみのポイ捨て防止やペットの適正飼育などの意識啓発を継続します。

さらに、地区計画*によるまちづくりや散策路の整備を通じて、誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めます。



あきる野市中央図書館

【再掲】① 市街地における緑の保全・創出

【再掲】 i) 公共施設などの緑の充実・拡大

公共施設や公園の緑、街路樹などは、市街地における生態系ネットワークの形成に重要な役割を担うため、適正管理などを行い、緑の充実・拡大を図ります。

【再掲】 ii) 市街地の緑化の推進

「工場立地法」や「緑地保全条例」などにに基づき、一定規模を超える建設計画や開発計画があった場合に緑化の指導を行います。また、住宅地における緑化を推進するため、苗木配布やグリーンカーテンコンテストなどの取組を継続します。

さらに、農地や緑地の多面的機能について、情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

【再掲】 iii) 崖線の緑の回復・充実

市街地と近接した秋川の段丘崖には、樹林帯が広がり、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。これらの場所が市街地の緑とつながることにより、生態系ネットワークが広がり、更なる生物多様性の向上が期待されます。このため、住民生活の安全を確保しながら、崖線の緑の回復・充実に向けた方策の検討を進めます。

② 清潔なまちづくり

i) 清潔な街並みの維持

清潔な街並みを維持するため、駅前広場や幹線道路などについて、違反広告物撤去協力員を中心に、不適正な屋外広告物（看板等）を撤去します。また、景観の向上に向け、可能な範囲で電線の地中化などを進めます。

市民等が利用する道路や公園、公共施設等の適正管理を継続します。管理には、市民との連携によるアダプト制度*も積極的に活用していきます。

ii) ポイ捨ての防止等

たばこやごみのポイ捨て防止に向け、市民や事業者の意識啓発を継続するとともに、更に効果的な対策について研究します。

不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化していきます。不法投棄された物品は、警察との連携のもと、適正に処理を行い、まちの清潔を保持します。



一斉清掃の様子

また、市民や事業者による清潔なまちの維持を支援するため、年に2回の一斉清掃やボランティア袋の配布、これらにより集められたごみの収集を継続します。

iii) 空き地・空き家の適正管理

清潔な街並みを維持するため、必要に応じて、空き地の所有者に対する適正管理の指導を行います。また、管理に必要となる草刈機の貸出しを継続します。

さらに、老朽化した空き家が適切に管理されないまま放置されるなどの空き家問題についても、利活用を含めた対策の検討を進めていきます。

iv) ペットの適正飼育

ペットに関する苦情対策として、ふんの処理や飼育方法などについて、必要に応じて「東京都動物愛護相談センター」等との連携を図り、指導や意識啓発を継続します。

③ 快適で魅力あふれるまちづくり

土地区画整理事業*が実施されている区域や市街化区域*に編入され開発が行われる場所について、地区計画などの仕組みを活かし、魅力的なまちづくりを進めていきます。また、誰もが思わず歩きたくなるまちとなるよう、必要に応じて散策路や遊歩道の整備を行います。

さらに、市民参加によるまちづくりを進めるために、パブリックコメント*などのまちづくりに市民が参加する仕組みを広く周知します。

5 エネルギー環境分野

（方針）市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

地球規模の環境問題である地球温暖化の進行により、世界各地で異常気象や海面の上昇、食糧生産や生態系への影響などがみられ、私たちの日々の暮らしに深刻な被害をもたらす可能性が指摘されています。しかしながら、原因である温室効果ガス*の排出削減は進んでおらず、地方公共団体においても、市民・事業者・市が一体となった更なる取組の実施が求められています。

このため、家庭や事業所、公共施設における省エネを一層推進するとともに、自動車やごみ処理に伴うエネルギー使用量の削減に取り組みます。

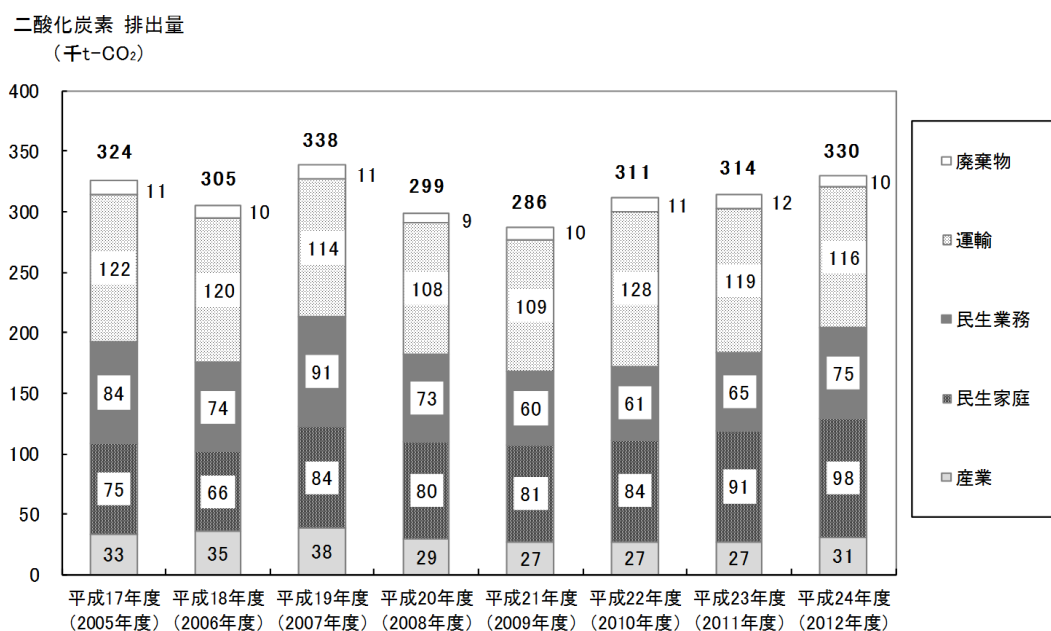
また、本市の特徴である豊かな森林や地産地消型農業の特性に着目し、樹木の二酸化炭素吸収・固定機能を利用した地球温暖化対策や、農畜産物の輸送エネルギーの削減などに取り組むことも効果があります。

「第三次地球温暖化防止対策実行計画」や「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、これらの取組を着実に推進し、地球温暖化対策を進めていきます。

なお、エネルギー環境分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」「ごみ処理基本計画」「地球温暖化対策地域推進計画」を主軸とした施策を構築しています。

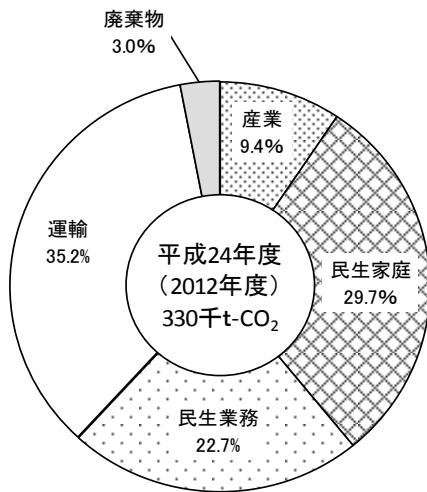
（1）現状と課題

本市全体から排出される温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素について、平成17年度（2005年度）から平成24年度（2012年度）（最新）までの排出量の推移は次のとおりです（図24）。



（出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2012年度）」
（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

図24 二酸化炭素排出量の推移



(※ 出典は図24と同様)

図25 二酸化炭素排出量の内訳

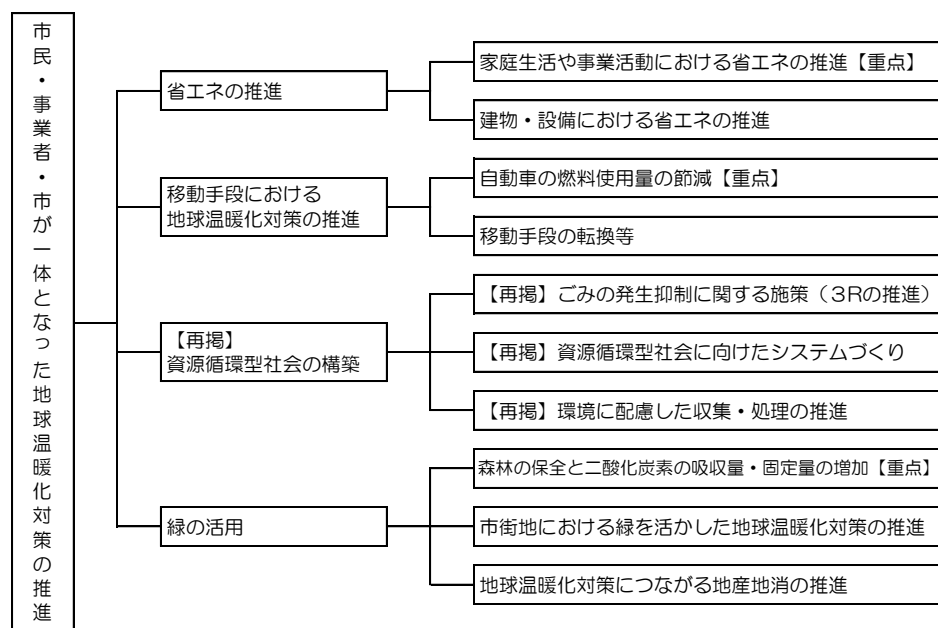
本市の二酸化炭素排出量は、第一次計画策定時（平成17年度（2005年度））から増減を繰り返しています。二酸化炭素排出量が減少した主な要因としては、リーマンショックなどの経済情勢悪化の影響が考えられます。近年では増加傾向となり、平成24年度（2012年度）の排出量は、約330千トンCO₂となりました。

この内訳は、左図のとおりであり、運輸部門からの排出量が最も多くなっています（図25）。

運輸部門からの排出量が多い理由は、本市の地域特性や公共交通機関の状況等により、自動車の利用が多いためであると考えられます。

また、民生業務部門より民生家庭部門の排出量が多いことから、本市の地球温暖化対策には、家庭や自動車に関する対策が特に有効であると推察されます。

（2）施策体系



（3）施策の推進方策

エネー1 省エネの推進

【目標】

- ・家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- ・市民等におけるマイバッグの持参やグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- ・家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。

【施策の進め方】

温室効果ガスの排出削減に有効な省エネでは、こまめな消灯や空調機器の温度調整などの小さな取組の蓄積により大きな効果が期待されます。このため、家庭や事業所における省エネの促進について、更なる普及啓発を行います。

また、マイバッグの持参やグリーン購入など、省エネにつながる消費行動の定着に向け、情報提供や普及啓発を図ります。

さらに、建築設備や建築物そのものにおける地球温暖化対策を進めるため、再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入支援や情報提供を行います。

市の事務事業においても、エコ活動などによる省エネの取組を継続するとともに、公共施設への省エネルギー設備・機器の導入などを進めます。

① 家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

i) 省エネ型活動の推進

こまめな消灯や空調機器の温度調整、すだれなどを用いた空調効率の向上など、家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネの効果などの情報収集や情報提供を通じて、普及啓発を図ります。

また、家庭において、環境家計簿*や省エネ型生活10か条*の普及を進めます。

事業所においては、省エネの効果を把握できるエネルギー管理（エネルギーマネジメント*）の手法について、情報収集や情報提供を行います。



ii) 環境に配慮した消費行動の実践・奨励

家庭においては、買い物時のマイバッグの持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え商品の購入など、環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。また、事業所においては、グリーン購入の情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

これらにより、省資源化やごみの発生抑制が図られ、間接的に地球温暖化対策に貢献することができます。

iii) 市の事務事業における省エネの取組

「第三次地球温暖化防止対策実行計画」やエコ活動に基づく取組を通じて、こまめな消灯や空調の温度調整などの省エネを推進します。また、グリーン購入などの環境に配慮した消費行動を継続するとともに、公共施設におけるエネルギーマネジメントに取り組みます。

② 建物・設備における省エネの推進

i) 再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備・機器や高効率給湯器などの省エネルギー設備・機器の情報収集や情報提供をすることで、導入の促進を図ります。また、これらの機器の導入につながる支援制度の情報提供も行います。

特に、家庭における再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入に対して、経費の一部を補助する支援措置を継続し、これらの機器の普及拡大を進めます。

ii) 建物自体の省エネ化の推進

i) で示した機器のほか、断熱ガラスや雨水貯留槽をはじめとする雨水利用設備、HEMS*やBEMS*などのエネルギーマネジメントシステムを利用した省エネ住宅、スマートハウス*等について、情報収集や情報提供を進め、普及啓発を図ります。

iii) 公共施設等における取組

市が所有する施設においても、費用対効果などの検証のもと、再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入を進めます。特に、電力消費量を減らし、温室効果ガス排出量を大きく削減したLED*街路灯については、引き続き適切な管理を行います。

また、ESCO事業*などの仕組みを活かし、省エネ改修の可能性を検討していきます。

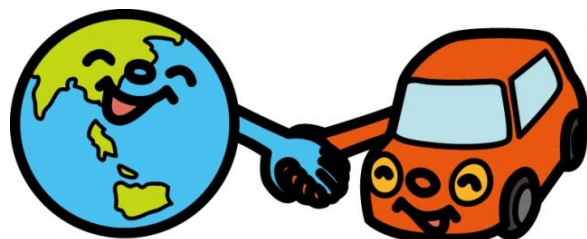
エネー 2 移動手段における地球温暖化対策の推進

【目標】

- ・エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- ・公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。

【施策の進め方】

本市の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の排出量が特に多いため、エコドライブの推進や、ハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車*などの次世代自動車の導入を促進することで、自動車の燃料使用量を節減し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。



また、移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について広く周知し、公共交通機関や自転車の積極的利用を促進します。公共交通機関の利便性向上については、交通事業者との連携を継続します。

市の事務事業においても、公用車におけるエコドライブの推進や、次世代自動車の導入、公共交通機関の利用などを進め、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

① 自動車の燃料使用量の節減【重点】

i) エコドライブの推進

自動車による温室効果ガス排出量の削減に向け、燃料使用量の節減に効果的なエコドライブの情報収集や情報提供、意識啓発を通じて、エコドライブの普及を進めます。また、必要に応じて、エコドライブに関するイベントを実施します。

ii) 次世代自動車等の普及促進

ハイブリッド自動車など、環境負荷の少ない次世代自動車の情報収集や情報提供を行うとともに、開発動向に応じて、導入支援や必要な施設の整備などを検討します。

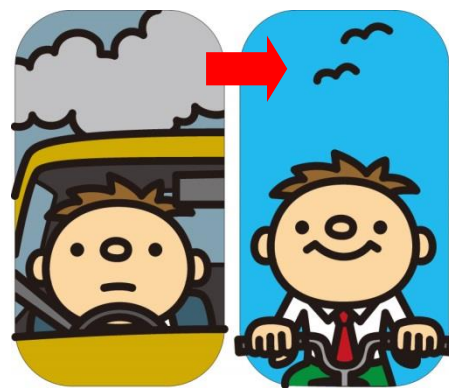
iii) 公用車における燃料使用量の節減

公用車において、市民や事業者の模範となるよう、燃費管理やエコドライブを実施するとともに、計画的に次世代自動車の導入を進めます。

② 移動手段の転換等

i) 移動手段の転換に伴う効果の周知

自動車による環境負荷の低減に向け、公共交通機関や自転車、徒歩などで移動した場合に、自動車を使う場合より二酸化炭素排出量がどの程度削減されるかなどの情報提供を行います。これにより、移動手段の転換を促進します。



ii) 公共交通機関の利便性向上

交通事業者等との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するための定期的なアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性の向上について検討します。

iii) 自転車の利用拡大

自転車の利用促進に向け、必要に応じた駐輪場の整備のほか、自転車の利用を促進する方策を研究・検討します。また、更なる自転車の有効活用方策について、先進事例を収集し、検討を進めます。

iv) 市の事務事業における移動手段の転換等

市の事務事業において、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用を継続します。

【再掲】エネ－3 資源循環型社会の構築

【目標】

- ・資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成22年度（2010年度）に対し約9%（56g/人・日）削減する。
- ・平成22年度（2010年度）に約27%だったリサイクル率について、約35%まで増加させる。
- ・ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

【施策の進め方】

持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めます。

具体的には、ごみ会議の活動などを通じて、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rの

取組を推進するとともに、意識啓発を図ります。

また、環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、効率的な収集ルートを選定や収集車への低公害車の導入推奨、清掃工場の適正管理などを継続します。

【再掲】① ごみの発生抑制に関する施策(3Rの推進)【重点】

ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、リサイクルフェアの実施などを通じて、ごみ減量やリサイクル意識の啓発を図ります。

ごみ減量を促進するため、市民の家庭を対象に、生ごみ堆肥化容器購入費補助などの支援措置の推進のほか、生ごみの水切り徹底の啓発、落ち葉の堆肥化、廃食油の有効利用(石けん化)の促進などを行います。

また、限りある資源を有効活用するため、買い物へのマイバッグの持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え商品の購入など、環境に配慮した消費行動を啓発し、環境に優しい物品の購入(グリーン購入)を推進します。

事業所においては、ごみ減量啓発に向け、「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出指導を継続するとともに、中小規模事業所への啓発の実施を検討します。

【再掲】② 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を目的に、ごみの戸別収集・有料化を継続します。また、リサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を継続します。

小型家電に含まれるレアメタルの再資源化を継続するとともに、現在、資源として収集している金属・びん類、紙類、布類、ペットボトルに加え、新たに白色トレイを資源化することで、資源回収の充実を図ります。これらにより、資源循環を更に進めます。

また、最終処分場の掘り起こし再生を行い、最終処分場の延命を図るとともに、埋立物を再融解した後、スラグとして有効利用します。

【再掲】③ 環境に配慮した収集・処理の推進

溶融処理によるごみ発電を行うため、白色トレイを除くプラスチック類の可燃ごみとしての収集を継続します。また、在宅医療廃棄物の適正処理について検討します。

ごみ排出の利便性向上と適正処理の推進に向け、直接搬入ごみの受け入れを行います。ごみ収集に当たっては、環境負荷の低減に向け、効率的な収集ルートを選定とごみ収集車の低公害化を推奨します。

さらに、より一層の環境負荷の低減を図るため、定期的な清掃など、ごみ処理施設の適正な管理を実施します。



エネ－４ 緑の活用

【目標】

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- ・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

【施策の進め方】

本市は、市域の6割におよぶ森林のほか、公園や住宅地にも緑が存在し、豊かな緑を有しています。これらの緑は、動植物の生息・生育の場となるだけでなく、光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能を有しています。緑を活かし、生物多様性の保全と地球温暖化対策を進めるため、森林の適正管理や市街地の緑の拡大を図ります。

また、輸送に伴うエネルギー使用量の節減のため、農畜産物や地元産材の地産地消に積極的に取り組みます。

① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加【重点】

i) 森林の保全

森林が二酸化炭素を吸収・固定する量の増加に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等を推進します。

また、森づくりや森林保全策への関心を高めるため、市有林を中心に、広葉樹林帯を拡大し、森林の多面的機能などについて情報発信を進めます。

ii) 森林の活用

化石燃料*の使用を抑え、二酸化炭素排出量を削減するために、地元産材の木質バイオマスとしての活用を促進します。木質バイオマスエネルギーとしての利用は、森林の利用価値を高め、経済的な効果も期待できます。

また、森林における二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、カーボン・オフセット*の仕組みづくりや活用方策について、研究していきます。

② 市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進

【再掲】 i) 公共施設などの緑の充実・拡大

公共施設や公園の緑、街路樹などは、市街地における生態系ネットワークの形成に重要な役割を担っていることから、適正管理などを通じて、緑の充実・拡大を図ります。

【再掲】 ii) 市街地の緑化の推進

「工場立地法」や「緑地保全条例」などに基づき、一定規模を超える建設計画や開発計画があった場合に緑化の指導を行います。また、住宅地における緑化を推進するため、苗木配布やグリーンカーテンコンテストなどの取組を継続します。



グリーンカーテン

さらに、農地や緑地の多面的機能について、情報収集や情報提供、普及啓発を図ります。

【再掲】 iii) 崖線の緑の回復・充実

市街地と近接した秋川の段丘崖は、樹林帯が広がり、鳥類などの動物の移動経路や生息場所となっています。こうした場所と市街地の緑がつながることで、生態系ネットワークが広がり、更に生物多様性が高まることから、住民生活の安全を確保しながら、崖線の緑の回復・充実に向けた方策の検討を進めます。

③ 地球温暖化対策につながる地産地消の推進

i) 農畜産物に関するもの

農畜産物の地産地消を農業振興の一環として推進するとともに、運搬に伴う二酸化炭素排出量を減らす地球温暖化対策の一つであることについて、情報収集や情報提供を行い、普及啓発を図ります。

ii) 地元産材に関するもの

地元産材などの森林資源の地産地消を促進するため、公共施設において、地元産材を建築資材として活用するとともに、間伐材の積極的利用を図ります。また、木質バイオマスエネルギーとしての利用など、新たな価値の付与を検討します。こうした取組により森林資源の循環利用を図り、森林の二酸化炭素の吸収量・固定量の増加を進めます。

6 人の活動分野

(方針) 将来に向かって市民・事業者・市が協働する

生物多様性の保全や地球温暖化対策など、環境分野の取組は、市民・事業者・市の協働により大きな効果が発揮されます。

そのためには、本市の環境の現状や各種取組の内容など、幅広い情報を全ての主体で共有していくことが必要です。また、環境に関する取組を継続する人材として、取組の新たな担い手となる人材や次世代を担う子ども達の育成を進めることも重要です。

さらに、市民・事業者・市の協働のための体制づくりを進めるとともに、より一層の意識の共有化を図るため、共に活動する機会の創出が求められます。

なお、人の活動分野では、第一次計画のほか、「あきる野戦略」「地球温暖化対策地域推進計画」を主軸とした施策を構築しています。

(1) 現状と課題

① 環境情報の発信

第一次計画における施策の進捗状況や環境調査の結果などについて、環境委員会との連携により、毎年度、環境白書を作成して公表しています。ホームページでは、環境白書のほか、ごみの分別などの各種情報を掲載しています。

また、自然環境調査の結果や森林レンジャーの活動など、一定の分析・考察が必要な情報については、取りまとめて冊子を発行しました。

さらに、市の広報を活用し、環境関連イベントの参加募集や森林レンジャーの日頃の活動を記した「森林レンジャーがゆく」などの定期的な情報発信も行っています。

各種施策の推進に伴い、必要な情報の発信を継続するとともに、情報の共有化を図ることが必要です。

② 環境教育と後継者の育成

子ども達を対象とした環境教育として、小中学校のカリキュラム内で実施するもののほか、「森の子コレンジャー活動」や小宮ふるさと自然体験学校による体験学習を実施しています。また、環境委員会活動の一環として、未就学児向けに「小さな子どものおさんぽ会」(以下「おさんぽ会」という。)も行っています。これらの取組は継続するとともに、実施場所、内容などの更なる充実が必要です。



おさんぽ会の様子

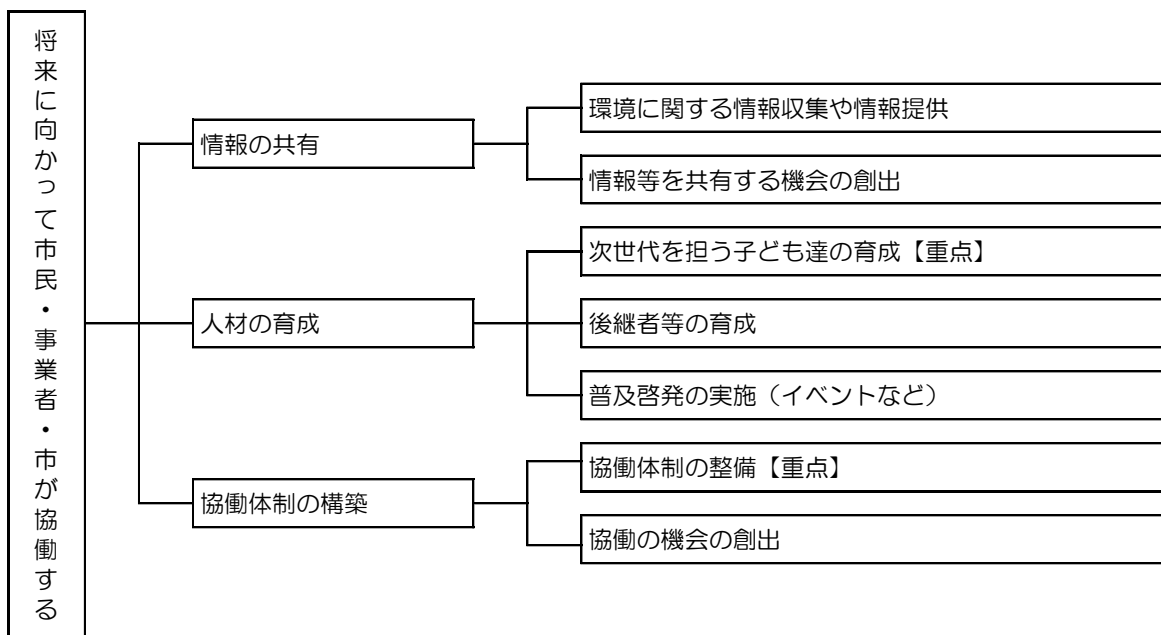
一方、環境保全と関わりのある農業や有害鳥獣対策に取り組まれている方々の高齢化に伴い、後継者不足が深刻となっています。このため、農業後継者の育成支援や担い手となるボランティアの育成・活用に向けた仕組みづくりを進めます。

③ 環境活動の状況

市内では、市民団体がリサイクルや自然環境に関する活動を行っています。また、ごみの減量などを目的としたごみ会議や、第一次計画の策定に伴い設置された環境委員会など、市が主体となって設置した組織も、各々の活動を深めています。さらに、「郷土の恵みの森づくり事業」の推進などにより、町内会・自治会を中心とした取組や産学公の連携による地域づくり活動なども進められています。

今後は、これらの活動が継続される仕組みづくりを進めるとともに、推進主体間の連携の強化に向け、体制の構築や協働の機会の創出が必要です。

(2) 施策体系



(3) 施策の推進方策

人－1 情報の共有

【目標】

- ・ホームページなどを通じて環境に関する情報をみることができる。
- ・環境施策に有効な情報が集約されている。
- ・様々な方法で情報が発信され、市民・事業者・市による情報共有が図られている。

【施策の進め方】

環境に関する情報は、市内の環境調査の結果をはじめ、環境問題の現状やその対策など、環境行政の進展に伴い非常に多岐にわたっています。また、市内には、環境に関する様々な活動を行っている個人が存在し、独自に情報を発信している場合もあります。

これらの様々な情報を集約して発信し、市民・事業者・市による情報共有を図ることで、協働による取組の基盤づくりを進めていきます。

① 環境に関する情報収集や情報提供

i) 情報収集や情報提供、普及啓発など

市内の環境調査の結果のほか、環境保全の取組の内容、イベントの案内、国や東京都の動向など、市民や事業者と関わりの深い環境に関する情報を収集します。

また、収集した情報は、必要に応じて提供するとともに、普及啓発にも活用していきます。

さらに、PM_{2.5}（微小粒子状物質）*など、新たな環境問題に関する情報を収集し、必要に応じて情報提供を行います。



環境調査の様子

ii) 各種情報の収集・集約

市内において、動植物の調査などの環境に関する様々な活動を行っている個人や団体に、調査結果や活動成果などの提供を依頼し、市が保有する情報の充実を図ります。また、これらの情報を集約し、生物目録に反映するなど、活用を進めます。

さらに、情報の提供者に対し調査の支援を行う仕組みの構築などの検討を行います。

iii) 情報の発信

市内の環境調査の結果や環境に関する取組の進捗状況などをまとめた環境白書を毎年度作成し、図書館や情報公開コーナーなどで公開します。また、広報やホームページを通じて各種情報を発信するとともに、情報の性質に応じて、リーフレットの作成、講演会の実施など、様々な人が情報を得られるよう、情報発信の方法を工夫します。

② 情報等を共有する機会の創出

各種団体の取組などの情報を収集するとともに、市内の環境の現状や市の取組の成果について互いに発表するための機会の創出を検討します。また、図書館における環境情報コーナーの設置を継続します。

今後、多くの情報の集約が必要となる生物多様性については、情報発信ページの整備など、インターネットを使った情報公開も実施します。

人-2 人材の育成

【目標】

- ・生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- ・農林業の後継者や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- ・各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

【施策の進め方】

環境に関する取組は、継続的かつ長期的に進めていくことが必要です。このため、小中学校における環境教育や食育*のほか、様々な場面や機会において体験学習などを

行うことにより、次世代を担う子ども達を育成します。

また、本市の環境の保全に関わる農業の後継者の育成支援とともに、各種取組の担い手となるボランティアの育成や活用を図る仕組みづくりを進めます。

環境に関する取組に継続的に携わるためには、環境教育や体験学習などを通じて、環境保全の意識の醸成を図ることが必要です。このため、これらの取組に関わる機会を創出する普及啓発イベント等を実施します。

① 次世代を担う子ども達の育成【重点】

i) 小中学校における環境教育の継続

小中学校における環境教育や地産地消を意識した食育などを継続します。また、生物多様性の豊かさなどの本市の環境の特性について、更に多くの子ども達に学んでもらうため、小中学校で活用できるような教材の作成を進めます。

ii) 様々な場面や場所における環境教育の継続・充実

「森の子コレンジャー活動」やおさんぽ会、菅生地区における産学公連携による「菅生子どもの森広場」などの環境教育の取組を継続します。また、市の施設である小宮ふるさと自然体験学校や秋川渓谷戸倉体験研修センターのほか、東京都の自然公園である小峰公園に存在する小峰ビジターセンター*といった体験学習の場を活用し、環境教育や体験学習を進めていきます。



小宮ふるさと自然体験学校

これらの活動を実施する際は、本市の自然環境の特徴である森や里山、河川などを活用します。また、環境教育や体験学習の更なる拡大に向け、市内の幼稚園や保育園への普及啓発にも取り組みます。

② 後継者等の育成

i) 担い手の育成や活用

生物多様性の保全や地球温暖化対策などの取組を継続していくため、森林サポートレンジャーなどの事例を参考に、担い手となるボランティアの育成や活用の仕組みづくりを進めます。また、取組に関心のある市民等が無理なく参加できるよう、人材育成講座の実施なども検討します。



森林サポートレンジャー

ii) 後継者の育成

本市の生物多様性の保全に大きな役割を果たす農地は、継続的に手を入れる必要があるため、農業後継者の育成が重要です。このため、「あきる野市農業振興会後継者部会」への支援などを継続し、後継者の育成を図ります。

また、有害鳥獣対策や外来種対策の継続・拡大に向け、狩猟免許*の更新支援など

を継続します。

③ 普及啓発の実施(イベントなど)

環境に関する様々な取組への多様な主体の協力を促すため、リサイクルフェアなどの参加型イベントや地域から産出される農畜産物による食育を通じて、普及啓発を図ります。イベントの実施に当たっては、河川のほか、小峰公園の活用なども視野に入れ、河川管理者である東京都や小峰ビジターセンターなどとの連携も進めます。

人-3 協働体制の構築

【目標】

- ・各推進主体や庁内関係部署が参画する環境施策に関連した組織が機能している。
- ・様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

【施策の進め方】

環境に関する取組は、非常に多岐にわたっており、市民・事業者・市による共通認識のもと、それぞれの立場から推進を図ることが必要です。このため、各推進主体間の連携を促進するため、環境委員会のように多様な主体が参画する組織の運営を継続します。

また、様々な主体が共に活動できる場として、協働の機会の維持や創出を図ります。

① 協働体制の整備【重点】

i) 各種委員会等の運営

環境に関する取組には、各推進主体において、相互の連携により効率的かつ効果的な推進が図られるものや、目的を共有した上で、各々が自発的に取組を行い、幅広い効果を得られるものがあります。このため、取組に携わる推進主体間で情報共有や意見交換を行い、共通認識を形成することが重要です。

このため、環境委員会のように多様な主体が参画する組織の運営を継続するとともに、必要に応じて協働体制を整備していきます。

ii) 活動団体への支援

市内には、森づくりや生物多様性保全、廃棄物減量などに取り組む団体等が存在します。これまでに示したとおり、環境に関する取組は様々な主体の協働により大きな効果を得られることから、協働の一環として、こうした活動を支援する仕組みを検討します。

② 協働の機会の創出

生物多様性など、環境に関する取組への各推進主体の自発的な参画・参加を促進するため、きっかけとなる協働の機会の維持や創出を進めます。

町内会・自治会による森づくりを支援する森林サポートレンジャーや地球温暖化対策の一環であるライトダウンキャンペーン*など、関心のある市民等が気軽に参加できる取組の継続や創出、情報提供を行います。

また、菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」、高齢者による農業を通じた健康活動である「ふるさと農援隊*」、有害鳥獣対策等を実施する「あきる野の農と生態系を守り隊*」、公園や街路樹の管理手法の一つであるアダプト制度なども、多様な主体が連携する機会として推進します。



「産学公連携による森づくり事業」の様子

7 分野別の取組

「3 自然環境分野」～「6 人の活動分野」で示した施策ごとの取組を示します。施策の掲載頁のほか、対応する分野別計画とその掲載頁、取組の内容や目標、所管課、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの実施内容も掲載します。

取組の目標や実施内容は、本計画の進行管理に活用します。

※ 分野別の取組の記載例

No.1	自然環境調査の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、108
内容 目標	○自然環境調査を継続するとともに、自然環境調査部会委員など調査員の増員等により、体制の強化を検討・実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員など調査員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

分野ごとに番号をつけています。

取組の名称です。再掲の取組は、【再】の表示がつかます。

掲載されている分野別計画とその掲載頁です。

取組の内容や目標を簡潔にまとめています。

取組の所管課です。

本計画の見直し（H32）までの実施内容を簡潔にまとめています。

※ 参考として、第一次計画の改訂版（第一次環境基本計画（改訂版））に示された取組と直接的に結びつく取組には、括弧書きにて第一次環境基本計画（改訂版）の掲載頁を示しています。

（1）自然環境分野

自-1 基礎情報の調査・収集

① 生物多様性の把握・モニタリングの継続

i) 各種調査の継続・実施（30頁参照）

No.1	自然環境調査の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、108
内容 目標	○自然環境調査を継続するとともに、自然環境調査部会委員の増員等により、体制の強化を検討・実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.2	森林レンジャーによる各種調査の継続				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	108	
内容目標	○森林レンジャーの体制を維持し、森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.3	河川の水質調査				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略		掲載頁	(14)、108	
内容目標	○河川の水質調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○河川の水質調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.4	地下水汚染調査				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略		掲載頁	(14)、108	
内容目標	○地下水汚染調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○地下水汚染調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.5	湧水調査				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略		掲載頁	(14)、108	
内容目標	○湧水調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○湧水調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.6	専門機関等との連携による調査の検討				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	108	
内容目標	○大学などの専門機関との連携による調査の実施の可否などについて検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○本市の自然環境に関する調査を実施している専門機関を把握する。	⇒	⇒	○専門機関との連携方法などを模索する。	⇒

ii) 調査結果の収集（30頁参照）

No.7	市民などによる調査の結果の収集				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	108	
内容目標	○市民などによる調査結果を収集している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○市民などによる本市の自然環境等の調査情報を把握する。	⇒	⇒	○調査結果の提供などについて、市民などと調整する。	⇒

iii) 情報の集約（30頁参照）

No.8	生物多様性に関する各種情報の整理・集約				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	108	
内容目標	○各種情報の整理と集約がなされている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○収集した情報の整理・集約を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.9	生物目録の作成・更新				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	108	
内容目標	○調査により生息・生育が確認された生物について、目録の作成及び更新を行う仕組みを構築している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.10	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	108	
内容目標	○調査研究を支援する仕組みづくりの可否について検討し、方向性を示している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 保全・再生・活用すべき場所の抽出【重点】

i) 市内各所の評価の実施（30頁参照）

No.11	各種情報の地図情報化				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	109	
内容目標	○生息・生育の場所が把握できた生物について、地図情報化に着手している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生息情報や生育情報などの収集を行う。 ○地図情報化の手法を検討する。	⇒	⇒	○生息情報や生育情報などの収集を継続する。 ○地図情報化に着手する。	⇒

No.12	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略		掲載頁	（11）、109	
内容 目標	○自然環境調査等に基づき、市内各所の生物多様性の把握と評価をしている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。	⇒	⇒ ○情報を整理し、生物多様性の把握と評価を行う。	⇒	⇒

ii) 保全等すべき場所の抽出（30頁参照）

No.13	保全・再生・活用すべき場所の抽出				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略		掲載頁	（11）、109	
内容 目標	○No.12の評価に基づき、保全・再生・活用すべき場所の抽出を開始している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○保全等をすべき場所を検討する。	⇒	⇒ ○No.12の評価から、保全等すべき場所を抽出する。	⇒ ○更に保全等をすべき場所を検討する。	⇒

③ 生物多様性に関する情報の共有化

i) 様々な方策による情報発信（30頁参照）

No.14	各種リーフレットの作成・公開				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	112	
内容 目標	○リーフレットを作成し、生物多様性に関する情報等を発信している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.15	水と緑のマップの充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略		掲載頁	（23）、112	
内容 目標	○No.11の地図情報化した情報等を基に、周知用のマップを作成している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.16	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略		掲載頁	（2）、112	
内容 目標	○生物多様性に関する講演会を実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて講演会を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.17	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(37)、112
内容目標	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する(生物多様性に関する情報発信ページの整備など)。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 情報発信する内容の工夫(30頁参照)

No.18	森の魅力発信				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(5)、112
内容目標	○森の魅力の発信を通じて、森が市民の共通の財産と認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる(認知度はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.19	みどりの大切さの発信				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(21)、112
内容目標	○みどりの大切さの発信を通じて、みどりの大切さが認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる(認知度はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.20	農地の環境面からの機能の発信				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(8)、112
内容目標	○「あきる農を知り隊*」等体験事業を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農業体験を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.21	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信(湧き水の重要性も含む)				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	112
内容目標	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。 ○湧き水の重要性を発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒

自-2 生物多様性の保全

① 生物多様性を保全する仕組みづくり【重点】

i) 区域指定などの仕組みづくり（31頁参照）

No.22	(仮称)生物多様性保全条例の制定				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	122		
内容目標	○「(仮称)生物多様性保全条例」を制定し、運用している。また、条例の認知度が50%以上となる(認知度はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「(仮称)生物多様性保全条例」を制定する。	○「(仮称)生物多様性保全条例」を運用する。	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.23	市民・観光客向けカントリーコードの設定				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	122		
内容目標	○カントリーコードを設定し、市民等に存在を認知されている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○カントリーコードを検討する。	○カントリーコードを設定する。	○カントリーコードを周知する。	⇒	⇒

No.24	あきる野市版レッドリストの作成				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(3)、122		
内容目標	○「あきる野市版レッドリスト」を作成している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野市生きもの会議」にて、「あきる野市版レッドリスト」のあり方や指定する種を検討し、作成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 区域の指定など（31頁参照）

No.25	生物多様性保全区域の指定				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(3)、122		
内容目標	○生物多様性保全区域を指定する仕組みを構築している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「(仮称)生物多様性保全条例」の制定と合わせ、生物多様性保全区域の指定制度を検討する。	○指定制度を運用する。	⇒	⇒	⇒

No.26	重要地域の公有地化				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	122		
内容目標	○重要地域の公有地化を検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生物多様性の保全上、重要となる地域の保全に向け、公有地化を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.27	保存緑地の指定				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(21)、122、59
内容目標	○保存緑地の指定制度を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.28	文化財の指定・保護				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(11)、122
内容目標	○文化財の指定や保護を進めている。				
所管課	生涯学習スポーツ課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○文化財の指定や保護を進める。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 基金の運用など(31頁参照)

No.29	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(6)、122
内容目標	○「郷土の恵みの森づくり事業」に必要な財源として、「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.30	生物多様性保全基金の創出の検討				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(11)、122
内容目標	○「生物多様性保全基金」の創出について検討し、一定の方向性を示している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「ふるさとの緑地保全基金」の取扱いも含め、「生物多様性保全基金」の創出を検討する。	⇒	○検討結果に基づき、「 <u>生物多様性保全基金</u> 」の創出などを行う。	⇒	⇒

No.31	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(11)、122
内容目標	○森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策につながるクレジット制度について検討し、一定の方向性を示している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○クレジット制度について、情報を収集し、実施の可否を含めた手法のあり方などを検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

i) 有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化（32頁参照）

No.32	効率的かつ効果的な手法の検討・実施				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	125		
内容 目標	○有害鳥獣対策等を効率的かつ効果的に実施するため、方策や実施体制について検討し、実施している。 ○有害鳥獣対策等に必要となる技術講習・研修を実施している。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○有害鳥獣対策等の方策や実施体制について、効率的な手法等を検討し、実施する。 ○「あきる野の農と生態系を守り隊」において研修を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 有害鳥獣対策の継続・拡大（32頁参照）

No.33	有害鳥獣対策の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（20）、125		
内容 目標	○農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○（公社）東京都猟友会への委託を継続し、有害鳥獣対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 外来種対策の継続・拡大（32頁参照）

No.34	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（3）、125		
内容 目標	○外来種対策の継続により、アライグマ・ハクビシンの個体数が減り、被害があると感じている市民が25%以下となる（被害を感じている市民の割合は、アンケート調査で把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○アライグマ・ハクビシンを対象とする外来種対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で被害を感じている市民の割合を把握する。

No.35	特定外来生物対策の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（3）、125		
内容 目標	○本市の生態系において脅威となる特定外来生物について、生息・生育場所の情報収集を行い、状況に応じて新たな対策に着手している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○特定外来生物について、生息場所等の情報収集を行う。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.36	外来種対策の拡大・強化の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（3）、125		
内容 目標	○本市の生態系において脅威となる外来種について、生息・生育場所の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討の上、状況に応じて新たな対策に着手している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○外来種について、生息場所等の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討する。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.37	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(3)、125		
内容目標	○東京都や近隣市町村と連携し、アライグマ・ハクビシンをはじめとする外来種対策を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広域的な外来種対策を検討する会議等に参加し、東京都や近隣市町村と連携した外来種対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 生態系の保全に向けた取組の推進

i) 総合的な緑地の保全や緑化の推進に関する取組(32頁参照)

No.38	あきる野市緑の基本計画の改定				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	126		
内容目標	○「あきる野市緑の基本計画」の改定について検討している。				
所管課	都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都の動向や「あきる野戦略」との連携を考慮しながら、「あきる野市緑の基本計画」のあり方や改定の方向性について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 森林に関する取組(32頁参照)

No.39	郷土の恵みの森づくり事業の推進(森林の保全)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(5)、126		
内容目標	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.40	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進(森林の保全)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(6)、126		
内容目標	○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「森林整備計画」を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	⇒	⇒	⇒

No.41	森林保全・活用のための整備の推進(森林の保全)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(7)、126		
内容目標	○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。 ○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○森林再生事業(～H33予定)、森林循環促進事業(～H36予定)等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 里山に関する取組（32頁参照）

No.42	（里山における）モデル地区での保安全管理活動の実践（菅生地区など）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（8）、126
内容 目標	○菅生地区の産学公連携による森づくり・地域づくり事業を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.43	里山の保全策の検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（8）、126
内容 目標	○菅生地区の産学公連携による森づくり・地域づくり事業などの成果を参考に、里山保全策を検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続し、里山保全策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iv) 農地に関する取組（33頁参照）

No.44	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（21）、126
内容 目標	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。 ○適正な生産緑地制度の運用を継続している。				
所管課	農林課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農地集積の推進を継続する。 ○生産緑地制度の推進・管理・追加指定を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

v) 河川に関する取組（33頁参照）

No.45	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	127
内容 目標	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。 ○生物多様性に配慮した工法の選択や、河川環境の保全について、関係機関と調整を図り、必要に応じて対応する。				
所管課	生活環境課、建設課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。 ○関係機関との調整の上、必要に応じて対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.46	清流保全協力員活動の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（22）、127
内容 目標	○清流保全協力員活動を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○清流保全協力員活動を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.47	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（15）、127
内容 目標	○事業所排水対策が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○事業所排水対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.48	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（15）、127
内容 目標	○合併処理浄化槽の設置補助を継続している。 ○下水道への接続啓発・普及などを継続している。				
所管課	生活環境課、管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。 ○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

vi) 地下水・湧水に関する取組（33頁参照）

No.49	地下水保全対策の継続（揚水規制）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（17）、127
内容 目標	○「東京都環境確保条例」に基づく揚水施設の設置規制など、地下水保全対策を継続している。 ○生活環境課と農林課の連携により、「東京都環境確保条例」による規制が遵守されている。				
所管課	生活環境課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.50	湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水地下浸透の促進）の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（10）、127
内容 目標	○生活排水の適正処理などの湧水保全対策を継続している。 ○雨水浸透ます*の設置指導の継続により、雨水地下浸透の促進が図られている。				
所管課	生活環境課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○湧水保全対策を実施する。 ○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

vii) 崖線緑地に関する取組（33頁参照）

No.51	崖線地区の保全				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（11）、127
内容 目標	○可能な範囲において、保存緑地の指定制度等により、崖線地区の保全が図られている。 ○崖線地区における開発抑制を継続している。				
所管課	環境政策課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○可能な範囲において崖線地区の保存緑地指定を継続する。また、崖線地区における新たな保存緑地の指定を検討する。 ○崖線地区における開発抑制の指導を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

自-3 生物多様性の創出

① 恵み豊かな緑と水の創出【重点】

i) 森林に関する取組（34頁参照）

No.52	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（6）、130
内容目標	○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「森林整備計画」を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	⇒	⇒	⇒
No.53	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（5）、130
内容目標	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.54	アニマルサンクチュアリ活動の継続				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	130
内容目標	○人と野生動物との共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「アニマルサンクチュアリ活動」を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.55	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（7）、130
内容目標	○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。 ○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.56	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（5・10）、59
内容目標	○広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 魅力あふれる川づくりに関する取組（34頁参照）

No.57	河川環境の維持・向上				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	130		
内容目標	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上につながる取組を実施している（外来植物対策等）。 ○東京都との連携のもと、必要に応じて河川環境の維持等に貢献する対応を行っている。				
所管課	環境政策課、管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上に向け、外来植物対策等の方策を検討・実施する。 ○東京都との連携のもと、必要な対応を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.58	魚道の整備				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	130		
内容目標	○魚道の整備について、魚道の状況に応じて東京都と協議している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○魚道の状況に応じて、東京都と協議を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.59	魚類が産卵しやすい川づくり				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	130		
内容目標	○魚道の管理を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.60	稚魚の放流				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	130		
内容目標	○東京都や秋川漁業協同組合の支援を行っている。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都や秋川漁業協同組合が放流を実施する際、必要に応じて、周知などのソフト面での支援を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.61	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	130		
内容目標	○魚道の管理を継続している。 ○秋川漁業協同組合主体のもと、秋川に棲む「江戸前アユ」（秋川アユ）のブランド化を進めている。				
所管課	農林課、観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。 ○「秋川アユ」のブランド化に向けた準備を行う。	⇒ ○「秋川アユ」のブランド化を推進する。	⇒ ○「秋川アユ」ブランドを周知する。	⇒ ○「秋川アユ」ブランドの定着を図る。	⇒

No.62	河川環境の向上についての検討				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	130		
内容目標	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 市街地における緑の保全・創出

i) 公共施設などの緑の充実・拡大（34頁参照）

No.63	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（19）、136		
内容目標	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。				
所管課	関係各課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.64	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（19）、136		
内容目標	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。				
所管課	関係各課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 市街地の緑化の推進（34頁参照）

No.65	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（20）、136		
内容目標	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。				
所管課	環境政策課、都市計画課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.66	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	（20・35）、136、57		
内容目標	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.67	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(8)、57
内容目標	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる(認知度はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

iii) 崖線の緑の回復・充実(34頁参照)

No.68	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	136
内容目標	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。 ○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。				
所管課	地域防災課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。 ○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

自-4 生物多様性の活用

① 地産地消の推進

i) 農畜産物における取組(35頁参照)

No.69	地産地消型農業の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	139
内容目標	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.70	農畜産物などの地産地消の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(9)、139、60
内容目標	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 地元産材における取組（35頁参照）

No.71	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	(6)、139
内容目標	○森林資源の需要が喚起されている。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.72	公共施設における地元産材の使用促進				
分野別計画	あきる野戦略、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	139、60
内容目標	○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。				
所管課	施設営繕課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 生物多様性を活かした商品等の開発

i) 地域ブランドの普及拡大など（35頁参照）

No.73	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	140
内容目標	○あきる野商工会と連携し、「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続している。				
所管課	観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.74	「秋川渓谷」のブランド化の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	140
内容目標	○「あきる野市観光推進プラン」との整合を図りながら、「秋川渓谷」のブランド化の推進を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野市観光推進プラン」の改定を受け今後の目標設定をする。	○目標達成に向け、取組を実施する。	⇒	⇒	⇒

No.75	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	140
内容目標	○「森っこサンちゃん」のイラストの提供等を継続している。 ○あきる野商工会と連携し引き続き普及拡大を推進している。 ○「秋川渓谷」のブランド化に向けた取組や観光プロモーションの一環として「森っこサンちゃん」を活用している。				
所管課	環境政策課、観光商工課、観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「森っこサンちゃん」のイラスト提供等を継続する。 ○あきる野商工会と連携し、普及拡大を推進する。 ○「森っこサンちゃん」のLINEスタンプなどを活かした観光プロモーションの展開を踏まえ、新たな「あきる野市観光推進プラン」と整合させながら、今後の取組を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 生物多様性を活かした観光振興【重点】

i) 秋川流域ジオパーク構想の推進（36頁参照）

No.76	秋川流域ジオパーク構想の推進				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容目標	○「秋川流域ジオパーク構想」の推進により、日本ジオパークの認定を受け、取組が定着している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○日本ジオパークの認定に向け、各種の取組を継続する。	⇒	○日本ジオパークの認定を受ける（目標）。	○ジオパークに関する取組を定着させる。 ○ジオパークに関する取組をまちづくりに活かす。	⇒

ii) 観光拠点の運営・整備（36頁参照）

No.77	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容目標	○武蔵五日市駅前市有地等の活用について、関係団体や地域との調整の中で方向性が見出されている。				
所管課	観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○関係団体や地域との調整を継続し、活用の方向性をまとめる。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.78	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容目標	○生物多様性を活用した体験研修等をメニューとし、観光拠点である秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○戸倉地域周辺で自然観察や農業体験などを行い、施設を運営することで、生物多様性の保全と活用の意識啓発を市内外に向けて行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 観光ルートの設定など（36頁参照）

No.79	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	(2・22・24)、142
内容目標	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続している。 ○既存のマップ、パンフレットを活かし、周知を図っている。				
所管課	環境政策課、観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続する。 ○既存のマップやパンフレットによる周知を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.80	各種マップの作成				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	142
内容目標	○配布状況に応じて、概ね2年ごとに秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図っている。				
所管課	観光まちづくり活動課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○配布状況に応じて、概ね2年ごとに秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.81	古道・散策コース（フットパス*）及び景観の整備				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（5）、142		
内容目標	○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道及び尾根道の補修や景観の整備を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業」により、昔道及び尾根道の補修や景観の整備が継続されている。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.82	観光ボランティアガイドの育成				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	142		
内容目標	○必要に応じた研修会の開催などにより観光ボランティアガイドの育成を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○研修会を通じて観光ボランティアガイドを育成する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.83	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	142		
内容目標	○必要に応じたルート設定を継続している。				
所管課	観光まちづくり活動課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じたルート設定を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iv) 溪流を活かした取組（36頁参照）

No.84	釣りなどのレジャーへの活用				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	142		
内容目標	○秋川漁業協同組合と連携し、釣り人をターゲットにした新しい観光スタイルを提示している。				
所管課	観光商工課など				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○新しい観光スタイルの提示につながる釣り場観光拠点を整備する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.85	バーベキュー場の維持管理				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	142		
内容目標	○指定管理者制度により、市内3か所のバーベキュー場の管理が継続されている。				
所管課	観光商工課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○指定管理者による管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 生活環境分野

生-1 公害対策の推進

① 公害の防止

i) 環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開 (39頁参照)

No.1	環境調査の継続				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(14)、108
内容目標	○河川の水質調査などの環境調査を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境調査を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.2	生活環境に関する情報の収集・公開				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(14)
内容目標	○生活環境に関する情報の収集・公開を行っている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生活環境に関する情報の収集・公開を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 大気汚染対策・悪臭対策の充実 (39頁参照)

No.3	粉じん防止対策の充実				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(15)
内容目標	○粉じん防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○粉じん防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.4	悪臭防止対策の充実				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(15)
内容目標	○悪臭防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○悪臭防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 水質汚濁対策の充実 (39頁参照)

No.5	【再】事業所排水対策(水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施)の継続				
参照先	自然環境分野No.47				
No.6	【再】生活排水対策(下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施)の継続				
参照先	自然環境分野No.48				

No.7	下水道の整備				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁 (15)	
内容目標	○年間5haの下水道整備を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○年間5haの下水道整備を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.8	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁 (16)	
内容目標	○汚水処理施設設置計画を検討している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○汚水処理施設設置計画を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iv) 騒音防止対策の充実(40頁参照)

No.9	工場・事業場からの騒音防止対策の充実				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁 (16)	
内容目標	○工場・事業場における騒音の防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○工場・事業場からの騒音について、防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.10	道路交通騒音対策の実施(東京都等への要望)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁 (16)	
内容目標	○関係機関と調整を図り、道路交通騒音の状況等に応じて、要請等の対応を実施している。				
所管課	建設課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○道路交通騒音の状況等に応じて対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.11	近隣騒音防止対策の充実(啓発・指導)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁 (16)	
内容目標	○近隣騒音防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○近隣騒音防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.12	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容目標	○防衛施設周辺整備全国協議会に書面による要請を継続している。 ○市民からの騒音苦情について、防衛省横田防衛事務所に口頭要請を継続している。				
所管課	企画政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○継続的に書面による要請及び口頭要請を行うとともに、必要に応じて、外務大臣、防衛大臣及び北関東防衛局長に対しても書面による要請を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

v) 有害化学物質対策の充実（40頁参照）

No.13	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容目標	○有害化学物質に係る情報が充実し、必要に応じて情報提供を行っている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○有害化学物質に係る情報の充実に努め、必要に応じて情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.14	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（16）
内容目標	○各事業所において、有害化学物質が適正に管理されている（使用量等）。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○有害化学物質の使用量報告書の提出指導を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

vi) その他の公害対策・生活環境保全策の充実（40頁参照）

No.15	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容目標	○工場・事業場における振動防止対策が充実している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○工場・事業場からの振動の防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.16	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容目標	○土壌汚染対策を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○土壌汚染対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.17	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容 目標	○巡回指導を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○家畜伝染病防止に配慮しながら畜産農家の巡回指導を継続する（年間1～2農家）。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒				

No.18	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）				
参照先	自然環境分野No.49				

No.19	【再】湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水地下浸透の促進）の継続				
参照先	自然環境分野No.50				

No.20	光害防止対策の研究				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（17）
内容 目標	○光害防止対策を研究している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○光害防止対策の情報を収集し、研究に努める。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒				

② 自動車による環境負荷の低減【重点】

i) 自動車の燃料使用量の節減（40頁参照）

No.21	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、50
内容 目標	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エコドライブの情報提供を継続する。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。				

No.22	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（30）、50
内容 目標	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。				

No.23	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	52
内容 目標	○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒				

No.24	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(30)、52
内容目標	必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。				
所管課	総務課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.25	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(15)、50
内容目標	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.26	次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施(水素ステーション*の設置研究など)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(31)
内容目標	○次世代自動車の開発動向に応じた導入支援や施設整備を実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.27	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(15・31)、52
内容目標	○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする(導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握)。				
所管課	総務課、地域防災課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 公共交通機関の利用促進(40頁参照)

No.28	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(15・30)、51
内容目標	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする(利用率はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で利用率を把握する。

No.29	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（15・30）、52
内容目標	〇徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。				
所管課	総務課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用の奨励を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

生－2 資源循環型社会の構築

① ごみの発生抑制に関する施策(3Rの推進)【重点】(41頁参照)

No.30	ごみ会議の運営・推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（17・25）、49、46
内容目標	〇ごみ会議の活動を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.31	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（17）、49、46
内容目標	〇「へらすぞう」の発行を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇年1回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.32	生ごみリサイクルの促進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、49、46
内容目標	〇生ごみ堆肥化容器購入費補助等の継続とダンポストの普及を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇生ごみ堆肥化容器購入費補助、EM菌生ごみ処理容器貸与及びダンポストの普及を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.33	落ち葉の堆肥化の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（17）、49、46
内容目標	〇落ち葉の堆肥化枠の設置を継続し、落ち葉の堆肥化の効果を検証している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.34	水切りの徹底				
分野別計画	ごみ処理基本計画	掲載頁	49		
内容目標	○生ごみの減量化等に効果のある水切りの推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.35	リサイクルフェア等のイベントの実施				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画	掲載頁	(18)、50		
内容目標	○リサイクルフェア等のイベントを継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○リサイクルフェアを継続する。 ○環境展とリサイクルフェアの合同による新たなイベントの実施を検討する。	⇒	○新たなイベント(環境フェスティバルなど)を実施する。	⇒	⇒
No.36	廃食油の有効利用の促進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	(18)、50、49		
内容目標	○廃食油石けんの利用推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.37	省資源化の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画	掲載頁	(18)、50		
内容目標	○買物の際のマイバッグの利用や詰め替え商品の購入などの地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化の推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.38	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	(18)、50、45		
内容目標	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.39	事業者へのごみ減量啓発				
分野別計画	ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	50、48		
内容目標	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 資源循環型社会に向けたシステムづくり(41頁参照)

No.40	ごみの戸別収集・有料化の継続				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(18)、51、46
内容目標	○ごみの戸別収集・有料化が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.41	資源集団回収の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(18)、51、46
内容目標	○資源集団回収団体が増加している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.42	資源回収の充実				
分野別計画	ごみ処理基本計画			掲載頁	51
内容目標	○白色トレイの戸別回収・資源化のほか、現在拠点回収としているペットボトルの戸別回収を実施している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。	⇒ ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	⇒	⇒	⇒
No.43	新たなリサイクルシステムの検討				
分野別計画	ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	51、49
内容目標	○新たなリサイクルシステムを検討している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○熱回収施設を活かしたりサイクルシステムの検討を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.44	放置自転車リサイクルの実施				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(19)
内容目標	○放置自転車のリサイクル事業を継続している。				
所管課	地域防災課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.45	最終処分場掘り起こし再生				
分野別計画	ごみ処理基本計画			掲載頁	51
内容目標	○最終処分場の掘り起こし再生が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 環境に配慮した収集・処理の推進(42頁参照)

No.46	直接搬入ごみの受入れ				
分野別計画	ごみ処理基本計画	掲載頁	52		
内容目標	○直接搬入ごみの受入れを実施している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.47	環境低負荷型の収集の実現				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画	掲載頁	(19・31)、52		
内容目標	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.48	清掃工場の適正管理				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画	掲載頁	(19)、52		
内容目標	○清掃工場が適正に管理され、安定したごみ処理が継続されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

生-3 緑あふれる快適なまちづくりの推進

【再掲】① 市街地における緑の保全・創出

【再掲】i) 公共施設などの緑の充実・拡大(42頁参照)

No.49	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実(公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理)
参照先	自然環境分野No.63
No.50	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大(公共施設や公園、街路樹の緑の拡大)
参照先	自然環境分野No.64

【再掲】ii) 市街地の緑化の推進(43頁参照)

No.51	【再】緑化の推進(工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱)
参照先	自然環境分野No.65
No.52	【再】住宅地等の緑化の推進(苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等)
参照先	自然環境分野No.66
No.53	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	自然環境分野No.67

【再掲】iii) 崖線の緑の回復・充実(43頁参照)

No.54	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討
参照先	自然環境分野No.68
No.55	【再】保存緑地の指定
参照先	自然環境分野No.27

② 清潔なまちづくり

i) 清潔な街並みの維持（43頁参照）

No.56	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（24）
内容目標	○不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○違反広告物撤去協力員制度などにより、不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.57	電線地中化の促進など				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（24）
内容目標	○都道の整備などに伴い、必要に応じて東京都への要望を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて東京都に要望する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.58	道路・公園・公共施設等の適正管理				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容目標	○不法投棄等の防止を図るとともに、市が管理する道路や公園等の適正管理を継続している。				
所管課	生活環境課、管理課、建設課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) ポイ捨ての防止等（43頁参照）

No.59	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容目標	○たばこ・ごみのポイ捨て防止について意識啓発を継続し、清潔なまちの満足度が20%以上となる（満足度はアンケート調査にて把握）。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○喫煙マナーアップキャンペーンなどを通じ、たばこ・ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。 ○一斉清掃やボランティア袋の配布を通じ、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.60	一斉清掃の実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（25）
内容目標	○年2回（春と秋）の一斉清掃を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○一斉清掃を継続し、環境美化意識の啓発を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.61	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(25)
内容目標	○ボランティア袋の配布等を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.62	ポイ捨て防止などの対策の研究				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(25)
内容目標	○ポイ捨て防止対策などの研究を継続している。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○他市の事例等を収集し、ポイ捨て防止対策などの研究を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.63	不法投棄対策の充実				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(25)
内容目標	○不法投棄対策を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○警察等関係機関と連携を図り、不法投棄の防止対策を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 空き地・空き家の適正管理(43頁参照)

No.64	空き地の適正管理				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))			掲載頁	(26)
内容目標	○空き地の適正管理に関する指導等を継続し、空き地が適正に管理されている。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○空き地の適正管理に向け、指導等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.65	空き家対策の検討				
分野別計画	新規 ※			掲載頁	新規
内容目標	(空き家対策の方向性を検討後に設定する。)				
所管課	企画政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○空き家管理の課題を客観的に把握し、対策の方向性を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

※ 空き家対策の検討は、本計画からの新規の取組であるため、根拠となる分野別計画はありません。

iv) ペットの適正飼育（43頁参照）

No.66	ペットの飼い方等の意識啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（26）
内容 目標	○狂犬病予防事務を継続している。 ○その他のペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。				
所管課	健康課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○狂犬病予防事務を継続し、その他の課題については必要に応じ対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.67	ペットの飼い方等に関する苦情対策				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（26）
内容 目標	○ペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。				
所管課	生活環境課、健康課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じて対応する。	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 快適で魅力あふれるまちづくり(44頁参照)

No.68	地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（23）
内容 目標	○土地区画整理事業が実施される区域などにおいて、良好な街並み整備を進めている。				
所管課	区画整理推進室				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○土地区画整理事業や地区計画による良好な街並み整備を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.69	歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（23）
内容 目標	○必要に応じて、安全かつ分かりやすい観光ルートを整備している。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続している。				
所管課	観光商工課、観光まちづくり活動課、環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○必要に応じた観光ルートの整備を実施する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.70	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））			掲載頁	（24）
内容 目標	○まちづくりに市民が参加できる仕組み（パブリックコメントなど）を周知し、市民参加を促進している。				
所管課	環境政策課、都市計画課、区画整理推進室				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) エネルギー環境分野

エネ-1 省エネの推進

① 家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

i) 省エネ型活動の推進（47頁参照）

No.1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(31)、42・44
内容目標	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる(実施率はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

No.2	環境家計簿などの普及拡大				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(31)、42
内容目標	○環境家計簿の普及拡大を継続し、市民における環境家計簿の認知度が20%以上となる(認知度はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

No.3	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(32)、44
内容目標	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 環境に配慮した消費行動の実践・奨励（47頁参照）

No.4	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(18)、50、44
内容目標	○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる(実施率はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で実施率を把握する。

iii) 市の事務事業における省エネの取組（47頁参照）

No.5	こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）			
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	（32）、45	
内容目標	○クールビズ等の周知と合わせ省エネの啓発を継続している。			
所管課	総務課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○省エネの推進を継続する。	⇒	⇒	⇒
No.6	環境に配慮した消費行動の実践（庁内）			
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	（18）、45	
内容目標	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動を継続している。			
所管課	総務課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	⇒	⇒	⇒
No.7	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施			
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	45	
内容目標	○可能な範囲で各施設におけるエネルギーマネジメントを継続・実施している。			
所管課	関係各課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」などを通じ、公共施設におけるエネルギー管理を継続・実施する。	⇒	⇒	⇒

② 建物・設備における省エネの推進

i) 再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入（47頁参照）

No.8	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発			
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	（33）、53	
内容目標	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒
No.9	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援			
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画	掲載頁	（33）、53	
内容目標	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続している。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	⇒	⇒	⇒

ii) 建物自体の省エネ化の推進（48頁参照）

No.10	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（32）、54
内容目標	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 公共施設等における取組（48頁参照）

No.11	再生可能エネルギー設備・機器の導入				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（34）、55
内容目標	○再生可能エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。				
所管課	施設営繕課ほか				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○導入に向け、情報収集等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.12	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のLED化など）				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	55
内容目標	○省エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。 ○大型街路灯、装飾灯のLED化を検討している。				
所管課	施設営繕課、建設課ほか				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○導入に向け、情報収集等を継続する。 ○大型街路灯などのLED化を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.13	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画			掲載頁	55
内容目標	○関係各課と連携し、施設改修等の情報を収集するとともに、ESCO事業の実現可能性について検討している。				
所管課	施設営繕課ほか				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○公共施設における光熱水費を把握し、ESCO事業の実施可能性を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

① 自動車の燃料使用量の節減【重点】

i) エコドライブの推進（48頁参照）

No.14	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
参照先	生活環境分野No.21				

No.15	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）				
参照先	生活環境分野No.22				

ii) 次世代自動車等の普及促進（49頁参照）

No.16	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	生活環境分野No.25

No.17	【再】次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）
参照先	生活環境分野No.26

iii) 公用車における燃料使用量の節減（49頁参照）

No.18	【再】公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する
参照先	生活環境分野No.23

No.19	【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する
参照先	生活環境分野No.24

No.20	【再】公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する
参照先	生活環境分野No.27

② 移動手段の転換等

i) 移動手段の転換に伴う効果の周知（49頁参照）

No.21	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	生活環境分野No.28

ii) 公共交通機関の利便性向上（49頁参照）

No.22	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画		掲載頁	（15・30）、51	
内容目標	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用が継続されている。				
所管課	企画政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○交通事業者との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性向上について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒

iii) 自転車の利用拡大（49頁参照）

No.23	必要に応じて駐輪場を整備する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画		掲載頁	（15・30）、51	
内容目標	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施している。				
所管課	地域防災課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.24	自転車優遇策の研究及び検討				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画		掲載頁	（30）、52	
内容目標	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.25	自転車のさらなる有効活用方策の検討				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版)、地球温暖化地域推進計画)			掲載頁	(30)、52
内容目標	○自転車のさらなる有効活用方策について、検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○自転車のさらなる有効活用方策について、情報収集と検討を行う。		⇒	⇒	⇒

iv) 市の事務事業における移動手段の転換等(49頁参照)

No.26	【再】徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する(庁内)
参照先	生活環境分野No.29

【再掲】エネ-3 資源循環型社会の構築

【再掲】① ごみの発生抑制に関する施策(3Rの推進)【重点】(50頁参照)

No.27	【再】ごみ会議の運営・推進
参照先	生活環境分野No.30
No.28	【再】ごみ減量・リサイクル意識の啓発(「へらすそう」の発行)
参照先	生活環境分野No.31
No.29	【再】生ごみリサイクルの促進
参照先	生活環境分野No.32
No.30	【再】落ち葉の堆肥化の推進
参照先	生活環境分野No.33
No.31	【再】水切りの徹底
参照先	生活環境分野No.34
No.32	【再】リサイクルフェア等のイベントの実施
参照先	生活環境分野No.35
No.33	【再】廃食油の有効利用の促進
参照先	生活環境分野No.36
No.34	【再】省資源化の推進
参照先	生活環境分野No.37
No.35	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進
参照先	生活環境分野No.38
No.36	【再】事業者へのごみ減量啓発
参照先	生活環境分野No.39

【再掲】② 資源循環型社会に向けたシステムづくり(50頁参照)

No.37	【再】ごみの戸別収集・有料化の継続
参照先	生活環境分野No.40
No.38	【再】資源集回収の推進
参照先	生活環境分野No.41
No.39	【再】資源回収の充実
参照先	生活環境分野No.42
No.40	【再】新たなリサイクルシステムの検討
参照先	生活環境分野No.43
No.41	【再】放置自転車リサイクルの実施
参照先	生活環境分野No.44

No.42	【再】最終処分場掘り起こし再生
参照先	生活環境分野No.45

【再掲】③ 環境に配慮した収集・処理の推進(50頁参照)

No.43	【再】直接搬入ごみの受入れ
参照先	生活環境分野No.46

No.44	【再】環境低負荷型の収集の実現
参照先	生活環境分野No.47

No.45	【再】清掃工場の適正管理
参照先	生活環境分野No.48

エネ-4 緑の活用

① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加【重点】

i) 森林の保全(51頁参照)

No.46	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進(森林の保全)
参照先	自然環境分野No.39

No.47	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進(森林の保全)
参照先	自然環境分野No.40

No.48	【再】森林保全・活用のための整備の推進(森林の保全)
参照先	自然環境分野No.41

No.49	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進(森林の創出)
参照先	自然環境分野No.52

No.50	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進(森林の創出)
参照先	自然環境分野No.53

No.51	【再】森林保全・活用のための整備の推進(森林の創出)
参照先	自然環境分野No.55

No.52	【再】市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し(モデル地区による「美林の里」づくり)、森の魅力を発信する
参照先	自然環境分野No.56

No.53	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	(34)、56
内容目標	○森林の多面的機能の情報提供や普及啓発を継続し、森林の多面的機能の認知度が70%以上となる(認知度はアンケート調査にて把握)。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒ ○アンケート調査で認知度を把握する。

ii) 森林の活用（51頁参照）

No.54	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進			
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画		掲載頁	（33）、59
内容目標	○木質バイオマスの利活用方法の情報収集と研究を継続している。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○木質バイオマスの利活用方法について、情報収集と研究を継続する。	⇒	⇒	⇒

No.55	カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する			
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、地球温暖化地域推進計画		掲載頁	（29）、59
内容目標	○カーボン・オフセットの仕組みづくりの情報収集や研究を継続している。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○カーボン・オフセットの仕組みづくりについて、情報収集と研究を継続する。	⇒	⇒	⇒

② 市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進

【再掲】 i) 公共施設などの緑の充実・拡大（51頁参照）

No.56	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）
参照先	自然環境分野No.63

No.57	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）
参照先	自然環境分野No.64

【再掲】 ii) 市街地の緑化の推進（51頁参照）

No.58	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）
参照先	自然環境分野No.65

No.59	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）
参照先	自然環境分野No.66

No.60	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る
参照先	自然環境分野No.67

【再掲】 iii) 崖線の緑の回復・充実（52頁参照）

No.61	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討
参照先	自然環境分野No.68

No.62	【再】保存緑地の指定
参照先	自然環境分野No.27

③ 地球温暖化対策につながる地産地消の推進

i) 農畜産物に関するもの（52頁参照）

No.63	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る			
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	58	
内容目標	地産地消の効果について、情報提供や普及啓発を継続し、認知度が50%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○地球温暖化対策における地産地消の効果について情報を収集し、情報発信、普及啓発を継続する。	⇒	⇒	⇒

⇒
○アンケート調査で認知度を把握する。

No.64	【再】地産地消型農業の推進
参照先	自然環境分野No.69

No.65	【再】農畜産物などの地産地消の推進
参照先	自然環境分野No.70

ii) 地元産材に関するもの（52頁参照）

No.66	【再】森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）
参照先	自然環境分野No.71

No.67	【再】公共施設における地元産材の使用促進
参照先	自然環境分野No.72

(4) 人の環境分野

人-1 情報の共有

① 環境に関する情報収集や情報提供

i) 情報収集や情報提供、普及啓発など（55頁参照）

No.1	生活環境に関する情報の収集・提供			
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))	掲載頁	(14)	
内容目標	○新たな環境問題など生活環境に関する情報収集を継続し、必要に応じて情報提供を行っている。			
所管課	生活環境課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○生活環境に関する情報収集等を実施し、必要に応じて情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒
No.2	【再】省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発			
参照先	エネルギー環境分野No.1			
No.3	【再】エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発			
参照先	エネルギー環境分野No.3			
No.4	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発			
参照先	エネルギー環境分野No.4			
No.5	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供			
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	64	
内容目標	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続している。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続する。	⇒	⇒	⇒
No.6	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る			
参照先	生活環境分野No.21			
No.7	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る			
参照先	生活環境分野No.28			
No.8	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る			
参照先	生活環境分野No.25			
No.9	【再】スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発			
参照先	エネルギー環境分野No.10			
No.10	【再】森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る			
参照先	エネルギー環境分野No.53			
No.11	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る			
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	62	
内容目標	○打ち水や散水の効果について、情報提供・普及啓発を行っている。			
所管課	環境政策課			
実施内容	H28	H29	H30	H31
	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒

No.12	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	62		
内容目標	〇クールシェア・ウォームシェアについて、情報提供・普及啓発を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.13	低炭素街区*や低炭素地区*の形成に関する情報収集や情報提供を行う				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	63		
内容目標	〇低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.14	エネルギーの面的利用（熱融通*など）に関する情報の収集・提供				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	63		
内容目標	〇熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.15	【再】森の魅力発信			
参照先	自然環境分野No.18			

No.16	【再】みどりの大切さの発信			
参照先	自然環境分野No.19			

No.17	【再】農地の環境面からの機能の発信			
参照先	自然環境分野No.20			

No.18	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）			
参照先	自然環境分野No.21			

No.19	「屋根貸し制度*」の情報の収集・提供				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	71		
内容目標	〇「屋根貸し制度」について、情報収集や情報提供を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	〇「屋根貸し制度」について、情報収集と情報提供を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 各種情報の収集・集約（55頁参照）

No.20	【再】市民などによる調査の結果の収集			
参照先	自然環境分野No.7			

No.21	【再】生物多様性に関する各種情報の整理・集約			
参照先	自然環境分野No.8			

No.22	【再】生物目録の作成・更新
参照先	自然環境分野No.9
No.23	【再】生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討
参照先	自然環境分野No.10

iii) 情報の発信（55頁参照）

No.24	【再】各種リーフレットの作成・公開				
参照先	自然環境分野No.14				
No.25	【再】水と緑のマップの充実				
参照先	自然環境分野No.15				
No.26	【再】生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）				
参照先	自然環境分野No.16				
No.27	環境白書の作成				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））	掲載頁	（37）		
内容 目標	○環境白書の作成を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境白書の作成を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 情報等を共有する機会の創出（55頁参照）

No.28	人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（37）、146		
内容 目標	○講演会などを通じて、市内活動団体の情報交換や情報発信が行われている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.29	市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（37）、146		
内容 目標	○市内活動団体の活動状況や実績について、情報収集などを行う方策を確立している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○市内活動団体の活動状況などについて、情報収集の方策を検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.30	【再】生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成				
参照先	自然環境分野No.17				
No.31	図書館における環境情報コーナーの充実				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））	掲載頁	（37）		
内容 目標	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続している。				
所管課	図書館				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

人-2 人材の育成

① 次世代を担う子ども達の育成【重点】

i) 小中学校における環境教育の継続（56頁参照）

No.32	小中学校における環境教育の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容目標	○家庭や地域等と連携し、豊かな自然環境を活かす環境教育を継続している。				
所管課	指導室				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○全小中学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年6月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.33	小中学校における食育の推進				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、116
内容目標	○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。 ○児童・生徒の食育に関する知識及び理解度の向上を図っている。				
所管課	指導室、学校給食課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。 ○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.34	小中学校で活用できる教材の作成				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	116
内容目標	○小中学校で活用できる生物多様性に関する教材が完成している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○掲載内容などの情報収集を行い、適切な時期を捉えて教材を作成する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 様々な場面や場所における環境教育の継続・充実（56頁参照）

No.35	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容目標	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.36	森の子コレンジャー活動の継続				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（38）、116
内容目標	○「森の子コレンジャー活動」を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「森の子コレンジャー活動」を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.37	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(38)、116
内容目標	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育(「菅生子どもの森広場」など)を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.38	未就学児を対象とした環境教育の継続				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(38)、116
内容目標	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.39	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	116
内容目標	○未就学児を対象とした環境教育の普及啓発が図られている。 ○継続的に環境について学ぶ機会を設けている。				
所管課	環境政策課、保育課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○おさんぽ会の実施状況などを発信し、未就学児を対象とした環境教育の普及啓発を図る。 ○子ども達に、園外活動(散歩・遠足等)を通じて身近な自然に触れ合ったり、自然体験施設の利用などを通じて自然の大切さを学んでもらう。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.40	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(38)、116
内容目標	○小峰ビジターセンターなどと連携した環境教育が実施されている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種環境教育を実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、環境学習を実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 後継者等の育成

i) 担い手の育成や活用(56頁参照)

No.41	担い手(ボランティアなど)を育成・活用する仕組みの充実				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略			掲載頁	(38)、119
内容目標	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織が活動している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 後継者の育成（56頁参照）

No.42	農業後継者の育成支援				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（20）、119
内容目標	○新規就農者（後継者、定年等による就農者を含む）の支援を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○年間1人以上の新規就農者を確保する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.43	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援				
分野別計画	あきる野戦略			掲載頁	119
内容目標	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 普及啓発の実施（イベントなど）（57頁参照）

No.44	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、ごみ処理基本計画、地球温暖化地域推進計画			掲載頁	（18）、50、46
内容目標	○リユースの推奨を継続している。				
所管課	生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種イベントで、リユース食器等の使用推奨を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.45	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）				
参照先	生活環境分野No.22				
No.46	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2ほか）、115
内容目標	○参加型イベントを実施している。				
所管課	環境政策課、生活環境課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○参加型イベントを検討・実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.47	生物多様性を体験できるイベントの実施				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略			掲載頁	（2）、115
内容目標	○生物多様性を体験できるイベントを実施している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○生物多様性を体験できるイベントを実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.48	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	115		
内容目標	○小峰ビジターセンターなどと連携したイベントが実施されている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○各種イベントを実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、イベントを実施する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.49	食育の推進				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略	掲載頁	(20)、115		
内容目標	○学校給食への地場産農産物供給を継続している。 ○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。				
所管課	農林課、学校給食課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。 ○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

人－3 協働体制の構築

① 協働体制の整備【重点】

i) 各種委員会等の運営（57頁参照）

No.50	環境委員会の運営				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	148		
内容目標	○環境委員会の運営を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○環境委員会を運営する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.51	あきる野市生きもの会議の運営				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	147		
内容目標	○「あきる野市生きもの会議」の運営を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野市生きもの会議」を運営し、下部組織である部会設置の必要性について検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.52	あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	80		
内容目標	○「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を運営している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○国や東京都の地球温暖化対策の動向を考慮しながら、「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、運営する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.53	秋川流域ジオパーク推進会議の運営				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	148	
内容 目標	○秋川流域ジオパーク推進会議の運営を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○秋川流域ジオパーク推進会議を運営する。	⇒	⇒	⇒	⇒

ii) 活動団体への支援（57頁参照）

No.54	生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討				
分野別計画	あきる野戦略		掲載頁	146	
内容 目標	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

② 協働の機会の創出(57頁参照)

No.55	森林サポートレンジャーの継続				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略		掲載頁	(6)、148	
内容 目標	○森林サポートレンジャーの活動を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.56	森づくりにおける町内会・自治会などの連携				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略		掲載頁	(6)、148	
内容 目標	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.57	市民参加の森づくり事業の推進(ボランティアの育成や活用の仕組みづくり)				
分野別計画	(第一次環境基本計画(改訂版))、あきる野戦略		掲載頁	(7)、148	
内容 目標	○森林サポートレンジャーの活動の場である「郷土の恵みの森づくり事業」を継続している。 ○東京都による森づくりを支援する「森づくり支援倶楽部」をPRするなど、市民参加の森づくり事業を継続している(ボランティアの育成や活用の仕組みづくり)。				
所管課	環境政策課、農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「森づくり支援倶楽部」のPR、イベント等により、市民参加の森づくり事業を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.58	菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	148		
内容目標	○菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」が継続され、様々な主体が協働している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○多様な主体の連携のもと、菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.59	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（9・21）、148		
内容目標	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農地集積を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.60	ふるさと農援隊の継続				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	148		
内容目標	○「ふるさと農援隊」を継続している。				
所管課	高齢者支援課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.61	あきる野の農と生態系を守り隊の継続				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	148		
内容目標	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続している。				
所管課	農林課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.62	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）				
分野別計画	（第一次環境基本計画（改訂版））、あきる野戦略	掲載頁	（10）、148		
内容目標	○平井川流域連絡会への参画などを継続している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○平井川流域連絡会への参画などを継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.63	アダプト制度の運用				
分野別計画	あきる野戦略	掲載頁	148		
内容目標	○アダプト制度の継続・周知に向け、広報掲載等を継続している。				
所管課	管理課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○アダプト制度に関する広報掲載等を継続する。	⇒	⇒	⇒	⇒

No.64	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	62		
内容目標	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりについて検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.65	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	62		
内容目標	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりを検討している。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりについて検討する。	⇒	⇒	⇒	⇒
No.66	ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ				
分野別計画	地球温暖化地域推進計画	掲載頁	62		
内容目標	○ライトダウンキャンペーンについて、参加の呼びかけを行っている。				
所管課	環境政策課				
実施内容	H28	H29	H30	H31	H32
	○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

第4章 推進体制と進行管理

第4章では、本計画を着実に推進するため、市民・事業者・市の三者協働の原則や進行管理、関連指標の設定についてまとめています。

1 推進体制

(1) 各主体に求められる行動と協働の行動原則

本計画を推進し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、自らができることを考え、環境負荷の少ない生活や事業活動、環境保全活動への協力などに取り組むことが必要です。

また、安全で快適な地域の環境づくりや、環境・経済・社会が好循環を生み出す持続的発展が可能な社会の実現には、各主体による協働も重要です（図26）。

さらに、協働に当たっては、①各主体が自ら進んで参加し、②適切な役割分担のもとで、その主体が行うべきことを実践し、③情報や目標の共有化を図りつつ、連携・協力して取り組むことが求められます。

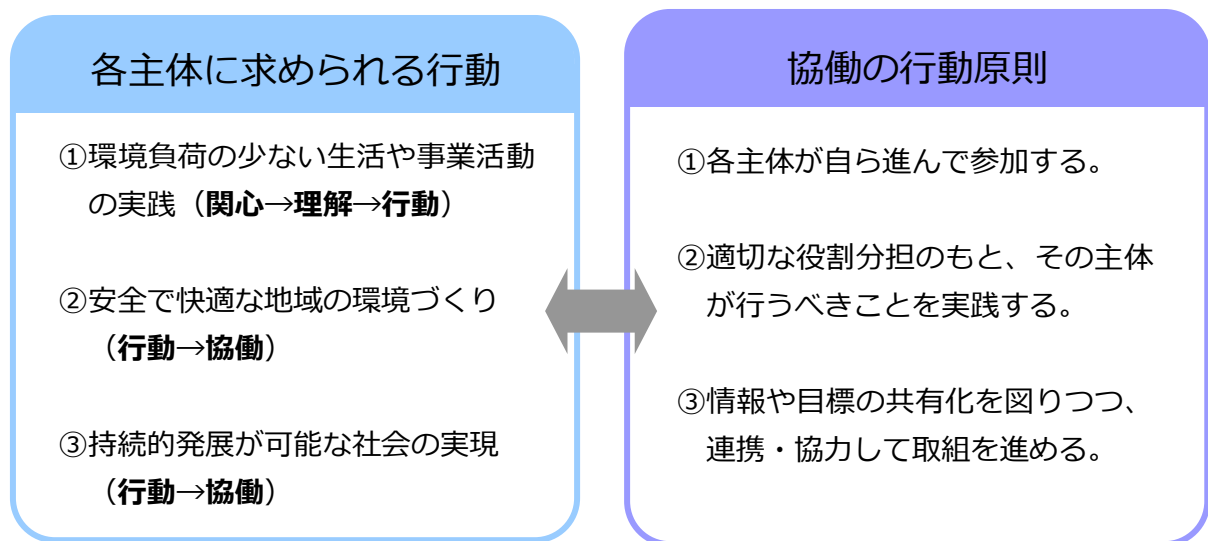


図26 各主体に求められる行動と協働の原則のイメージ

(2) 協働組織の位置付け

市民・事業者・市の協働による取組を進めていくため、三者の協働組織である環境委員会のほか、「あきる野市生きもの会議」（以下「生きもの会議」という。）、今後設置予定の「（仮称）あきる野市地球温暖化対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）などを運営します。

各協働組織は、「あきる野市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）や市と情報交換や連携・調整しながら、それぞれの役割に取り組みます。

環境審議会は、市長の諮問機関であり、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて、必要な審議及び答申を行います。

環境委員会は、協働による取組などの企画・運営、本計画の施策進捗状況の点検・評価や確認を行います。生きもの会議は、生物多様性の現状等の把握、希少生物の保全方策の検討などを行います。地域協議会は、地球温暖化対策の普及啓発のほか、各主体間の意見交換や情報交換を行う予定です。これらの協働組織は、市民・事業者・市のほか、識見を有する者や各種団体の代表により構成され、下部組織を設置することができるほか、必要に応じて、共同で会議を開催し、意見交換等を行います。

市においては、「あきる野市生物多様性推進委員会」や「あきる野市地球温暖化対策推進本部」などの庁内の各部署を横断する組織により、本計画や分野別計画の推進を図ります（図27）。

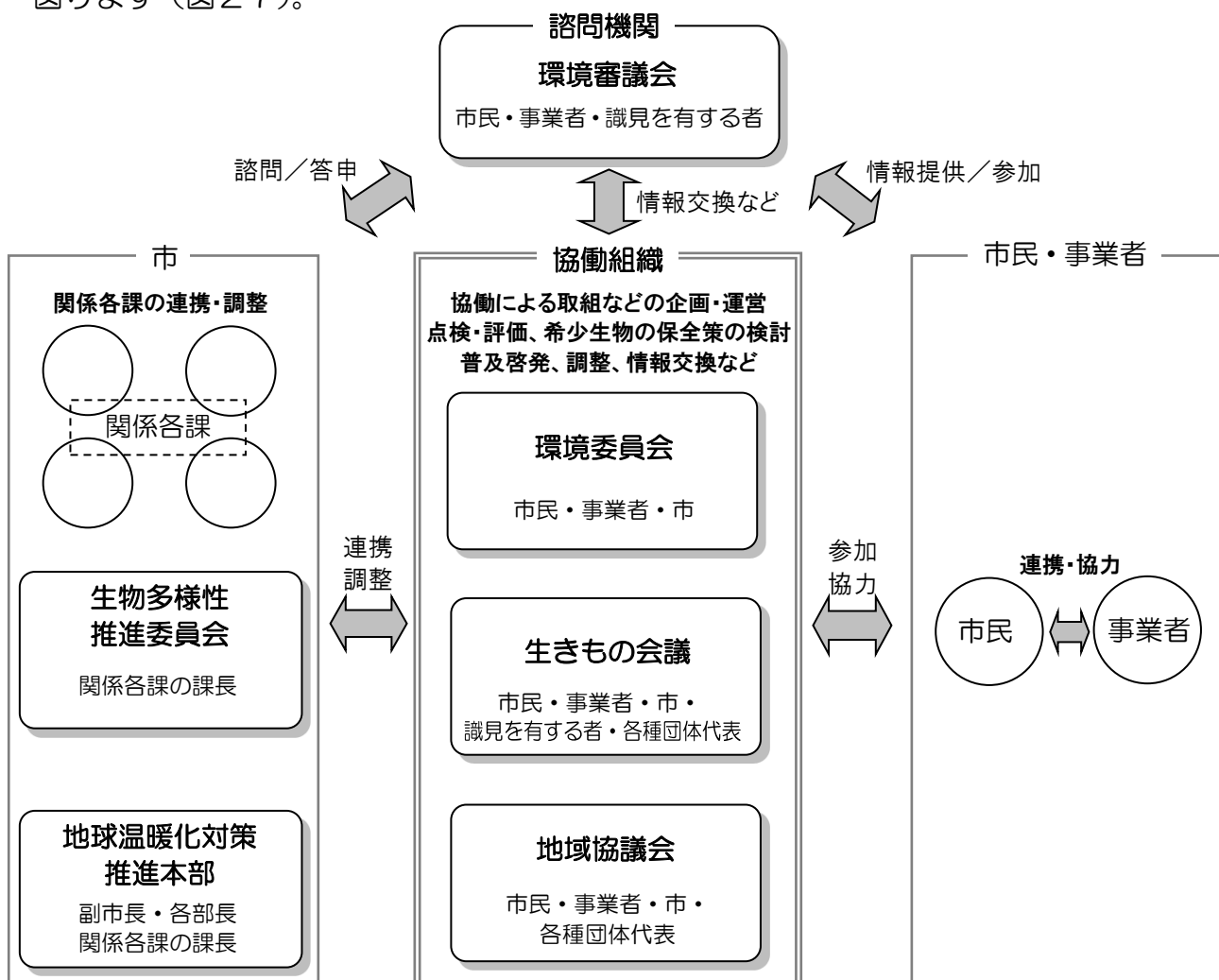


図27 推進体制のイメージ

2 進行管理

(1) 三者協働による進行管理の手法

本計画の着実な推進や計画的な目標達成を図るためには、進行管理においても、市民・事業者・市の三者の協働が必要です。

そこで、第一次計画と同様に、PDCAサイクルに沿い、各主体で様々な取組を進めます（図28）。また、毎年度、各施策の所管課と環境委員会により、施策進捗状況の点検・評価や確認を行い、他の環境施策の実施状況とともに、環境白書として取りまとめます。

さらに、一定の期間ごとに、市民や事業者を対象とするアンケート調査などを実施し、環境に対する満足度や環境保全活動の実施状況を把握します。

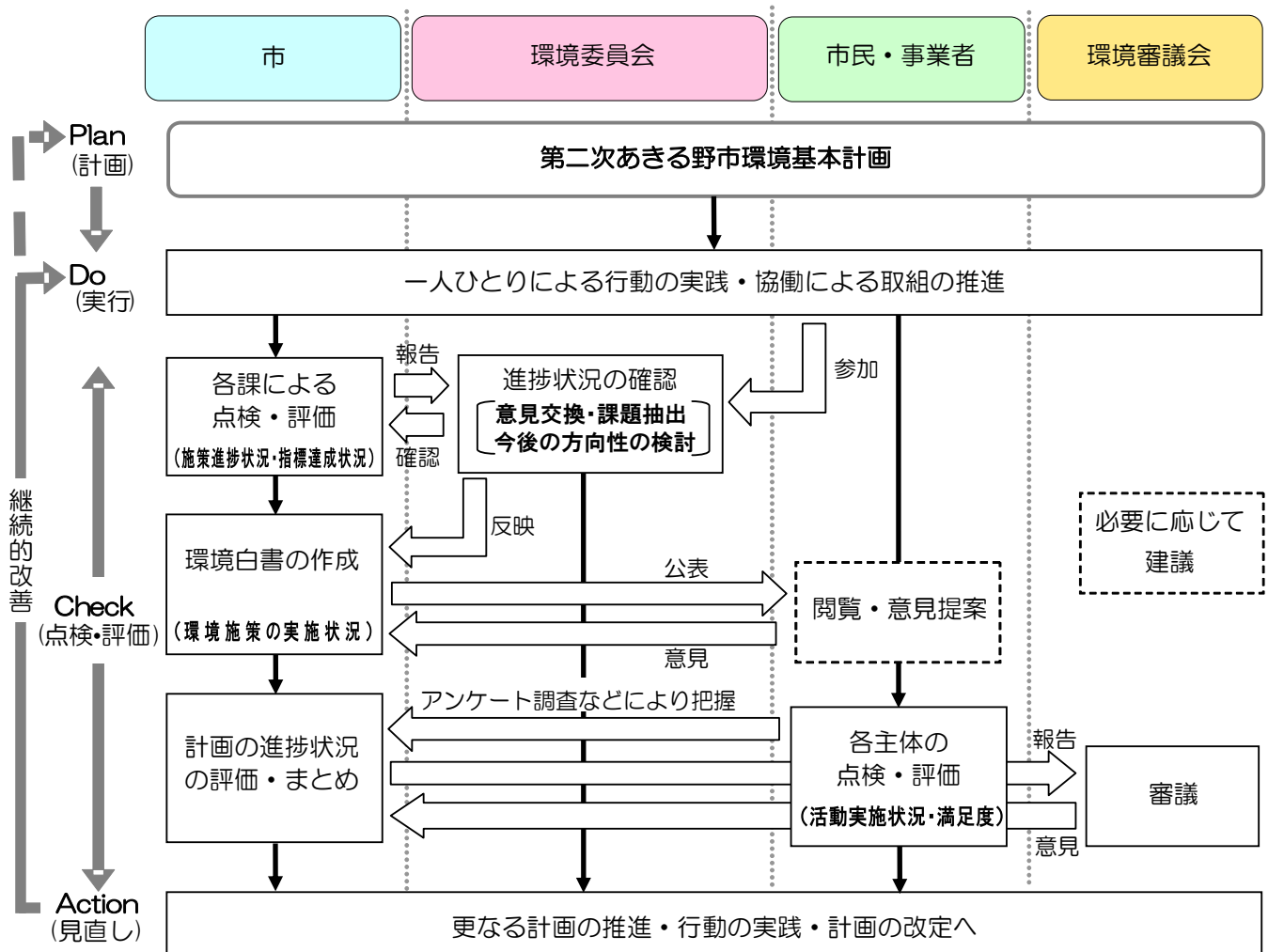


図28 進行管理の流れと役割

(2) 点検・評価の方法

P D C Aサイクルにより進行管理を行うためには、課題の抽出と施策の見直しに直結する点検・評価が非常に重要です。このため、本計画では、計画全体に関する点検・評価の方法をあらかじめ定めておくこととします。

① 評価時期

本計画全体の推進状況に対する評価は、計画の見直しの時期に当たる平成32年度（2020年度）と計画期間を満了する前の平成37年度（2025年度）に実施することとします。ただし、社会情勢の大きな変化などにより、計画の見直しが必要なときには、その時期に合わせて評価を実施します。

また、本計画に示す施策の進捗状況については、毎年度、点検・評価、確認を実施し、環境白書等を通じて公表します。

② 評価対象

評価対象は、第2章で示した第一次計画の評価と同様に、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野のほか、4分野の評価を統合した「全体」の5つとします。

③ 評価指標の設定と評定の算出

評価指標は、次のア～エの4つとします。

また、それぞれの指標に対する評価を5点満点で点数化し、さらに「評定」として、評価対象ごとに平均点を算出します。評定が高いほど、望ましい環境像の実現に近づいていることとなります。

ア 施策進捗状況

施策の進捗状況は、本計画における各施策の進捗を示すものです。施策のもとに位置付けられた取組について、毎年度、所管課が目標に対する進捗状況を自己評価します。評価結果は、環境委員会の確認を経て、環境白書に掲載します。

なお、取組の内容と目標は、59頁～106頁に掲載しています。

イ 関連指標の達成状況

本計画の目標達成の指標である関連指標の達成状況を示すものです。達成状況は、指標に関わる部署からの報告やアンケート調査により把握します。

なお、関連指標は次頁に掲載しています。

ウ 環境に対する満足度

市民や事業者が、本市の環境についてどのように感じているかなどの満足度を示すものです。満足度は、アンケート調査により把握します。

エ 環境保全活動の実施状況

市民や事業者による環境保全活動の実施状況です。実施状況は、アンケート調査により把握します。

④ 関連指標

本計画に示す複数の施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として設定します。関連指標は、把握方法も含めて、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の4分野に設定します。

※ 関連指標の例（エネルギー環境分野のNo.1 あきる野市全体の二酸化炭素排出量）
 目標である 312 千 t-CO₂ を達成するためには、エネルギー環境分野の複数の施策の推進が必要となります。このようなものを関連指標としています。

分野	No.	指標の内容	目標	現状値 (H26年度)
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業(昔道・尾根道整備、景観整備)の参加団体	延べ20団体	延べ17団体
	2	生物多様性という言葉の認知度(内容も分かる)	70%	30.2%
	3	外来種という言葉の認知度(内容も分かる)	80%	67.6%
	4	地産地消の実施率(常時取り組んでいる)	50%	39.8%
生活環境	1	環境基準の達成率(大気、水質など)	98%	97.5%
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量	574g	799.6g
	3	リサイクル率	約35%	29.4%
	4	生活排水処理率	95%	94%
	5	下水道接続率	97%	96%
	6	一斉清掃の実施回数(年)	2回	2回
	7	一斉清掃の参加率(延べ参加者数/本市の人口※1)	40%	38.1%
エネルギー環境	1	あきる野市全体の二酸化炭素排出量	312千t-CO ₂	330千t-CO ₂ ※2
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量	4,480t-CO ₂ ※3	3,702t-CO ₂
	3	グリーンカーテンの実施率(いつも実施と時々実施の合計)	50.00%	40.00%
人の活動	1	森林サポートレンジャーの登録人数	120人	106人
	2	小宮ふるさと自然体験学校等の環境教育・体験学習施設の利用者数※4	9,000人	5,375人

※1 人口は、当該年度の4月1日現在のものを使用します。

※2 平成24年度(2012年度)(最新)の値です。

※3 目標値は、平成25年度に「第三次地球温暖化防止対策実行計画」で定めたものです。施策の推進により既に目標値を達成していますが、計画期間中であるため、そのまま記載しています。

※4 利用者数は、自然体験学習や体験研修の利用者数です。

(3) 計画の見直し

本計画の計画期間は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、平成37年度(2025年度)までの10年間です。

ただし、第1章で示したとおり、平成32年度(2020年度)に上位計画である「あきる野市総合計画」が見直されることなどから、計画期間の折り返し時期でもある平成32年度(2020年度)に必要な見直しを行います。

また、社会情勢に大きな変化があった場合などは、上記に関わらず、計画見直しの必要性等を検討します。